

日野町議会第8回定例会会議録

令和5年12月14日(第3日)

開会 9時00分

散会 18時44分

1. 出席議員(13名)

1番	福永晃仁	8番	高橋源三郎
2番	谷口智哉	9番	加藤和幸
3番	松田洋子	10番	後藤勇樹
4番	柚木記久雄	11番	中西佳子
5番	川東昭男	12番	西澤正治
6番	野矢貴之	13番	杉浦和人
7番	山本秀喜		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(24名)

町長	堀江和博	副町長	安田尚司
教育長	安田寛次	総務政策主監	河野隆浩
厚生主監	吉澤増穂	産業建設主監	福本修一
教育次長	澤村栄治	総務課長	正木博之
税務課長	吉澤幸司	企画振興課長	小島勝
交通環境政策課長	大西敏幸	住民課長	奥野彰久
福祉保健課長	福田文彦	福祉保健課地域共生担当課長	芝雅宏
子ども支援課長	柴田和英	農林課長	吉村俊哲
商工観光課長	園城久志	建設計画課長	嶋村和典
会計管理者	三浦美奈	学校教育課不登校対応担当課長	赤尾宗一
生涯学習課長	加納治夫	総務課主席参事	岡本昭彦
学校教育課主席参事	山中博嗣	生涯学習課主席参事	岡井健司

4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 吉澤利夫 議会事務局書記 藤澤絵里菜

## 5. 議事日程

### 日程第 1 一般質問

- 7 番 山本 秀喜君
- 3 番 松田 洋子君
- 4 番 柚木記久雄君
- 1 1 番 中西 佳子君
- 9 番 加藤 和幸君
- 6 番 野矢 貴之君
- 1 0 番 後藤 勇樹君

## 会議の概要

－開会 9時00分－

**議長（杉浦和人君）** 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。  
一同礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問通告表に基づき順次発言を許可いたします。

7番、山本秀喜君。

**7番（山本秀喜君）** 皆さん、おはようございます。それでは通告書に伴い、国から交付される補助金等の仕組み、わたむき自動車プロジェクト通勤バス実証実験、令和4年度の決算と次年度の財政方針について、3点を分割で質問していきます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速、1つ目、国から交付される補助金等（国庫補助金）の仕組みについてに入ります。

まず、私がこの質問をしていこうと思ったのは、町の財政運営を見ていく中で国の補助金制度が幾つもあり、この補助金を活用して政策を実施していくためには様々な制約があるのが分かってきたためです。うまく補助金を活用しなければ、労力を使った割に税金の無駄遣いになってしまった、このようなことが起こらないように制度の理解をして、本当に地域の皆さんにメリットがあるサービスであることが大事である、そんなことを思ったからです。今回1つ目の質問で、国からの補助金制度のことを知った上で、2つ目の質問、わたむき自動車プロジェクトで多額の補助金制度を活用して実施していますから、連動性があることを認識していただいて、聞いていただければと思っています。

それでは、質問に入っていきます。現在の町の公共交通の再編に向けた、わたむき自動車プロジェクトが通勤バスの実証実験（予定）、チョイソコひの乗り合い送迎サービスによるAIオンデマンド交通の実証実験（実施中）を行っており、これらの実証実験には、国から交付される国庫補助金、デジタル田園都市国家構想交付金が活用されています。住民の方にとって聞き慣れない言葉ですが、この国庫補助金は、町が実施する特定の事業に対して国から交付される補助金制度であり、その1つとしてデジタル田園都市国家構想交付金制度があります。特定の事業に対して国から50パーセント交付され、残りの50パーセントを町の一般財源から支出される

もので、デジタルを活用した意欲ある地域の自主的な取組を応援されているものです。町では、このデジタルを活用してわたむき自動車プロジェクトを事業化し、チョイソコひの予約システムや町内周遊アプリの改修費、公共交通人流データ分析などに取り組みられるところであり、さらなる成果を期待しているところです。デジタル田園都市国家構想交付金制度のほかには、現在工事が進められている町道西大路鎌掛線の道路改良工事にも国からの社会資本整備総合交付金を活用し進められており、ほかにも必佐学童保育所「太陽の子」の施設整備にも子ども・子育て支援施設整備交付金や新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金など、多岐にわたり活用されているのが現状です。政策立案担当者は町の社会課題を解決したり、町の魅力をより向上させていくために、国の補助金制度にアンテナを張り、学習されることと思っています。私は課題解決や町の将来像に向けて、やりたい事業と補助金制度をいかにマッチングさせるかが大事ではないかと思っています。そこで国からの補助金制度と町の事業との関連性について、以下のとおり伺っていきます。

1つ目、デジタルを活用したわたむき自動車プロジェクトの現時点での成果をどのように捉えられているのか。デジタルの活用が十分生かされている事業と見ているのか。

2つ目、デジタルを活用したデジタル田園都市国家構想交付金制度は、町は公共交通のほかには主な活用実績はどのような事業があるのか。

3つ目、マイナンバーカードの普及状況をデジタル田園都市国家構想交付金制度の交付審査に反映されているのではないかと聞きました。実情はどうなのでしょう。

4つ目、社会資本整備総合交付金を活用した町道西大路鎌掛線の道路改良工事の進捗状況はいかがか。国からの交付は、町からの改良工事の申請によって決まるものか。交付率はいかがか。

5点目、先日、子育て環境の未来に向けてのワークショップにおいて、公立で幼稚園、保育園、こども園を施設整備していく場合、補助金が出ないと聞きました。近頃、近隣市町の施設整備を見てみると、ほとんどが私立のようです。施設整備に関して、国からの財政的な政策誘導と捉えられる面がうかがえるが、この点、町はどう考えているのか。

6点目、幼保の施設整備も必要だと考えるが、小学校の施設整備も大きな課題であります。小学校の施設整備を考えた場合、補助金制度はどのようなものがあるのか。交付率はどうか。

7点目、日野町文化財保存活用地域計画の中に、文化財の拠点施設の整備の検討とある。この拠点施設の施設整備を考えた場合、補助金制度はどのようなものがあ

るのか。交付率はどうか。

8点目、交付金の1つにデジタル田園都市国家構想交付金制度があり、その交付決定事業を調べてみますと、県内各市町で様々な取組がされていることが分かりました。例えば、東近江市では保育所等A I 入所選考システム導入事業、竜王町では検診予約ウェブ受付システムの導入に使われており、住民と行政の利便性の向上に努められているようです。他の市町のよい点は学ぶべきと考えるがいかがか。

**議長（杉浦和人君）** 7番、山本秀喜君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

**町長（堀江和博君）** 皆様、おはようございます。本日もよろしく申し上げます。

それでは、まず国から交付されている補助金等の仕組みについてご質問を頂きました。

事業の実施につきましては、各所属におきまして国庫補助金をはじめ、各種助成金の活用等を含め、日頃からアンテナを張り、情報収集に努めるよう指示をしているところでございます。そのような中、1点目のデジタルを活用したわたむき自動車プロジェクトの成果につきましては、今まで通勤時間帯の主要道路の渋滞は、交通量調査でしか把握ができておりませんでした。人流分析に基づき、改めて主要道路以外の把握ができたほか、通勤バス実証実験におけるルート設定、交通量変化等をデータで可視化し、現状把握と実証実験の効果が検証できたと考えております。現在、実証実験中のチョイソコひのについても、停留所の目的地設定やA Iの活用による効率的な運行が可能となっているほか、町内周遊アプリ「ぐるりん日野ナビ」の活用による町内の周遊促進など、デジタル技術が事業に生かされていると考えております。

2点目のデジタルを活用した事業につきましては、公共交通関連のほか、小学4年生から中学生までを対象とした近江日野商人プログラミング体験事業の実施、また確定申告相談予約システムの構築に活用しております。

3点目のデジタル田園都市国家構想交付金の審査につきましては、町が既に採択を受けている同交付金の地方創生推進タイプについては、マイナンバーカードの交付率が審査に影響を受けるものではありません。マイナンバーカードの交付率に関する審査要件については、デジタルを活用した地域課題を解決するためのデジタル実装タイプ等において、令和5年度から新規に取り組む事業に対して一定の割合以上であることが要件や審査の加点対象とされてきましたが、令和6年度から新規に取り組む事業については、交付率の要件や審査の加点は廃止され、マイナンバーカードを利活用する取組について審査の加点対象とされる見込みでございます。

4点目の町道西大路鎌掛線の進捗状況につきましては、今年度発注しました工事は順調に進み、おおむね年内で完了する見込みとなりました。今回の工事で、鎌掛

方面から五月台取付道路の交差点手前部分まで車両の通行ができる状態となる見込みです。また、国の交付金につきましては、町の要望額に対して国が割当額を決定するものであり、今年度当初の要望額に対する割当ては96パーセントとなっております。交付率は55パーセントであります。

5点目の公立の幼稚園、保育園、こども園に関する施設整備補助金につきましては、国の保育所設置運営の規制緩和等により保育所の民営化が進み、公立施設には補助金がない状況となってきた経緯があります。令和5年4月のこども家庭庁創設により認定こども園新設の場合に限り新たに補助制度ができましたが、実態に即した補助額は見込めない状況です。このような中、町では公立保育施設を新設する場合において補助制度の創設を県知事に要望しており、今後も引き続き市町の実情に合った形で、公立、私立を問わず、保育環境の向上のための補助制度の創設を要望してまいります。

6点目、7点目につきましては、後ほど教育長から答弁をさせていただきます。

8点目の他市町の事例につきましては、国の地方創生のサイトにて地方創生関連事例を検索することができます。第6次日野町総合計画の将来像の実現に向けた施策を推進するにあたり、参考にしながら研究をしてまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（安田寛次君）** おはようございます。よろしく申し上げます。

6点目の学校施設の整備に係る国庫補助金につきましては、2つの国庫補助事業があり、1つは校舎棟の新築または増築の目的に活用できる公立学校施設整備費負担金で、補助率は原則2分の1となります。2つ目は、校舎等の改築や長寿命化改良、大規模改造等に活用できる学校施設環境改善交付金があり、補助率は原則3分の1となります。

7点目の文化財の拠点施設整備に係る補助金につきましては、日野町文化財保存活用地域計画を策定したことによる補助金はありませんが、デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生拠点整備タイプが利用可能で、補助率は2分の1となっております。

なお、施設の整備をどのように進めていくかについては、町の財政事情や他の公共施設の整備予定等を勘案する必要があると考えているところです。

**議長（杉浦和人君）** 山本秀喜君。

**7番（山本秀喜君）** 回答を頂きまして、それぞれの補助金、交付金の仕組みがよく分かってきました。ただ、ここでよく考えておかないといけないのは、冒頭に申しましたように、施策や事業に制約が少しでもかかるということなのです。1点目、2点目のデジタル田園都市国家構想交付金は、うまくデジタルを活用して町の地方創生事業を推進しなければならないこと。5点目の公立の幼稚園、保育園、こども

園に関する施設整備補助金については、認定こども園新設の場合に限り、新たに補助制度ができましたが、実態に即していないということを先ほど返答されましたので、補助金の中には、国の誘導がちょっと見え隠れする点を注意しなければならない事項かなというふうに思いました。こういったことを考えつつ、再質問をさせていただきたいと思います。

1点目、デジタルを活用したわたむき自動車プロジェクトで実施された人流分析の結果は可視化し、実証実験の結果を確認させていただきました。これは総会の議案書の資料に結果として貼り付けてありますので確認させていただきました。この結果を見て、正直言って、この分析は多額のお金をかけた成果の結果を受けて、「ああそうですか」というだけに終わっていないでしょうか。本当にPDCAのC、結果を受けて次のアクション、Aにつながっていくのか。そういうデジタルの使い方をしたのか。その点を教えていただきたいと思います。

チョイソコひについては、予約システムにAIが活用され、そのシステムでうまくデジタルが活用できていると思っています。ぐるりん日野ナビは、なかなか使い勝手がよくないという言葉を目にしています。10月から実施されたデジタルスタンプリーというのがありましたけれども、それは好評であったのか、その点をお伺いしたいと思います。ダウンロード数が増えていると思いますが、どんな状況なのか教えていただきたいと思います。

次、2点目の中で、今回、小学4年生から中学生を対象にした近江日野商人プログラミング体験事業というのを先ほど回答していただきましたけども、これはどういった内容の事業なのでしょう。成果も含めて教えていただきたいと思います。

3点目のマイナンバーの関係は分かりました。

4点目の町道西大路鎌掛線の道路改良工事も順調にしているということなので、安心させていただきました。私も時々、現場を見させていただいて進捗状況を確認させていただいています。交付率は55パーセントで、残りの40パーセントが町の起債、5パーセントが一般財源と理解していますが、それでよいのか確認をさせていただきます。

5点目の公立の幼稚園、保育園、こども園に関する施設整備の補助金については、何遍も言いますが、ちょっと注意しなければならない点だと思っています。町から公立の保育施設を新設する場合の補助制度の創設を県知事に今要望していると言われました。近隣の市町は民営化が進んでいるのに、日野町が今要望して本当に実現していくのかというのは、なかなか思えてきていません。ただ、私も調べていますが、全て公立で運営している町がございます。愛知県扶桑町です。まだ実態は調べ切れていませんが、実際民間で施設整備から運営した場合と公立で運営した場合とどう相違点があるのか、利点はどうか、調査を進めていく必要があると

私自身も感じております。ここで忘れてならないのはコスト面だけではなくて、やっぱりお子さんの成長にはどのような保育環境が望ましいか、本質のところを見失ってはいけないなど、そんな思いをしています。町は今の状況を鑑みて、公立、私立の運営面とかコスト面とかの利点とか、ちょっとこれはまずいなという欠点とかいうところを調査されているのでしょうか。その点をお聞かせ願いたいと思います。

6点目、学校施設、7点目の文化財施設については状況を確認させていただきました。

8点目のデジタルを活用した地方創生を考えていく政策は、好事例が幾つも掲載されています。2万人の日野町の地域性に見合ったデジタル技術を活用しなければならぬと思っています。こういった意味からも、人流データのデジタル技術は日野町民にとって有効であったとお考えでしょうか。他市町の事例も見て、日野町が取り組むべきデジタル技術とはどういったものと捉えられているのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上、それぞれの質問に対してお答えをお願いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 交通環境政策課長。

**交通環境政策課長（大西敏幸君）** おはようございます。山本議員から再質問を幾つか頂戴しております。私のほうからは、人流データの結果から行うアクションについてというところと、6点目のところで頂きました人流データは町民にとって有効であったか、この点についてご答弁させていただきたいと思います。

まず、1つ目の人流データの結果からのアクションでございますが、先ほどの答弁にもございましたように、交通量調査でしか分からなかった部分が人流データ等を活用することで、もっと幅広いデータのほうが取れて蓄積できたというような点が大きなところでございます。その中で、実証実験の通勤バス実証などをすることで車の量を減らすということで、どれぐらい渋滞がスムーズになったかというスピード分析であったり、また観光地はどのようなところに来られているかという分析、またチョイソコひのの停留所を設置する際の場所をどこに設置すべきか、どういふところに皆さんが移動されているのかというようにところに人流データというのを活用させていただいたところでございます。

今後、日野町民にとってこれは有効であったかというところでございますが、この間取り入れましたデータというのは日野町のほうで成果品として持ち続けますので、今後、人流データを見比べる中でどのように移動が変化しているかというようなことにも使えますし、利活用は幅広いものができるというふうに思っております。その中で、交通モード以外の部分でも利活用ができるというふうに考えておりますので、具体的にまだ何の相談もできていませんけれども、例えば道路を新しく建設するとき、今ですと現に使われている道路が新しい道路ができたことによって



どのように車の流れが変わっていくかなど、そういったことにも分析ができるのではないかなというところでは、日野町がこれからいろいろ建設計画をしていく中で、この人流データというのが幅広く使えるのではないかという可能性を秘めております。そういったところで、我々がしっかりこのデータを使いながら今後の行政を進めていくというようなところに利活用できますので、我々としてはこういうデータを持ち得ましたので、今後これを上手に使っていくというような形をしていかなければならないと考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（加納治夫君）** おはようございます。ただいま再質問いただきました近江商人のプログラミング体験事業の成果、またどのような内容かということについてでございますが、今年度は専門的に学びたい子どもたちと、それから幅広くプログラムのイロハを学んでいただく、そのようなコンセプトでこの事業を進めてまいりました。例えば、親子プログラミング体験教室と題しまして、必佐公民館で8月26日に実施させてもらいました。11組22名の参加がございました。また、同じく親子体験プログラムとして、10月29日に西桜谷公民館と一緒にさせていただきました。20組40名の参加がございました。また、幅広く子どもたちにプログラムのイロハを学んでいただくということで、日野中学校の先生と協働いたしまして、中学校3年生、5クラス、約140名の方にプログラミングの勉強ということで、10月3日と17日に学んでいただくことができました。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（園城久志君）** ご質問ありました、ぐるりん日野ナビを活用したスタンプラリーについて、その効果ということでご質問いただきました。当スタンプラリーにつきましては、「秋の日野をめぐるデジタルスタンプラリー」と題しまして、令和5年10月1日から11月12日まで開催させていただきました。町内への観光の誘客と町内の周遊を促すことで、町のPRと観光消費の拡大を目的とさせていただいたものです。16か所のポイントを巡るということでさせていただきましたけれども、1か所以上でスタンプを獲得された方を参加者とみなしまして、参加者合計が224人の方にご参加いただきました。このスタンプラリーをきっかけに町の自然・歴史スポットですとか商店さんを巡っていただくということで、その辺については効果があった事業と成果ということで捉えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（嶋村和典君）** 山本議員のほうから、町道西大路鎌掛線の事業費の財源についてご質問を頂いております。

西大路鎌掛線につきましては、社会資本整備総合交付金のほうを活用しております。こちらにつきましてもパッケージが幾つかございます。国庫補助率55パーセ

ントのものと50パーセントというようなことで、西大路鎌掛線につきましては、有利なものが使えるようにということで55パーセントとなっております。その残りでございますが、当初予算につきましては起債充当が90パーセントと。国のほう、補正予算ですと100パーセント充当等、違うんですけれども、当初予算に関しましては90パーセントということになりますので、議員お見込みのとおり、起債につきましては約40パーセント、残り町の一般財源約5パーセントということになっております。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（小島 勝君）** 私のほうからは、2点答弁させていただきます。

まず1点目は、ぐるりん日野ナビのダウンロード数でございます。これが増えたかどうかということでございます。令和4年12月末現在のダウンロード数は1,045件でございました。今年度に入りまして、先ほど議員ご指摘いただいたとおり、アプリの使い勝手がよくないというご利用者さんからのお声をお聞きしておりましたので、今年度前半についてはそこのところを改良するというところで取組を進めさせていただいたというところでございます。そのことから、先ほど商工観光課長が答弁しましたように、スタンプラリーの時期がちょっと10月にずれ込んでしまったという経過がございます。その上で、令和5年11月2日現在の数字でございますけれども、1,355件ということで約300件増えたというような実績となっております。

次に、人流データのところで絡めて質問いただいた、他市町の事例を見て日野町が取り組むデジタル技術はどういったものと捉えているかという視点でございます。こちらにつきましては、日野町のDXをどうやって進めていくかというところで、日野町のDXの進め方ということで庁内で情報共有をしているところでございます。まず、大きな目標はやはり日野町の第6次総合計画、これを実現していくためにデジタル技術を活用するという大きな目標がございます。その下で、町民の方の暮らしの利便性の向上につながる、また行政とのタッチポイントが充実するもの、これが1つの視点です。また、役場のほうではそういったことを立案するにあたって、職員の政策実現の能力を養っていききたいなという思いもございまして、安定的な行政運営ということで職員の利便性の向上につながると。そういったものをDXとして進めていくという視点で取組をしていくということで考えております。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（柴田和英君）** 5点目の公立、私立の利点・欠点についての調査についてというお尋ねでございます。

今現在も在り方懇の中でも検討していますが、それまでの立ち上げの段階で職員の中での準備会というのもございまして、様々公立・私立の園も見させていただく中で、やはり利点・欠点はそれぞれあるということでございますが、私立について

は経営方針に沿って柔軟かつ保育ニーズに的確に応えられるという利点があると思います。欠点については、経営の安定化の重視というのがありますので、質と量のバランスということで、特に量では適正な規模を維持というか、小規模でも運営ができるというようところがなかなか難しい部分があるかなというふうに思います。

公立のほうの利点・欠点で、欠点といいますか、やはり公立で運営するということの財政的なコスト面での負担というか、それは大きいものであるというふうには考えます。利点につきましては、もちろん財政的な公立・私立の検討もまだ今も引き続きやっているところではございますけれども、まずは保育の質の均一化というのが公立の中ではあると思います。安定的な保育体制が取れるということで、人材のほうも若手から中堅、そして主任、園長とその経験を積み上げていく中で人材の経験値が上がっていくというところと、人材というところでいきますと、今言いましたように、経験を積んだ者が町の財産になっていくというところが大きいかなというふうに思います。それと、地域全体に公平な機会を提供できるということで、地域に根ざした保育が可能であると。それと、公務員としての安定的な雇用、継続性、そして平準化というところも挙げられます。それと、子どもさんにとっても様々な特別な支援の必要なお子さんに対する対応についても、公立がしっかりと担うべきところがあるというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山本秀喜君。

**7番（山本秀喜君）** それぞれちょっと奥深く聞かせていただきましたけども、再々質問は、ちょっと特化して質問をさせていただきたいと思います。

1つはデジタルを活用した日野町での、どうもメインアプリになりそうなぐるりん日野ナビを今強化されているというふうなこととと思っています。今見てみますと、「日野め〜る」があったりとか防災アプリもあったり、そこに今のチョイソコひの予約システムがあって、町の利用者から見たら、あれもこれもというふうな形になっているのではないかとと思っています。今のぐるりん日野ナビにちょっと入っていくと、そこにはチョイソコの予約システムにボタンを押したらつながるようなことにはなっているんですが、そこまでたどり着くのに分かりづらいというのもあって、よっぽどぐるりん日野ナビの中身を知らないと活用できていかないというのが実態かなというのと思っています。その点を改善する余地は大いにあるのではないかなと。ここまで改良にお金もかけていますので、本当に住民の皆様も、来訪者の皆様も使えるようなアプリになって、また、ほかの市町を見てみますと、お年寄りもこのアプリを使って、今のチョイソコひの予約システムをアプリのボタン1つで予約のシステムに入っていく。そんな簡単にお年寄りにも使えるようなアプリをつくっておられる市町もあります。そんなことも見させていただくと、本当にこれ

をうまく使ってほしいなというのがありますので、どのようにこのアプリを使っていこうと、もっと改善の余地がないのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

それともう1つは、最後のデジタル田園都市国家構想交付金の事業を考えていった場合、日野町に見合った、要するにデジタル田園都市国家構想交付事業をどう進めていくのかというのを、日野町にはDXの東参与がおられます。今日は来ておられたらちょっと聞きたかったんですけども来ておられませんので、これを考える上で東参与の参画といいましょうか、お考えを聞かれて進められていかれたのか、その2点を再々質問でお聞かせ願いたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（小島 勝君）** 2点、再々質問を頂きまして、まず日野町に幾つかある情報発信媒体「日野め〜る」、防災アプリなどがございますけども、今後ぐるりん日野ナビを改善して、お年寄りの方にも使えてもらえるようなアプリにしていってはどうかというところがございます。この点につきましては様々な情報発信媒体がございまして、やはり情報の整理をしなければいけないかなというふうに私どもも考えているところでございます。それ以外でもホームページ、またSNS、こういった町から発信する媒体、これをいかに効率よく住民の皆さんに伝えていくかというところで今研究を進めているところでございまして、情報の内容によって使われる媒体を介してうまく届くようにならないかなという研究を進めているところでございます。そういった中でぐるりん日野ナビの改善というところがございますけども、そういった日野町で得られる情報はこういった媒体があるのかなというところをお知らせするところから、まずそこから始めたいなというふうに思っています。ぐるりん日野ナビの改善でございますけども、防災アプリとくっつけてしまうとかそういったところはライセンスの問題とかいろんな問題がございますのでなかなか難しいので、何か総合的にこういう案内ができるようなものがないのかなというふうに考えているところでございます。

次に、日野町に見合ったというところで、東参与の関与はあったかというところでございます。まずは、先ほど答弁させていただきました日野町DXの進め方ということで、基本的な日野町のDXを進めるにあたっての考え、この部分については当然東参与も入っていただいて策定をさせていただいたところがございますし、その中で具体的に取り組む事業が、最後のほうのページに掲載していますけども、そこは各所属の担当者がその都度、参与に相談して進めているという状況でございますので、よろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 山本秀喜君。

**7番（山本秀喜君）** 今回は補助金制度の仕組みを問うことでしたので、あまり深入

りはしないと思っています。今回勉強させていただいて、補助金といえども、国民のみんな、住民の皆さんからの税金で成り立っているものですから、もっともっとやっぱり有効に使ってほしい。価値の上がるものに使ってほしい。このことが私の願いなのです。先ほども言いましたけども、アプリ開発も高齢者の方にも受け入れられるアプリでなければならない。先ほどの数字を聞かせていただいても、まだまだ少ないかなと。高齢者の方も使い勝手がよかったら、一気に数字は伸びるのではないかなと思った次第です。ぐるりん日野ナビの機能性を向上させて、みんなが使えるアプリになるようお願いして、この質問を終わりにしたいと思います。

続いて、2つ目に行きます。「わたむき自動車プロジェクト」通勤バス実証実験についてです。

私はこのわたむき自動車プロジェクトの通勤バス実証実験において、令和3年度の実施当初から本当に採算の取れる事業に発展していくのか、常に心配がありました。ゆえに実証実験の立会いにも伺い、利用者の声、従業員の声を聞き、そして実施事業者との意見交換会も行って、現場の状況を把握してまいりました。結果は、令和3年度の実証実験は低調にスタート、令和4年度においても改善をされているものの大きく利用者の増大には至らず、結局振出しに戻ったという思いです。協力された事業所からの意見聴取結果からも「難しい」とした文字が散見しており、自家用車通勤から通勤バスへの行動変容に至るまでには、よほどの後押しがない限り難しいと判断されたようです。これは令和3年度、4年度における通勤バス実証実験に係る総括報告書からの回答でございます。これは12月1日、議員全員協議会で交通環境政策課から報告を受けたことです。多くの時間と費用をかけ、また準備に多大な工数をつぎ込んで実施されてきた通勤バスの実証実験は、ここに来て大きくかじを切り替えなければならない事態に追い込まれてきました。これらのことを踏まえ、令和5年度に実施予定の通勤バスの実証実験について、以下のとおり伺います。

1つ目、令和3年度、4年度における通勤バス実証実験に係る総括報告書は、推進協議会メンバーに共有され、検討されてきた結果と捉えてよいか。

2点目、今後の実証実験を含め、通勤バスの在り方を検討するために、通勤バスワーキンググループを立ち上げている。構成メンバーはいかがか。

3点目、令和5年度当初から実証実験をいつやるのか心配していたが、年度末の寒い2月に実施すると伺いました。2月に実施することを決めた経緯はいかがか。既にスケジュールは決めているのか。

4点目、実証実験を行う運行ルートは。対象事業所はいかがか。

5点目、実証実験に伴う運行バスの確保はどのようにするのか。従来のように観光バスが代用できるのか。

6 点目、通勤バス実証実験の予算548万円の内訳を伺います。

7 点目、前項の予算が従来の設定コースのことを考えると極端に少ないです。従来から取り組んできた近江鉄道沿線の最寄り駅からのコースや近江八幡駅のコースは断念するのか。

8 点目、実証実験を行う際、人流データの分析も同時に行うのか。

最後 9 点目、2 月の実証実験は本格稼働に近づける成功度の高い実証実験と想定しているのか。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** わたむき自動車プロジェクト、通勤バス実証実験についてご質問を頂きました。

1 点目の総括報告書につきましては、通勤バス実証実験に関わっていただいた、わたむき自動車プロジェクト推進協議会の構成員等による通勤バスワーキンググループと検討を行ったほか、全ての構成員と共有しているところでございます。

2 点目のワーキンググループの構成員につきましては、わたむき自動車プロジェクト推進協議会の構成員であるダイフク滋賀事業所、オーケーエム日野工場、近江鉄道、日野町商工会の4者と事務局である日野町交通環境政策課ならびにコンサルタント会社であります。

3 点目の経緯につきましては、事前のアンケート調査を実施する中で、冬の積雪時の通勤に不安をお持ちである意見が多かったことから、日野第二工業団地企業協議会と相談し、この時期の実施を検討してきたものであり、実施を2月上旬から予定しております。

4 点目の運行ルートおよび対象事業所につきましては、アンケート調査結果を踏まえ、日野駅から日野町役場を経由したルートを基本とし、対象事業所については日野第二工業団地内の事業所を対象とした実証実験を検討しております。

5 点目の運行車両につきましては、手配できる路線バス車両に余裕がないため、貸切りバスを代表し、運行を検討しているところです。

6 点目の予算の内訳につきましては、近江八幡駅からのルートの2週間分、日野駅からのルートの約1か月間分を想定して当初予算に積算計上したものであります。

7 点目の予算が少ない点につきましては、近江八幡駅からのルートについては令和4年度の実証実験で一定ルートの構築等ができているため、運行期間を短縮しているほか、運行するバス車両数を減らしたことによるものです。なお、最終のルート決定については、通勤バスワーキング等の協議を踏まえ、確定することとしております。

8 点目の人流データの分析につきましては、これまでの実証実験において必要な

データを得られており、今年度の実証実験にも活用できることから、今年度の通勤バスでは実施をいたしません。

9点目につきましては、これまでの実証実験において得られた知見等を取り込み実施するものですが、ご協力いただきます日野第二工業団地企業協議会には、一定の利用が見込めない場合には本格運行が難しいことをお伝えした上で、今回の実証実験を行うこととしております。

**議長（杉浦和人君）** 山本秀喜君。

**7番（山本秀喜君）** 再質問に入る前に、再度今までの経過を整理しておこうと思っています。わたむき自動車プロジェクトは、利用者の減少によって厳しい状況にある地域の公共交通を再び活性化させようと、令和3年度にわたむき自動車プロジェクト推進協議会が設立され、今年で3年がたとうとしています。当初は朝の渋滞、いらいらを解消しよう、通学に徒歩40分は大変と。通勤と通学をうまく統合させた実証実験が行われ、カーフリーデーには三日月知事もこのルートの乗車をされたということも聞かせていただきました。2回の実証実験で通勤ルートを変え、試みたものの、結果は通勤利用者のニーズに合わせるのは難しい、これが結果だと思うのです。今年度3回目の実証実験は、今返答いただいたとおり、対象事業所も変えて新たに取り組む形を伺いました。期待するところは大きいものがございしますが、2度の低調をどう改善できるのか。不安点も大きいのが本当の気持ちでございます。そのような複雑な思いの中、整理していきたく再質問をしていきたいと思っています。

まず1点目、2点目は、通勤バス実証実験に係る総括報告書の内容は通勤バスワーキングメンバーで検討され、結果的に難しかったという同じ認識がされていると理解しました。ワーキングメンバーに日野第二工業団地企業協議会の方が含まれていませんが、今年度は日野第二工業団地が対象事業所になるということですので、加えたほうがよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

3点目、4点目として、年明けの2月に実施する実証実験は、日野第二工業団地企業協議会に事前アンケートを取った結果から行うものだと伺いました。日野第二工業団地を対象にしていった理由はどのようにしてでしょうか。ダイフクさんとかオーケーエムさんとの実証実験は断念されたという理解でよろしいでしょうか。第二工業団地との実証実験、参加事業所は既に決められているものなのではないでしょうか。それと事前アンケートを取られたということですので、事前アンケートは工業団地全ての事業所にアンケートを取って、今回の実証実験につながっていくと捉えてよいものなのか。そのアンケートの結果はどうだったのかをお伺いしたいと思います。

また、先ほどルートについては、日野駅、日野町役場経由、日野第二工業団地ということをお伺いしました。そうした理由を教えてくださいたいと思います。

5点目、貸切りバスは了解しました。ただ、貸切りバスですので、通勤以外の昼間は動かさないのか。ちょっとそこが心配になりましたので、その点を伺います。

6点目、7点目で、今回予算で見ていたルートは、近江八幡駅ルートもあるとのことでしたが、今の段階では日野駅、第二工業団地ルートが想定されています。今後ワーキングメンバーとの協議で拡大もあり得るとのことですが、ルート設定の道路管理者との協議も必要で、準備期間にも余裕がないと思っています。いつまでにルートを確定させる予定なのか教えてください。

8点目、通勤バス実証実験の人流データは取得しないとされました。今年度、協議会の総会議案書を確認させてもらったところ、エビデンスに基づく公共交通分析で、公共交通人流データ分析に500万円の予算が計上されています。これはどのようなもののデータ分析でしょうか、教えていただきたいと思います。

9点目、本格稼働に近づける実証実験なのかの問いでございますけれども、当初、収益性の高い、需要見込みが高かった近江八幡駅のルート、これは先ほども申しましたけれども、本当に断念していいものなのか。これは今回の日野駅、日野第二工業団地ルートの収益性のことを思って、近江八幡駅はもともとはダイフクさんがバスを出しておられますので、そういうことも思って、やっぱり黒字化を見込むのであれば近江八幡駅のルートは大事ではないかという思いがあるんですが、この日野駅、第二工業団地は収益性が高い、黒字化が見込める事業なのか、その点を確認させていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 交通環境政策課長。

**交通環境政策課長（大西敏幸君）** わたむき自動車プロジェクトに関連して再質問のほうを頂いております。幾つか頂きましたが、順番にご答弁させていただきます。

通勤実証バスの令和5年度の事業としまして、今回考えているところのご質問をたくさん頂いておりますので、そちらについてですが、まずワーキンググループをつくって、その中で協議をしているということで、当初、今年度は令和3年、4年の実証実験の総括をしている段階では、ご答弁させていただきましたとおり、ダイフクさん、オーケーエムさんと近江鉄道、あと日野町商工会さんと事務局のほうで協議をさせていただいております。その中で今後、通勤実証をどう進めるかという中で、第二工業団地さんのほうにご協力いただくという話の流れの中で、次回12月下旬にワーキンググループをまた行う予定をしております。ここの段階から、第二工業団地企業協議会さんのほうにもご参画いただいてということで進めていこうとしているものでございます。

今回、工業団地の事業所にした理由でございますが、令和3年、4年からも実証実験をしている中で、日野町の北脇地先、第二工業団地周辺、国道307号線、また西桜谷公民館のところの県道桜川西中在寺線、この辺がずっと渋滞をしているとい



うような状況でございます。これをいかに解消していくかということが解決をしていかなければならない1つの課題でございます。また、第二工業団地企業協議会さんからは、工業団地内にバスの乗り入れというのが長年要望を頂いているというようなこともございます。また、近年では工業団地のほうに外国人の技能実習生のほうを迎え入れておられるということで、見ていただいているかも分かりませんが、自転車による通勤ということで大変危ない通勤をされているというような事象が行われているところもございました。こういうところから、今回この第二工業団地企業協議会さんのほうにご協力を頂いて実証実験ができないかということで、ワーキンググループで相談をさせていただく中で、今度もう一度寄っていただきますけれども、実証実験というような形で進めているものでございます。

その中で、事前にご要望も頂いていたので、実際どのようなニーズがあるかということでアンケート調査を取らせていただいたところでございます。アンケートにつきましては、30社からの事業所のほうに協力いただいております。第二工業団地のアンケートにつきましては、30社1,224名から回答を得まして、路線バスでの通勤の可能性についてのアンケートをさせていただいております。「利用したい」という方が84人で6.9パーセント、「条件が合えば利用したい」という方が249人で20.3パーセント、「利用しない」とされている方が703人で57.4パーセント、「利用する」または「条件が合えば利用したい」という方が333人で27.2パーセントであったというところでございます。そうした中でアンケート結果を踏まえまして、今回ルート設定をさせていただいたんですが、第二工業団地はこれまでから公共交通がなかったということから、車通勤が当たり前といいますか、それに慣れていただいているということで、なかなか公共交通を利用して通勤をするということが従業員さんの中で根づいていないとか、そういう環境に今までなかったのも、利用しないという回答が多かったというところでございます。ただ、利用したいという方がいらっしゃるという中で、多くは日野町内に住む、先ほど申し上げた自転車通勤等をされている方が利用をしたいというようなこともございましたので、今回のルート設定を日野駅から日野町役場を経由して第二工業団地のほうに向かうルートがよいのではないかとこのことを現在相談させていただいているというところでございます。

次に、貸切りバスの通勤時間帯以外の利用でございますが、今回、近江鉄道さんのほうにまたご協力を頂くということで準備のほうを進めておりますけれども、現在話をしておりますのは、朝晩の時間のスポット貸しをお願いしています。1日ずつの借上げをしていないということで、朝の時間が終わったら、また近江さんとしてはそのバスは違うことに使われると。また夕方、日野町のための実証実験に使われるというような形の使い方をさせていただくような話をさせていただいていま

すので、それ以外の時間については使用する予定にはなってございません。

このルートの確定でございますが、先ほど申しあげました12月末にワーキンググループを開催しますので、その中で一定の方向性を決めていただいて、遅くとも1月中旬までには決めたいというようなことで準備を進めさせていただきます。

エビデンスに基づく交通分析で、令和5年度は何をするのかというようなお尋ねも頂いております。先ほどの1問目の回答と重複する部分がございますが、今回人流データにつきましては、交通モード別にどのような形で移動されているかということで、自動車で移動されているような方がどのような移動経路をたどっているのか。また集団の方、人流データですので、大きな固まりになっていますとバスとか公共交通機関で移動しているというのが点で見えてきますので、そういった方がどのように移動されているのかということを入流データの中で把握させていただくと。先ほども言いました、例えば北から南まで移動されるのに新しい道ができたすると、この混雑しているところが違う道を使われたときに、最終目的地が南のほうにあれば新しい道ができたときにこっちのほうを使われる可能性があった場合、どれぐらいの方がその道を使わずに済むかというようなことが何か分析できるのではないかと調査のほうもお願いしております。また、指定エリアの分析ということで、例えば観光地にどういった年代層の方がどういう日に、どれぐらい滞在されているかというようなところが人流データの中ではつかめることもございますので、そういった属性とかの分析をさせていただくというようなことを今年度は予定しているものでございます。

最後に、近江八幡からのルートが大事であるということで、そういうご意見のほうを頂戴しております。確かに近江八幡のほうは、重要なJRの接続点ということで、我々も何とかこの路線化というのを目指してこれまで頑張ってきたところで、今回につきましては、先ほど申しあげましたように、日野町内でのニーズが高いということで、近江八幡のほうからのルートについてははしないわけでございますけども、この部分を1つの企業だけで路線化というのも難しいです。また、近江八幡市、東近江市を經由して日野町に入ってくる路線という形で、日野町だけの部分で来ていただくバスというような形になりますと、これまでの令和3年、4年の実証実験からも人数が黒字というか、営業できるだけの路線はなかなか難しいというようにところも分かったところでございますので、ここの部分は、東近江市さんの事業所を經由するとかそういったことがないと、なかなか難しいところがございます。日野町だけでなく、ちょっと広域的に考えていかなければならない部分でもございますので、そういったところにつきましては、日野町としても県のほうに全体の中中部圏域、東近江圏域の中でどういったバス輸送をしていくかというようなことのコーディネート役も買っていただけないかということでお願いもしているところ

ろでございます。日野町として東近江市、近江八幡市に語りかけながら、この辺の収益性のあるバス路線というのが見いだせるのかどうかということは、引き続いてこれまでの人流データを持っていますし、今まで集められた知見を生かしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山本秀喜君。

**7番（山本秀喜君）** 3点ほど再々質問をさせていただきます。

先ほど12月下旬にワーキンググループでまた会合を開かれると、そこではほぼ2月の実証実験のスケジュールを決定されるということをお伺いさせていただきました。このワーキンググループの中に、ダイフクさんとかオーケーエムさんがおられますので、過去にやったときの思いをちゃんと第二工業団地さんにもお伝えしていただきたいと思っておりますので、その交流、ワーキングチームでの会合が大事だと思っておりますので、そういうことも踏まえてしっかりとやっていただきたいと思っておりますので、この点、どう取り組まれるのか教えてほしいと思っております。12月下旬のワーキングの取り組み方を教えていただきたいと思っております。

それと通勤バスの実証実験で、今のエビデンスに基づく公共交通分析の話でございます。これ、昨年度も実施されています。今回の2月の実証実験の折に、エビデンスに基づく公共交通分析で、同じように人流データの分析をされるものなのか。昨年もされていますので、この数か月でそんなに状況が変わるとは思えないんですが、また経費が500万上がっているわけなので、500万が価値のあるデータ分析につながるのか、非常に心配しております。この点をお聞かせ願いたいと思っております。

最後、これは町長が会長として、企業協議会の会長は町長でございますので、今回の通勤バス実証実験で多くの利用客があつて、いい結果が出ればいいんですけども、しかしいつも思うことなんですが、路線バスにした場合に昼間の需要が少ないということがネックになるわけです。第二工業団地に交代勤務の方がおられたら、その分も随分解消できると考えていますけども、非常に路線バス化というのは難しいということも考えられると思っております。やれることはやってみて、駄目やったら思い切って通勤バスは中止にして、町営バスは通学などで乗車人数が多いところの運行分だけを残して、あとはチョイソコひのを日野中に走り巡らすと。こういったことも、やっぱり将来に向けては考えていかなければならないと思っています。会長として、町長としてのお考えを聞かせていただきたい、そう思っていますので、よろしく願います。

以上、再質問は3点でございます。

**議長（杉浦和人君）** 交通環境政策課長。

**交通環境政策課長（大西敏幸君）** 再々質問を頂きました。

まず、12月下旬に開かれる通勤バスの関係のワーキンググループの部分の進め方、

取組方でございます。おっしゃっていただいたように、ダイフクさん、オーケーエムさんに参画いただいた中で、これまでの知見、いろいろな反省点なり、今まで進められてきた社内での周知の方法とかそういった事例も含めながらご紹介をしていただくように、我々事務局としては進めたいと考えております。しっかり交流させていただいて、そういった情報を頂いた中で、第二工業団地さんにしっかり取り組んでいただけるような形で進めたいと考えております。

次に、エビデンスに基づく部分でございます。2月の実証実験のときにするののかということで、これは冒頭、町長の答弁の中でもございましたように、今回この部分のデータとしては取らないというようなことでございます。人流のデータをこの年度の中でデータとして会社のほうに委託する中で、会社としてはデータをずっと蓄積されていますので、その中でこちらがお願いする時点の必要なデータを取り出していただいて、それで分析するというような形になります。そういった形で、実証実験中のデータを分析するものではないですが、この年度中に必要とされるデータを抽出していただいて、その中で活用させていただくというような考え方でおるといところでございます。しっかり経費に見合う実績を頂けるように、我々も努力してまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 総括的にということで、わたむき自動車プロジェクトは学童輸送であり、チョイソコ等の住民の移動、そして工業団地の渋滞緩和と。今回もそれぞれの議員の皆様から質問いただいています町内企業さんにも、かねてから工業団地等に公共交通がないと。それは人材不足に直結することございまして、企業さんが就職を希望するときに、自家用車しか無理というようなことは非常に大きなハンデでございまして、これからも中長期的に日野町で企業様にしっかりと立地いただくと、そして人材も確保いただくという側面からして、何かしらの公共交通があるべきではないかという趣旨も含めて実証実験を行ってきたところでございます。しかしながら、いかんせんそこに大きな需要があるということが大前提ですし、それは町の財政にも非常に重要なことでございますので、今回の実証実験で本当に財政的にも許容できる範囲なのかどうかというところは、大きなポイントではないかなと私自身も思っております。広い視点で見て、山本議員がおっしゃるように、チョイソコを基本にしつつ、必要などころには町営バスといいますか、こういう輸送の形というのは恐らくスタンダードになっていく。日野町のみならず、こういったよく似た地形のところはそうなる方向になるのではないかなというのは私自身も思っているところでございます。いずれにしましても、コロナ禍のこの二、三年でまた状況が激変しております。もしもこのプロジェクトをやっていなかったら、非常に恐ろしい状態だったなど。むしろ本当にこの3年前、議員の皆様にもご

理解いただいて公共交通をしっかりと考えていこう、それはもちろんチャレンジでありますので失敗といえますか、思っていた想定とは違うということも当然ありますけれども、ただ、皆様と一緒に日野町の公共交通を考えようということを3年前にスタートしてよかったなど、個人的には本当に思っております。想定以上に今は逼迫しているという状況がありますので、引き続き皆様にご意見、ご指導いただきながら、そして町民の皆様にとってよい交通を目指してまいりたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 山本秀喜君。

**7番（山本秀喜君）** 最後に町長のほうから取り組んだ成果といいますが、また違った面で、こういうふうなことを一緒に考えるということも大事な視点だと思っています。そういう機会をほかの議員も同じことを思っていると思います。そういうことがやっぱりこの議会にも求められて、非常に私も町長の言われるように、よかったなというふうに思っています。ただ、何遍も言いますが、無駄な経費をこれ以上出すことのないようにだけ、適切な判断をお願いして、この質問を終わりにしたいと思います。

最後、3件目、町の令和4年度の決算と次年度の財政方針について伺います。

令和4年度の町の決算は、歳入（町に入ってきたお金）107億1,968万円、歳出（町が使ったお金）97億9,404万円で、その差引額が9億2,564万円になりました。その差額から翌年度に繰り越す財源が1億187万円あり、実質の収支額が8億2,377万円になると、9月定例会議会において報告がありました。この実質収支額は、令和3年度決算では7億2,250万円であり、さらに1億積み上がったことが分かりました。地方自治体の財政指標を見ていくときに重要な指標として、実質単年度収支があります。単年度だけの実質的な収支額を示したもので、赤字が続いた場合に財政が悪化してきていることを意味します。令和3年度が4億6,161万円の黒字、令和4年度が1億807万円の黒字であり、財政面としては健全と言えます。この決算の結果から言えることは、健全とはいえども地方自治体を使うお金は残すものではなく、住民福祉の向上のため、町の将来のために予算どおりに使ってほしいのです。黒字が多ければ多いほどよいとする営利目的の企業経営とは、この点が全く違うのです。大幅な黒字続きの要因としては、令和3年度に続き、令和4年度においても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使った緊急的な支援事業も多くあり、利用実績が計画どおりにいかなかったことや歳入面で町税の伸びが想定以上であったことなどが、9月定例議会の質疑や決算特別委員会でも明らかになりました。よく考えてみると、予算での見積り査定の時点でもっと厳密にしていけたなら、数億もの予算規模の施策が町の未来のために投資できたのではないのでしょうか。住民福祉の向上にもっと役立てられたのではないのでしょうか。今、財政面での不安材料としては、外部要因として、近江鉄道の事業再構築のための負担金や物価高騰から

くる諸経費の高騰などが考えられますが、しっかりと国や県からの交付金などで賄い、町の予算はきっちりとまちづくりへの投資、人への投資へ振り向けられるように期待しているところです。令和5年度も残すところ4か月となりました。令和6年度の予算査定が最終段階に入っていることと思います。まして、堀江町政の3年目を迎え、1期目の最終年度となります。今、堀江町政が進めてきているプロジェクトや公共施設の長寿命化対策など、具体的に予算化を含めた実施計画に落とし込んでおく必要があると考えています。そこで、令和4年度の決算と堀江町政が考える令和6年度の町政運営について、以下のとおり伺います。

1つ目、令和4年度決算から、結果的に多額の財源が使われなかったと見ます。令和3年度から大幅な黒字での決算をどのように捉えているのか。

2点目、予算の執行率を高めるために施策の進捗状況を把握するとともに、補正予算を組み、増（新たな施策の立案実行）減（実績により減額）を繰り返し取り組むべきだと考えるが、かかる工数等で実施できないものなのか。町の考えはどうか。

3点目、堀江町政が考える日野のまちづくりは、基本的に日野町総合計画にあり、幾つものプロジェクトが今稼働しています。このプロジェクトは、堀江町長が言われている種まきであり、計画策定にあります。今後、木になり花をつけるための施策を打って出る必要がございます。現時点での重点施策は、公共交通の改善、わたむき自動車プロジェクトと認識しているがどうか。

4点目、令和3年度、令和4年度から、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付され、その財源を使い住民福祉の向上に努められました。ただ、使用していくための施策に追われた感が見受けられたのも事実だと思っています。緊急的な施策に落ち着きが見られている状況から、次年度に向け、日野の将来像に向けて新たなアプローチは考えられているものなのか。前項、わたむき自動車プロジェクトは、中高齢者層がターゲットと見る。次年度は、少子化対策を視野に入れた子育て世代をターゲットにした重点施策を打ち出せないか、町の考えを伺います。

5点目、歳出に関して、義務的経費（人件費・扶助費など）の高止まりは顕著であります。プロジェクトや重点施策の実行により、適材適所に必要な人材を投入しなければならず、その点は譲れないと考えるが、しかしながら人権費や扶助費などの義務的経費の増加は、公共施設の整備や大規模改修の経費などの投資的経費を抑制しなければならない事態を招くおそれがあります。実情は減らされていくことが、配付資料を今回私のほうが添付させていただいております。ちょっと見ていただきたいと思います。このような配付資料を作ってきました。平成29年から令和4年度までの決算の数字です。令和5年度は予算の数値を記載しております。ここでいう義務的経費というのは、人件費や児童手当や障がい者、高齢者支援などの費用

の扶助費が含まれ、町の借入金の返済費用の公債費がこの義務的経費の中に含まれてきます。その下の一般行政経費は、光熱水費、消耗品費、施設の管理費などの費用、公共施設の維持管理にかかる費用、消防やごみ処理などの広域行政の負担金、そして国民健康保険や介護保険などの特別会計への繰出金がこの一般行政経費に含まれてきます。その下の投資的経費が道路や公共施設の整備など、社会資本整備の費用が該当してきます。このグラフを見ていただいたらよく分かると思いますが、青線が義務的経費です。年度ごとに上がり続けていることが分かり、主に会計年度任用職員制度の導入や扶助費の増加によって大幅にアップしていて高止まりしていることが分かってくると思います。これが昨日の質疑によって、人事院勧告等による給与、期末勤勉手当が改正される運びなので、さらに義務的経費のところは2億数千万円上昇してくるということが昨日判明したわけなのです。その下の一般行政経費のオレンジの点線のところは、令和2年度に、新型コロナウイルス感染症関連で増加したことが分かりますが、これは一時的な増加で、今は横並びの数字であることが分かってくると思います。一方、この赤の点線を見ていただくと分かる通り、投資的経費が年度を追うごとに減少しているということがこのグラフで分かってきます。このことを受けて、令和6年度に向けた財政方針をお聞きしたいと思います。

以上の質問です。よろしく申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** ただいまは予算、財政等についてご質問いただきました。

まず、令和4年度および令和3年度決算における実質収支の額につきましては、議員ご指摘のとおり大きなものであったと考えております。このことから本年度の3月補正予算におきましては、一定の基準を定め、予算の減額補正を行うよう指示をしてきたところでございます。

2つ目ですが、補正予算につきましては、事業の進捗状況に合わせて適時再編成を行っておりまして、新たな施策につきましても、必要に応じて機動的に補正予算措置を講じているところでございます。新たな施策につきましては、それが国の補助事業であれば必然的に国の予算年度に拘束されること、事業の内容によっては予算措置だけではなく人員配置や事前の事業調整等、一定の準備期間を必要とするものもあることから、その内容に応じ状況を総合的に勘案した上で予算計上を行っております。また、予算の減額につきましては、適正な執行管理の下、減額補正に取り組みたいと考えております。

3点目の重点施策につきましては、持続可能な活力あるまちをつくっていくため、わたむき自動車プロジェクトをはじめ、文化財の総合的かつ計画的な保存と活用、子どもたちにとってよりよい幼児教育保育の環境づくりや子育て支援、脱炭素など

の環境施策の総合的な推進など、各種プロジェクトを推進していく必要があると考えております。

4点目につきましては、まず新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症に対応した、あくまで緊急的、臨時的な交付金であると認識をしております。次年度に向けた重点施策では、当町の出生数の減少傾向への対策や若者や子育て世帯の定住移住の促進の点から、国や県の少子化対策と連携しながら、日野町の少子化対策や子育て世代を対象とした施策の必要性を認識しております。

最後に、令和6年度の財政方針につきましては、先に予算編成方針を策定し、各課に周知をしたところであります。第6次日野町総合計画を着実に前進させるべく予算編成作業を進めているところですが、現時点では、令和6年度も扶助費と人事院勧告の影響による人件費の伸張により、義務的経費はさらに増加すると見込んでおります。しかしながら、限られた財源、資源を有効に活用し、当町にとって必要な事業につきましては適切に予算措置を講じてまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山本秀喜君。

**7番（山本秀喜君）** 再質問に関しましては、大きく2点させていただきたいと思っております。

まず1点目、2点目と合わせて、実質収支額の大幅な黒字を是正していくために、一定の基準を定めてという話をされました。その一定の基準というのは、どのようなものなのでしょうか、教えていただきたいと思います。機動的に補正予算措置をしていくということですから、今年度の3月補正も確認させてもらい、決算で最終確認をさせてもらいたいと考えております。

3点目、4点目については、今年度の重点施策、それから次年度の重点施策を聞かせていただきました。特に出生数の減少傾向への対策や若者や子育て世代の定住移住の促進の点から、町の少子化対策や子育て世代を対象にした施策の必要性を認識しているということですので、私自身はうれしくなりました。再質問としては、次年度の施策のことですので、これは3月議会での新年度予算でやるべきやというふうに思いますので、ここでの質問は差し控えさせていただきます。

続いて、5点目についてですが、先ほどグラフで説明させていただいて、町長からの答弁にもありましたように、人事院勧告等による給与、期末勤勉手当の改定で新年度の実績への影響がどれだけ出てくるものなのか。投資的経費のさらなる減少が余儀なくされるものなのか。財政面がどのような方向に向かうのか、ちょっと慎重に見ていかなあかんのかなと、そんな思いをしています。しかしながら、先ほど町長が言われたように、着実に総合計画の目標に向けて実施してほしいし、少子化対策や子育て世代を対象にした施策も打ってほしいです。だから、必佐小学校が老



朽化している件も、やっぱり子どものために対応してほしいです。これらの思いは切実にありますが、まず皆さんが一緒になって認識したいのは、先ほどのグラフを見てもらって、こんな状況だよということをきっちり皆さん方、我々もそうです、認識する必要があるということです。そして、無駄な経費は徹底的に削減していく必要があるだろうし、打つべきところはしっかりとお金を入れて導入してやると。めり張りをつけた財政出動が必要になってくると考えました。これは町長の思いでも結構ですので、町の考え方をどのような財政運営と町政、みんなが暮らしやすい環境に持っていくのかということをお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 山本議員のほうから再質問を頂戴いたしました。

1点目の実質収支が増加しているということで、対策としまして一定の基準を設けてそこを精査してまいりますという答弁に対しまして、その一定の基準ということなんですが、具体的に申しますと、今ちょうど3月補正の指示をして、原課で3月補正の準備をしている段階なんですが、今年度のいろんな事業の見込みを見て、この時期に実は事業精査をします。そうすると、医療費でありますとか扶助費関係、社会保障経費、去年ですとがんばろうクーポン券の、今年度もですけども、商品券がどれくらい伸びるかというところの見込みで、査定をしますのが1月になりますが、その時期までにどれだけ精査をするかというのがポイントになってきます。そういう意味では、今まではその状況を聞きながら精査をしていましたが、金額のこれ以上のものというような金額の基準設定はなかったので、今年度からは100万を超えるものについてはきちっと事業精査をするという、もう一重フィルターをかけるような形でその精査をしてまいりたいというのが一定の基準でございます。

2点目のほうは、町長からもまたご答弁申し上げると思うんですけども、なかなか町の規模といろんなこれまでの町の成り立ちの中で、公共施設の数でありますとかいろんな需要の中で、この町のどこを強調して、どういうふうはこの町を維持していくのかというのは、今本当に議員の皆様からもご質問とかご指摘いただいているように、みんなが少し先を見た中で人口が減ってくる中で考えなければならない時期かなというふうに思っております。ただ、一面では新たなニーズで、昨日のご質問にもありましたように、不登校対策の中で新たな場所が必要であったり、人的な体制が必要であったりというニーズもありますので、そこについてはきちっとスポットを当てるとすることも必要。けども、議員おっしゃったように、そこにめり張りをつけるという中での既存事業の見直しでありますとか、景気変動を見る中で町の税の収入を見込むという中での経営をしっかりとしてまいりたいというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 本当に町の財政についてしっかりとのご認識、ご見識でこのように議論をしていただきまして、大変ありがたく思っているところでございます。総務課長が大部分を申し上げたとおりでございます。やはり行政運営というのは連続性の中できておりまして、これが数年だけで終わるのであればどんどんやればいわけですけれども、そういうわけでは当然ございません。中長期的な視野を持ちつつ、かつ現在の中でどういう政策がふさわしいのかということをしかりと精査して引き続きやってまいりたいと思っておりますし、また具体的な基準ということで今の100万円という話もございましたとおり、いろいろ見ております。例えば、県庁なんかでは、予算をそもそもマイナスのシーリングをかけた段階からスタートするという予算編成の仕方等も実施をされていますので、どうしても肥大化しやすい世界でもございます、予算がどんどん上がっていく。そういったことも引き続き財政とも研究をしながら、これからの令和の時代での予算の在り方、義務的経費がどんどん上がっていく、社会保障経費もどんどん上がっていく中で、どう効率的に投資的経費もピンポイントでやっていくかということは、こちらも勉強してしっかりと研究して、あるべき姿を模索していきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山本秀喜君。

**7番（山本秀喜君）** 最後に、このグラフに今度はこれにプラス、基金がどんだけ今あるのとか、借金がどんだけあるのとかそんなグラフも付け加えていったら、より皆さん方と一緒に共有できるような町の財政になるかなと思っております。また私も勉強していきたいと思っております。先ほど町長もありましたように、これもわたむき自動車プロジェクトで言われたように、やっぱり議会も行政も一緒になって、この財政のところもきっちり見ていって、的確に施策を打っていくということが求められると思いますので、双方精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いして、私の質問を終わりにします。

**議長（杉浦和人君）** ここで暫時休憩いたします。再開は10時45分から再開いたします。

—休憩 10時35分—

—再開 10時45分—

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

次に、3番、松田洋子君。

**3番（松田洋子君）** 3番、松田洋子です。発言通告要旨に沿って質問させていただきます。

まず、国民健康保険の都道府県化についてお聞きさせていただきます。

国民健康保険の加入者の平均保険料は、協会けんぽの1.3倍、組合健保の1.7倍という水準です。国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国民健康保険が、他の医療保険制度に比べて加入者に大変重い負担を強いる制度になっています。現行の国保制度がスタートした当初、国は国民健康保険は被保険者に低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないことなどのため、相当額を国庫が負担する必要があると認めていました。しかし、国は1984年の法改定で国民健康保険への定率国庫負担を削減したのを皮切りに、国庫負担を抑制し続けてきました。また、さらに値上げの要因として、2018年（平成30年）4月から、これまで市町村ごとに分かれていた国民健康保険の財政を都道府県に集約することなどを内容とする国民健康保険の都道府県化をスタートさせました。この最大の狙いは、市町村が一般会計から国民健康保険の会計に繰入れを行っている自治体独自の国民健康保険料の軽減をやめさせ、その分を保険料に転嫁させることにあると言われていています。このため、県や市町で比較ができるように、県内統一の算定基準による市町村ごとに標準保険料率を作成することになりました。さらに、国は保険料平準化のため、差押えなどをしてでも収納対策を強化すること、平均入院日数短縮など、医療給付の削減を行うことも主張しました。標準化をいち早く明記したのが大阪府です。大阪府では、2018年度都道府県化以降、各市町村の国民健康保険料は年々値上げされ、23年度までの5年間で実に15パーセントから18パーセントも引き上げられました。大阪社会保障推進協議会の試算によると、給与所得200万の夫婦2人、子どもが就学児童2人の4人の世帯、これをモデル保険料で、2018年度の保険料が39万2,707円から、5年後の2023年度は45万4,998円と、5年間で6万2,290円もの値上げとなりました。同時に、所得200万円の65歳以上の年金生活をしているご夫婦では4万5,000円、所得200万円程度で未成年の子ども2人のシングルマザーの世帯では6万40円の値上げとなっています。また、2023年度の給与年収130万円の単身者の国民健康保険の額を比較すると、全国で最も高いワースト20自治体のうち、8割に当たる16自治体が大阪府下の市町で占められているのです。これは、大阪府の統一保険料が全国の最高水準の高さである上に、府下14自治体がそれに合わせて国民健康保険料を設定しているからです。国民健康保険料の都道府県化の下で標準保険率はあくまでも参考値にすぎず、自治体が従う義務はありません。都道府県での一本化が実施された後も、各自治体の判断で公費を繰り入れることはできます。これは地方自治法の住民の福祉の増進を図るということや自治体の条例制定権を定めた憲法の条文からしても、自治体の福祉措置を国が禁止することはできません。

そこで、3点お聞きいたします。

1つ目は、県は保険料の統一化をしようとしているが、統一化はすべきではないと私は考えていますけれども、日野町の考えをお聞かせ下さい。

2つ目、県の関係者会議で、日野町はこの間にどのような意見をこの会議で述べてきたのか聞かせて下さい。

3つ目は、令和9年度までに国民健康保険料の統一化を目指し、令和11年度から完全に統一化される方向のようですが、現行と比較してどれだけの引上げが起こるのか分かる範囲で教えて下さい。

**議長（杉浦和人君）** 3番、松田洋子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

**町長（堀江和博君）** ただいまは国民健康保険の都道府県化についてご質問を頂きました。

1点目の保険料・保険税水準の統一化に向けての町の考え方につきましては、滋賀県は全国の中でも市町間の医療費水準の格差が少ないことから、平成30年度から国民健康保険事業費納付金の算定において、市町ごとの医療費格差を反映しない仕組みが導入され、県内市町全体で医療費を支え合っております。医療費を県全体で支え合っていることから、被保険者の負担の公平化の観点から、保険料・保険税水準の統一を目指されています。町としましては、将来的には目指すべき方向であると考えておりますが、現在検討が進められております第3期滋賀県国民健康保険運営方針では、原則として令和9年度の統一を目指すとされていまして、市町の財政状況等の違いを踏まえ、令和11年度まで移行期間を設けることとされています。町としましては、これまでも県の関係者会議において、保険料・保険税水準の統一について意見を述べてまいりました。今後も引き続き丁寧な議論をし、各市町の意見を十分に尊重し、県として慎重に対応されるよう繰り返し要望していきたいと考えております。

2点目の関係者会議での町の意見につきましては、県内各市町の国民健康保険担当課長で構成する国民健康保険市町連携会議や、担当で構成する保険料・保険税・保険財政部会での内容をお答えします。令和5年3月24日に開催された国民健康保険市町連携会議において、「国民健康保険の都道府県単位化により国民健康保険の構造的な問題は解決できたのか」と問題を提起しています。また、令和5年5月25日に開催された保険料・保険税・保険財政部会において、平成30年度から令和5年度までは都道府県単位化に伴う保険料・保険税の激変緩和期間として急激な保険料・保険税が上昇しないよう激変緩和措置の公費の導入がされています。その「激変緩和措置は令和5年度で終了すると説明を受けていますが、令和6年度以降について、全く考えていないのか」と激変緩和措置の継続を求めています。

3点目の国民健康保険料・保険税水準の統一化に向けての引上げ額につきましては、令和5年度での比較となりますが、県が示す1人当たりの標準保険料は11万6,775円、町の1人当たり保険料・保険税は11万630円で、6,145円の差がございます。

す。なお、家族構成、所得の状況などにより、保険料・保険税は上がる世帯もあり、下がる世帯もございます。また、医療費は毎年伸びていますが、医療費の動向により、県の標準保険料の見直しに合わせて町の保険料も見直すことが必要になります。

**議長（杉浦和人君）** 松田洋子君。

**3番（松田洋子君）** 日本の公的医療制度は、協会けんぽと組合健保などの被用者保険に加入して医療を受けています。75歳以上の高齢者と65歳以上から74歳までの障がい者は、後期高齢者医療制度に加入させられます。国保はこれらの制度に入らない全ての国民のための医療制度です。現役時代、健保に入っていた人も、年金生活者になると、多くは国保に加入します。誰もが一度はお世話になる医療保険であります。国民健康保険を土台から支える制度だと言えます。現時点で、被保険者数は2,600万人です。国保料が高過ぎて払えないことが問題となっています。例えば、健保非適用の職場に勤める年収の給与が400万円の夫と所得のない奥さんと、この2人はともに30代として、小学生の子どもがいる4人世帯では、2022年度の国保料は年額38万から45万円となっています。同じ家族構成で、中小企業の労働者が加入すると、協会けんぽに加入していた場合、保険料は労使で折半となって、本人負担は19万円から20万円ですから、国保料が高いのは明瞭です。同じ年収、家族構成の世帯が加入する医療保険が違うだけで、保険料負担が2倍前後違うというのは、制度間の格差、不公平と言えるのではないのでしょうか。国保料の高騰を招いた大きな要因は、先にも申しましたが、国の予算削減と加入者の貧困、高齢化です。政府は国民健康保険料には事業主負担がないので、相当額を国庫が負担する必要があると社会保障審議会でも認めていました。しかし、1984年の法改定で、国庫支出金の割合は、1985年には45パーセントでしたが、2005年には31パーセント、2007年には25パーセントと激変していました。そもそも国保の危機は、国庫負担金を減らしたことが主な原因です。そのため、保険料の収納率が下がり、赤字となるのです。仕方がないので一般会計から補填する。そうすると、また再び保険料が上がるという悪循環に陥っているのではないのでしょうか。その一方で、国保制度スタートから半世紀の間に、国保加入者の状況は大きく変化しました。1960年代、国保加入世帯の構成は、4割超えが農林水産業、自営業者は二、三割、合わせて7割の人が占めていましたが、2020年度になると年金生活者などの無職の方が43.5パーセント、非正規労働者の被用者が33.2パーセントで、合わせて8割弱となっています。かつては農家と自営業の保険であった国民健康保険は、今では無職と非正規の保険になったと言えます。また、加入世帯の平均所得は大きく減りました。1990年度は240万5,000円でしたが、2020年度は平均年収が136万となっています。この30年の間に後期高齢者医療制度の導入により、国保から75歳以上の低年金、低所得者が大量に離脱するという制度の改変もありました。にもかかわらず、国保加入世帯の平均所得が減

り続けているという事実に、加入者の貧困化の深刻さが表れていると思います。また、1990年度から2020年度の30年間に平均所得は100万円以上も減りましたが、同じ時期に1人当たりの保険料額は6万5,000円から9万5,000円と1.5倍にも跳ね上がったこととなります。これでは滞納者が増えるのは当然だと思います。

ここで再質問させていただきます。

関係会議で、主に2点にわたって町長が意見を述べていると回答いただきましたが、意見に対する具体的な回答をお聞かせ下さい。

もう1つは、令和6年度の1人当たりの滋賀県標準保険料が6,145円程度の引上げになると答弁されましたが、来年度は保険料を引き上げる予定にしているのかどうかお伺いします。

**議長（杉浦和人君）** 松田洋子君にお知らせします。再質問の場合は前段の部分、今述べられたところの部分は、第1問目に質問されたほうがいいと思いますので、今後ご注意下さい。住民課長。

**住民課長（奥野彰久君）** ただいま松田議員から、大きく2点のご質問を頂きました。

まず、1点目で関係会議の意見はどのようなことを述べているかということで、ご質問は町長が意見をとおっしゃっていただきましたが、これは担当課長なり、担当者が意見を言った内容になります。令和5年3月24日に開催されました国民健康保険市町連携会議においての「国民健康保険の都道府県単位化により国保の構造的な問題は解決できたのか」という問いに対しましては、県の回答ですが、国民健康保険改革による制度の安定化のために、国のほうは公費を3,400億円拡充していますが、国保の構造的な問題は変わっていないということです。県としては、「国において国保制度の構造的な問題を解決するために全国知事会など、様々な機会を通じまして、さらなる公費負担の拡充を求めていく要望を行っている」ということです。

次に、令和5年5月25日に開催されました保険料・保険税・保険財政部会におきましては、「激変緩和措置は令和5年度で終了するという説明を受けているが、令和6年度以降について激変緩和は全く考えていないのか」という問いに対しまして、県の回答につきましては、「激変緩和措置については、令和6年度以降について一切考えていないと。平成30年から5年度まで、国保の制度改革や納付金の算定方法を変更する激変緩和期間として、これまで計画を行ってきたということです。これからは、各市町において市町基金等を活用しながら、できる限り保険料の激変が生じないよう平準化していただきたい」と回答を頂いたところです。

もう1つの2つ目の大きな質問ですけれども、保険料の差について、今後引き上げる予定をしているかどうかという問いでした。国民健康保険は松田議員もおっしゃっていただいていますとおり、被保険者の高齢化、医療の高度化によりまして、

1人当たりの医療費は年々高くなっているという状況です。また、被保険者は所得水準が低いということで、所得に対する保険料の負担率は高くなっているという構造的な課題を抱えております。そのような状況の中で、令和5年度は国民健康保険税を上げさせていただいたところです。令和6年度に向けての本算定が1月に実施される状況でございますが、今、日野町国民健康保険運営協議会の協議の中では、毎年保険税を上げることは被保険者の方の負担が大きいという観点から、国民健康保険財政調整基金を活用しながら、令和6年度はできる限り現状の保険税率を維持できるよう検討しているところです。

**議長（杉浦和人君）** 松田洋子君。

**3番（松田洋子君）** 令和6年度については、値上げを毎年するのは大変だということで、上げない方向でというふうにご回答いただき、ありがとうございました。がしかし、都道府県の統一化になったら、どんなふうな金額が要るのかというのがなかなか分からない状況なんですけれども、私が勝手に大阪府が先進的にやられて、15パーセントから18パーセントの保険料のアップがあったということで、統一化されてから。単純にこの5年度の県の保険料の統一化に向けた金額に15パーセントアップされたら、1つの家庭で13万4,291円、18パーセントアップで13万7,794円と、1人分で考えられて、夫婦2人で子ども2人というようなモデルケースで考えると、53万円から55万円の保険料が上がると。これ、すごいお金だなと思うんです。国民健康保険をかけておられる方の平均年収とかは分からないんですけども、そんなに高くない中で1年間に53万とか、ないしはアップ率が18パーセントにもなったら55万と。あくまでも想定です。これよりは安いかもしれないけれど、これ以上かもしれないという模索ではあるんですが、こんなに上がったら本当に無保険というか、保険証がもらえない人とかがたくさん出てくるのではないのでしょうか。そういう意味では、また町のほうの負担が増えるということで、前にも言ったように、悪循環になるのではないかと思います。

また、町が県に対してもいろいろ働きかけていただいていることがよく分かりました。2014年のことなんですけど、国保の都道府県化に向けて、国と地方代表が国保の制度改革を議論する場で、全国知事会、市長会、町村会など、地方団体から加入者の所得の低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっているのは国保の構造問題である。国保を持続可能にするには、国保料を協会けんぽの保険並みに引き下げること。そのため1兆円の公費負担増を行うよう政府与党に要望したということです。これは2014年7月10日の国保新聞というのに載せられていました。加入者の所得は低いのに、保険料は公的医療保険で最も高い。これこそ国保の構造問題であります。制度の持続可能性と国民皆保険の基盤を脅かす重大問題であると思います。国、県に対して、以前のような国庫支出金割合を45パーセントに戻

してもらえるように、国庫負担金を上げるように、引き続き要望していただくことをお願いして、この質問を終わらせていただきます。

2つ目の質問といたしまして、不登校のこどものまなび・居場所への公的支援について質問させていただきます。

私の友達の子どものことですが、今から12年くらい前に中学生だった息子さんがか不登校になり、その後どうにか、ふれあい相談室に行けるようになりました。ある日、行ったその帰り道で買物をしていたら、警察の方に何をしているんだと質問されて、泣きながら家に帰ったとのことでした。それからは親御さんはいろいろと話を聞いても傷ついた息子さんは何も話さず、心配になって通っているふれあい相談室に相談に伺うと、警察の方に声をかけられたことが原因であることが分かりました。親御さんはがっかりされて、やっ和外へ出られたのにと悩んでおられました。今回のこのようなケースは10年以上も前のことであり、まだ不登校の子どもさんに対する理解が今ほど広がっていなかったように思います。滋賀県下で不登校の小中学生が3,400人程度おり、学校に行くのが嫌になった理由として、ちょっと古い資料なんですけど、2017年に文科省が学校を通じて行ったアンケートで、「クラス全体の雰囲気か嫌」が最も多く、次いで「学校の勉強について悩んでいる」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」でしたが、一方、「教員との関係」は2.2パーセント、「いじめ」でというのは0.4パーセント、「学校の決まり」などは3.5パーセントという回答がありました。ところが、今度はNHKがSNSを使って、不登校の生徒から学校に行きたくなくなった理由と原因を複数回答で取ったところ、「先生との関係について悩んでいる」が23パーセント、「いじめを受けた」が21パーセント、「決まりや校則になじめない」が21パーセントの回答でした。文科省の調査と比較すると大きく乖離していたため、文科省の調査では「いじめ」や「先生との関係」が過小評価されていると指摘されています。子どもたちが本当のことが話せないような学校環境があるということがかいま見られるのではないのでしょうか。

学校現場では、先生方が一人ひとりの子どもに向き合い、様々な問題を解決するために懸命に取り組んでいます。そんな中で、教職員の多忙化が社会問題になっています。教員の異常な長時間労働をつくった原因は、国が教員の授業負担を増やしたことや、不登校やいじめなど学校の抱える課題の増加に加え、学力テストや行政研修の増大、教員免許更新制度、人事評価・学校評価など、学校現場に様々な業務を追加されてきたこと、さらに教員が法律で例外的に残業を野放しにされてきたことなどが挙げられます。管理強化が進められ、教員に自由と余裕がなくなり、多忙化に拍車をかけてきたのです。先生方が人間らしく働けなければ、人間を育てるといふ大事な仕事はできないのではないのでしょうか。今、子どもたちが置かれている状況は、社会全体が抑圧的になり、過度な競争環境の下、子どもの成長発達がゆが



められ、子どもたちは幼児期から親の目を気にし、学校では学力テストを意識し、順番を気にし、仲間外れにならないように気遣う。そこでは主体的な学びの権利と自由な遊びの権利が奪われていっているようです。そんな状況だから、外に向かって暴力をしたり、いじめをしたり、時には内へ向かって不登校になったり、自殺と向かい合ってしまう子どもがいるのではないのでしょうか。子どもたちは自分自身の充足感が持てず、豊かな内面を育てる自由な空間と時間と人間関係を奪われているのではないのでしょうか。

そこで、2つお聞きいたしますが、不登校の子どもさんで、どこの施設も利用していない人は何人ぐらいですか。そして、2つ目の日野町が現在取り組んでいる不登校対策については、昨日の川東議員の回答で十分に分かりましたので、1番についてご回答いただければありがたいです。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（安田寛次君）** 不登校のこどものまなび・居場所への公的支援についてご質問を頂きました。1点目だけご答弁させていただきたいと思えます。

サポートスクールや相談センターなど、どこの関係機関にもつながっていないケースは、10月末現在で、小学校で7名、中学校で10名だと把握しているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 松田洋子君。

**3番（松田洋子君）** 昨日のご回答の中でも、行けないお子様の中には、外に出ることも難しい子どもさんもあるということでしたけども、1つずついろんな施設に行けるようになったらいいなと思えます。

そこで再質問させていただきます。私は11月27日に、日野の里山フリースクールに行き、子どもたちが楽しそうに過ごしており、本当に癒やされる気持ちになりました。スクールの責任者である山下さんからいろいろお話を聞きました。施設面では、補助金とかでどうにかやれたのですが、困っているのは運営面で、1か月支払えるお給料というのがあって、そのお給料に合わせて出勤してもらっているという状況で、そのほか来てもらっていない空いている時間は違う仕事をしている、ダブルワークをしてもらっていますというお返事でした。そのほかに給食の食事の援助とかいろんな職員さんもおられるんですけども、その方々はボランティアとかそういう形で来てもらっているというふうに聞かせてもらいました。日野の里山は、保護者の方の参加料で運営されています。山下さんはおっしゃいました、1回参加するのに2,000円、もうこれ以上は上げられない。実際に利用しているお子さんで、フリースクールが気に入って行きたいといっても、お母さんが「毎日行ったら、2,000円が20日で4万円の負担になる」と。また、昨日も答えてもうたように、町外から来ておられる方は交通費もかかってしまう。そんな中で、あんまり行ってく

れんなとか、ストップをかけてしまうということがあるので、山下さんは2,000円より上げることはできない。でも、指導員の方にダブルワークをしてもらわなきゃいけないという、その板挟みになって本当に苦勞されているということをお聞かせしてもらいました。昨日の回答の中でも、里山フリースクールの活動は素晴らしいと、赤尾先生は言っておられましたけども、私もそう思います。

そこで再質問させていただきます。日野里山フリースクールに運営補助費を出していただけないでしょうか。また、少年センターで不登校の対応をされていますが、そこで働いておられる方はボランティアなのか教えていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 不登校対応担当課長。

**学校教育課不登校対応担当課長（赤尾宗一君）** ただいま再質問を頂きました。フリースクールへの運営の補助ができないのかということと、それから少年センターの職員さんはどんな勤務体制なのかということのご質問だったと思います。

まずは、先ほどから出ております日野里山フリースクールさんというのは、中身的にも、指導をしておられる、運営しておられる方皆さんの、全体的に見ましてもかなり充実というか、丁寧な関わりをして下さっているということがほかの市町の教育委員会からも聞こえてきている状況でございます。こちらの運営自体への補助のところなんですけど、県も非常に困っているかなというところがありまして、町としてもなんですけど、憲法89条に、おおよけのお金を民間のところに出してはいけないという法律がございます、そことの兼ね合いをよく考えておかないといけないなというふうに思っております。今現在で何とかできそうなのは、昨日答弁させていただいたとおりに、利用者さんへの補助という形を次年度からなるべく充実させていきたいところになるかなというふうに思います。それとあわせて、フリースクール以外の居場所についても、もう少し弾力的な運用方法も考えていかなければいけないかなというふうに思っております。

それから、2つ目の少年センターさんのほうですが、会計年度さんという形で来ていただいていますので、こちらも担当の先生によって時間や日数とはちょっと若干違いがございます。

**議長（杉浦和人君）** 松田洋子君。

**3番（松田洋子君）** おっしゃるように、12月6日の京都新聞の中で今、赤尾先生が言わはったように、公の支配に属さない教育事業に公金を支出してはならないとする憲法89条との整合性を国と整理していく必要があるとして、やはり県としても親御さんに援助という形になっているようですね。そういう意味で、なかなか運営費というのは難しいかもしれないけれども、ここで「学校と居場所の2項対立ではなく、教育と福祉で連携して子どもの学び、育ちが保障される場所や機会をつくろう」ということで、三日月知事もおっしゃっています。ということは、このフリースク

ールを福祉の点という形で考えると、そういう形で日野町の中での制度を変えて補助金を出すということはどうなのでしょう。学童保育も、よく考えたら小学生対象でやっておられるけども、ちゃんと補助金ももらっておられるし、それは福祉という観点からか、認可されたからかは分からないんですけども、私はフリースクールも、こんだけ世論が上がっていたんやったら、10年後はどうか、それはあくまで私の考えというか、思いなんですけども、またそういう形で認められていくのではないかと思います。ほかのいろんな施設もありますけども、フリースクールもやっぱり学校と同じぐらいの位置づけみたいな形で、学校が無理な子はこういうところもどうやという1つの選択肢として認めてもらえるような働きかけも必要じゃないかなと思いますので、そういう福祉という形でフリースクールを考えることはできないのか、ちょっと難しいかもしれませんが、ご回答をお願いします。

**議長（杉浦和人君）** 不登校対応担当課長。

**学校教育課不登校対応担当課長（赤尾宗一君）** 再々質問として、福祉と連携ができればもっと何かできるんじゃないだろうかというご質問を頂きました。

近隣市町も、なかなかそういうところはできていないかなと思っておるんですが、福祉とではなくて、文科省のほうも、県のほうも、今は1つ研究したらいいかなと言われているものがありまして、例えば委託という形でやってはるところもあったりとか、公設民営という形でやっているようなところも出始めているんです。そこがまた微妙なところで、先ほど言いました89条の関係で、実際その後どうなんだろうという点もあったりとか、もし公設とか委託になってしまうと、その市の町の子どもさんしか通えなくなってしまうということで、また運営上、逆に困ってきているというところも聞いたりしています。福祉と教育の連携の部分でという点は、今のところ私の知っている範囲では前例がないので、今後また研究はしていきたいなというふうに思っております。

三日月知事の学校か、フリースクールかは、確かに2項対立するものではなくて、子どもたちにとって自立していくための大事な居場所であるということは重々認知しておりますので、そこに行けるようになるべく支援を当然していきたいというふうに思っております。今後は福祉との連携については、また研究していきたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 松田洋子君。

**3番（松田洋子君）** 突拍子もない提案をさせてもらって申し訳ありません。でも、これは考察することができるんじゃないかなと思います。また、よろしく願いいたします。

最後に、これは要望というか、私の思ったことなんですけども、学校に行けない、行きたくないと言って不登校になる。それは何か嫌な、何かしんどいと自分で自分

の思いを意思表示しているんだと思います。そんな子どもに対して、大人は「なぜ学校へ行かないの」と聞くのではなく、「そうか、じゃあ、少し休憩しようか」と言えるようになりたいです。大人は、不登校になった子どもさん一人ひとりに合った場所を提供しなくてはならないと思います。ましてや、利用する場所によって利用料が要するというのはどうでしょうか。昨日から、不登校の子どもさんに関する回答がされました。また、私は不登校を考えているときに何かよい手だてはないかなと思い、いろいろ考えていたときに回覧板で少年センターの話を見て、そのとき私は全部を読んで鳥肌が立って、何てすばらしい施策をやろうとしているんだろうか、これが成功したらいいやろうなというふうに思いました。学校が楽しいところに思えるように、本当にいいことだと思ひ、それこそ不登校の子どもさんを少なくというか、減らしていく1つの手だてではないかなと思います。そして、私の知り合いが子どもが不登校になったと言われたら、胸を張って、「日野町において、日野町の施策はええで」というふうに言えます。空き家もいっぱいありますしね。こんなすばらしい施策を実践している、これは町だけがしているのではないと思うんです。そこで働いている人たちが本当にいろいろ考え、やっていただいていると思うんです。そこで働いている人がダブルワークをしなければならないというようなことがあっていいんでしょうか。やはりそこで働いている人たちも不登校の対応で生活ができる、自立ができるように支援していただきたいと思います。また、日野町ならできると思うんです。この間、小椋市長が発言しはった首長の会で、そこで各市町の首長さんの意見が書いていたところがあったんですけど、そこで堀江町長は「フリースクールの大切さ、フリースクールのよさというのは、子どもと子どもが関わって自立していく、そういうことがいいんだと思います」というふうにおっしゃられまして、いいことを言わはるなと思いましたし、そんな町長の日野町です。絶対できると思うので、これから頑張ってやっていってほしいと思いますし、また私も何かできることがあれば協力させていただきます。要望とします。これで不登校についての質問を終わります。

続きまして、給食費の無償化について、2回目ですが、質問させていただきます。

9月議会では、給食の無償化について質問させていただきました。そのときの町長の答弁は、給食を無償化した場合には町に大きな財政負担を伴い、経常経費となることから、慎重に判断していく必要があるとのことでした。また、日野町の学校給食は直営による自校方式で実施されており、地産地消を進めながら安全・安心でおいしい給食の提供ができているというメリットについてもお答えいただきました。日野町の給食がおいしいということは、保護者の方からも聞いていますし、地産地消も進めていただき、また今年の10月からは必佐地区でオーガニック米の提供も実施されているということで、大変喜んでおります。みんなで一緒に食べる給食は、

子どもたちの学校生活を支えており、心と体を育みます。また、給食に携わる栄養士や調理師は、子どもたちに給食を残さず食べてもらうよう毎日奮闘されているのです。栄養価の高い昼食を経済状況にかかわらず食べられることは、子どもにとって情緒的な安定をもたらしているのではないのでしょうか。人は集団で食べることを通して、お互いにつながり合っていることを確認してきました。給食は学校生活の中で子どもの豊かな感情を育てる特別な時間だと思います。

さて、子どもを取り巻く環境は、共働きが増え、両親とも深夜まで働くなど家族の姿が変化している中、3食のうち最も安定的に食事が取れるのは給食という子どもも増えてきております。より一層、学校給食における食育の比重が高まってきていると言えるのではないのでしょうか。学校給食は、本来の目的に加えて家庭の経済的状况に左右されず、子どもたちの発達と成長を保障するという役割が高まっています。そこで改めて日本国憲法第26条の「義務教育は無償とする」、という主旨を踏まえて、学校給食も無償にすべきではないのでしょうか。今国会で、物価高騰に対する支援が含まれた補正予算が成立し、地方自治体にも住民支援として臨時交付金が予算化されましたが、この交付金は学校給食の支援にも使えるとのことでした。

そこで3つの点についてお聞かせいただきます。

日野町に予算配分される臨時交付金の金額をお聞きします。

2つ目、今回の臨時交付金を活用して、子育て世代の暮らしを応援するための学校給食費の軽減を検討されていますか。

また、3つ目として、滋賀県の市町で学校給食の無償化が進んでいますが、改めて学校給食費の無償化に対する考えをお聞かせ下さい。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 学校給食についてご質問いただきました。

1点目でございます。今般、日野町に交付されます物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、物価高騰等への支援に活用可能な金額として4,258万5,000円が示されております。

2点目、3点目につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（安田寛次君）** 2点目の臨時交付金を活用しての学校給食費の軽減につきましては、近年の物価高騰に伴う食材費の高騰は給食にも影響がありますが、保護者へ負担転嫁をしないように、臨時交付金の活用や一般財源の投入により対応してきました。今回の臨時交付金については、町の施策全体の中でどのように活用するか検討していくこととなりますが、日野町の給食費は、県内市町の平均より低い状況であり、また経済的に厳しい家庭には就学援助費等により支援をしていることから、給食費を軽減する検討には至っておりません。

3点目の学校給食費の無償化に対する考えにつきましては、9月議会でも答弁いたしました。給食費の無償化は町に大きな財政負担を伴い、経常経費になることから、国の動向を注視しつつ、慎重に判断していく必要があると考えているところです。

**議長（杉浦和人君）** 松田洋子君。

**3番（松田洋子君）** 最後に、給食費の財源は、国民一人ひとりが負担する税金で支えるものです。本来、税金は富の再配分であり、誰もが安心できる社会をつくるためのものです。給食費の無償化は、市町のたからと言われている子どもを大切にしているという施策の1つではないでしょうか。給食費が無償化になったところで、いろんなメリットもあります。そういうメリットを考える上で、再度、給食費の無償化を考えてもらえるようお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 次に、4番、柚木記久雄君。

**4番（柚木記久雄君）** それでは、私、柚木のほうからは3点、分割で質問させていただきます。

まずはじめに、チョイソコひの実証実験について伺います。

「行きたいときに行きたいところへ、チョイソコは皆様の外出を応援する新しい交通手段です。ちょっと遠い、荷物が重い、歩くのが大変」というようなことが、会員登録申込書に書かれている言葉です。10月から有償での実証実験が始まりました。9月までの無償の駆け込み需要があったのか、10月はその反動で一時的に利用件数が減ったようですが、利用者は毎月100名前後で推移していると聞いております。10月に有償化になったときに、私のところに近所の高齢の方から無償化に戻してほしいというご意見も頂きましたが、地域の多くの方は今までの町営バスと比べ、便数やコースの自由さ、停留所の身近さから、大変好意的に受け取っていただいております。既になくってはならない地域の交通手段と認知されています。

さて、この実証実験における運賃について伺います。町外移動の運賃が通常の数倍になっております。運賃差があるのは、少しは理解させていただけるんですが、どういう根拠をもって2倍、200円と400円とされたのでしょうか。距離や利用者数、また時間的なコストのような数値的な裏づけ、または計算式があったのでしょうか。今回の実証実験の住宅地停留所は、対象バス路線の関係から必佐地区と南比都佐地区であります。どちらも日野町に隣接する甲賀市に近い地域であります。例えば、中山、豊田地区と南比都佐地区各地からは、甲賀市の停留所を目的地として移動する場合、例を挙げれば、役場庁舎と距離は2倍も変わっておりません。町外移動の料金の根拠を伺います。

次に、高齢者やハンディキャップのある方への運賃割引についてであります。現状の日野町営バスにおきましては、福祉乗車証制度が準備されております。満70歳

以上の方や障がい者の方は無料で利用できます。同様の措置がないのはバランスが取れていないと考えます。この点について、当局の考えを伺います。

3つ目に、鎌掛地区や西大路地区、東・西桜谷地区への拡大は、現状の町営バスが運行されている間は展開されないのでしょうか。各公民館だけでも目的地停留所として先行して増設する考えはありませんか。本事業の地域拡大についての見解を伺います。

**議長（杉浦和人君）** 4番、柚木記久雄君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（堀江和博君）** ただいまはチョイソコひのの実証実験についてご質問を頂きました。

1点目の運賃につきましては、町営バスの代替となることを前提としており、バス運賃並みとすることのほか、近隣市町のコミュニティバス均一運賃、運行開始前に実施したアンケート調査結果や近江鉄道線の運賃を参考に設定をしております。

2点目の運賃割引につきましては、バス運賃と同様に、障がいのある方等については半額の運賃を定めております。また、チョイソコひのが近くの停留所からご希望の目的地に移動できるなど、町営バスよりも利便性が高い公共交通であることのほか、今後、持続可能な地域公共交通を運営していくためには、運賃として一定のご負担が必要かと考えております。

3点目の他地区への拡大につきましては、川東議員のご質問で答弁させていただいたとおりでございます。また、各公民館への目的地停留所の設置については、現在運行している地域からの移動距離や現在の車両台数の関係から、配車時間等の運行課題を整理する必要もございますので、今後の公共交通の再編と併せて検討してまいります。

**議長（杉浦和人君）** 柚木記久雄君。

**4番（柚木記久雄君）** これに関しまして、再質問をさせていただきます。

まず初めの1、2に関しまして、チョイソコ利用者、特に町外の病院を利用される方がおられます。これにつきまして、アンケート調査なり、分析で今までの移動手段との変化はあったかどうか把握されていますでしょうか。例えば、マイカーで運転していた方がチョイソコに変わられたとか、家族の送迎で病院に通っていた方がチョイソコに変わった。また、町営バスとか公共交通を利用していた方が利用を変更されたとか、そういうものがもし具体的な数字もあれば教えていただきたいと思えます。

そして、3つ目のことに関しまして、昨日までの答弁のとおり、必佐地区、南比都佐地区で、当面開始するという認識を持ってよろしいでしょうか、伺います。

**議長（杉浦和人君）** 交通環境政策課長。

**交通環境政策課長（大西敏幸君）** チョイソコの再質問のほうを頂きました。

まずは、1つ目の移動の変化でございます。実際、町営バス南比線・中山線の利用の動態調査を取っている中では、我々が把握している中では利用者は大体1日4人がご利用いただいているというようなところでございました。ところが、今回チョイソコを3月から導入させていただいて、事前に資料のほうもお配りをさせていただいているところですが、ああいった形でご利用いただいているということは、我々が分析しますのには、今まで町営バス以外の交通手段で利用されていた方がチョイソコに転換されたということでございますので、そういった形の分析といえますか、我々は見立てをさせていただいているところであり、その分、例えば家族のご負担が減ってあるとか、そういった形で寄与できているのではないのかなというふうに感じているところでございます。

2点目の当面の必佐地区、南比都佐地区の部分で開始するのかというところでございますが、最終、公共交通会議のほうでご判断いただく形になりますが、議員おっしゃるとおり、令和6年10月からチョイソコについて、その地区からバスを代替ということでチョイソコを運行させていただくというようなことで準備のほうを進めているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 柚木記久雄君。

**4番（柚木記久雄君）** これ、運賃を考える上で、私たちも議員全員協議会の中で引き合いに出されていたんですけども、例えば東桜谷地区から甲賀病院に移動するのも200円という話がありまして、我々の住んでいる隣接の甲賀市に行くのは400円という話があったんですが、当面この話は考えなくてもいいのかなというふうに思っております。また、チョイソコの利用者は、この前に頂いた資料によりますと、70歳以上の方が72パーセント以上ということで聞いております。4分の3になる数字です。ということは、皆さんに想像していただきたいと思うんですが、お年を召された方が病院通いされる、こういう場合はご夫婦2人で付き添って通院されるということが多いと思うんです。高齢になると歩くのも遅くなりますし、膝や腰の痛みが出てきます。また、バスや電車の何度もの乗り降りは大変体につらいご負担になると思っております。2人で乗られれば400円掛ける2で、片道で800円かかります。私の南比地区からいいますと、この移動は直接行くのを三角形の2辺を使っていくような、遠回りになるような感じでもあります。これは日野駅を利用して帰ってくるということの比較でございます。そこで、私も他市町の料金も調べさせていただきました。甲賀市のバスは1日250円、東近江市のコミュニティバスは200円です。また、この仕組みを導入している竜王町のチョイソコりゅうおうを調べました。こちらは、町外停留所が篠原駅1つであります。竜王町さんは、町内外とも300円の料金になっています。そもそも執行側は、チョイソコのシステムの評価について、書



いてある文書をそのまま読みますと、「家族に頼らず、自分自身で移動できる、免許証返納のきっかけになる、高齢者の外出機会の保障、健康増進、フレイル予防」と言っておきながら、特に町外病院の帰り便なし、運賃2倍というのは、これは少し言葉が悪いんですけども、ひどいし情けない状態であると思います。町営バスのように70歳無料とはいかなくても、例えば町外移動のシルバー割引というようなことは考えられないでしょうか。私はこの沿線地区、南比都佐地区2,000人の住民の代表と思ってお話をさせてもらっております。沿線地区住民の利用者に納得がいく仕組みを再考いただくことを強くお願いさせていただきます。これについては、これで私の意見を強く言いまして終わらせていただきます。

続きまして、2つ目の分割質問に移らせていただきます。今度は日野町職員への働き方改革の取組につきまして、お伺いしたいと思います。

これにつきましては、昨日、谷口議員のほうからも同じようなタイトルであったわけですが、勤務間インターバル制度ならびにフレックスタイム勤務制度の導入についてということで伺います。働き方改革は、厚生労働省からの通達文にもありますが、働く方がそれぞれの事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革です。働き方改革を行い、魅力ある職場とすることで、従業員の定着や効率化による人手不足の解消にもつながり、また過重な長時間労働も減らせるものであります。これは決して民間だけの話ではありません。その中で4年前、2019年4月から勤務間インターバル制度の導入が努力義務とされた、特に中小企業については、現在、厚生労働省から制度導入に伴う支援助成金が出ております。この制度は、前日の終業時間が遅くなった場合、当日の始業時間を繰り下げるというものであります。例えば、前日何かの都合で午後10時を超えて残業した場合に、翌朝の始業を所定の時間遅らせるというもので、私の以前の勤務先でも在職中に導入されております。過労死の問題から、また過重労働の防止や長時間勤務の抑制という目的から進められているものではあります。民間会社においては従業員、そしてここ役場においては職員の皆様を守り、生き生きと働いていただくことは非常に大事なことでと考えております。ただ、公務員においては、法による努力義務とはなっておりませんが、この制度を導入する自治体が増えてきています。私の調べでは、岡山県庁、富山県庁、福岡市、東京都東大和市は始まっています。滋賀県庁でも、一部の部局で勤務間のインターバル確保に配慮されていると聞いております。当町役場での勤務間インターバル制度の導入についての見解をお伺いします。

またあわせて、フレックスタイム勤務制度についても、前述の制度と同様であります。総務省自治行政局公務員部公務員課長より、令和5年1月20日に各都道府県に対し、本制度の導入への積極的な検討を依頼する旨の文書が出ており、その中で参加の市区町村にも周知するようにうたわれております。民間では、フレックスタ

イム制度は勤務間インターバル制度よりさらに広くその前から採用されております。役場職員の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの観点、また健康の確保、人材の確保において有用であることから、こちらの制度についてもその見解を伺いたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 職員の働き方改革の取組における勤務間インターバル制度およびフレックス勤務制度の導入についてご質問を頂きました。

両制度とも職員のワーク・ライフ・バランスの向上や健康を確保するための制度の1つであると考えておりますが、運用する上では組織の柔軟性が課題であるとも認識をしております。業務を円滑に遂行する上で職員同士の連携が必要不可欠となりますが、勤務する時間が異なることで、その連携を維持することや情報共有に工夫が必要となってまいります。職員の成長を通じた組織力の向上や優秀な人材の確保のためには、多様な働き方が認められる柔軟な組織であることが求められますので、町の規模に応じた日野町役場としての多様な働き方を検討してまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 柚木記久雄君。

**4番（柚木記久雄君）** この先の議論については、一部、昨日の谷口議員、また福永議員の答弁の中でも伺っておりまして、これは私の考えと非常に近いものだと考えております。昨日の正木課長の答弁についてもそうっております。今回のお答えの前半分までは同じ認識とっておりますが、昨日検討の例示として、当役場でも早出・遅出という言い方でしたか、このことを話しておられました。これはまさにフレックスタイム勤務のことです。例えば、夕方からおうちの用事があるので、その分早く出勤し、1時間早く切上げて帰る。また例えば、今日は月末なので夕方5時を回るのが分かっている、でもちょっと午前中は時間が空きそうだと、そういう場合でしたら、その分朝の出勤時間をずらせば、この制度が適用できます。何も難しいものではないと思います。もちろんこれは1人で行うものではなくて、所属する係全員でふだんから自分の仕事の共有をしながら進めていけば問題ないと思います。また、起こったことについての情報共有という話が出ていましたが、今の時代でしたら、庁内メールというんですか、職員間のメールで連絡事項はできるかと思えますし、そういうことを考えれば、なるべく検討というか、早く実施のほうができるんじゃないかと考えております。国や県からも通達文書が出ておりまして、それを踏まえて、本当に早期に実施していただきたいと思います。前向きに検討いただけるのかどうか、早い実施を検討いただけるのか、そこについて伺えるなら、コメントを頂けるならお願いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 職員の働き方ということで再質問を頂戴しました。

昨日ご答弁させていただきました早出・遅出制度につきましては、労働組合のほうとも交渉してというか、そういうやり取りをした中で実施をしていこうということで確認を取っておりますので、昨日申し上げましたように、令和6年4月スタートできるように、ただいま内容というか、そこを詰めております。ただ、今、議員がおっしゃったように、今日は用事があるでごめんなさいというのは、今は年休でそういうのは対応していますので、その範囲で働き方を見ていただくことになるかなと思っています。ですので、各近隣の市町でも導入されています子育てとか介護に関わる分で、まずは導入を検討しているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 柚木記久雄君。

**4番（柚木記久雄君）** 私の話からすると、いやいやできるよというふうに思うんですけども、前向きにこういう形で少しずつ取り組んでいただきたいと思います。これについては、条例の改正によってできる事柄だと思います。そして、勤務間インターバル制度につきましても、何も私は深夜作業を称揚しているものでもありません。そこは間違いなく思っていたきたいと思います。たまたまそういうことを行ったら、従業員の健康を考えて、翌朝は10時出勤でもええやないかと思っております。5人の職場で1人ぐらいなら、ほかの用事で休まれることもあると思いますし、仕事を回すのはできると思います。導入に向けて検討をよろしく願いたいと思います。

続きまして、3つ目に行かせてもらいます。今度は防災についてお伺いしたいと思います。よろしく願います。地域防災計画の現状と今後の推進策についてということでお伺いしたいと思います。

今年に関東大震災からちょうど100年がたち、先の東日本大震災からも12年がたちました。また、南海トラフ地震はいつ起こってもおかしくないと言われております。そして、今年を観測史上最も暑い夏となりました。これは、地球温暖化から沸騰化とも言われ、線状降水帯による水害、土砂災害が地震と同じく、いつでも起こり得る可能性があります。そういう中で、ハード・ソフト両面から関係部署の役場職員さんや消防関係者、防災士さん、また多くの方々が防災についてご苦労いただいていると思っております。ソフト面の話になりますが、中でも出前講座・防災講座については、いつも希望講座として高い人気があると聞いております。住民の皆様が豪雨災害や地震災害のこと、また不幸にして災害に遭ったとしても、避難所のことについて事前にこのことへの理解を深めていただくことは、自然災害は避けられなくとも命を守ることができ、後々の減災につながるものと考えております。この町の防災出前講座は、申込み式であります。受講歴のある地区は、毎年開催依頼が来るようですが、いまだ一度も防災講座を受けておられない地区も多くあるようです。

理解度に差があります。町民の防災意識向上のためには、まず未受講地区への受講の働きかけも必要と思われます。下半期、また来年度に向けて、この点をどのように進めていくのか伺います。

次に、避難行動要支援者のことについて伺います。避難行動要支援者とは、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者、妊産婦、外国人等々を指しますが、発災時にこの方たちへの行動支援（避難誘導）がしっかり行われるでしょうか。国でも、個別支援計画の作成を各市町に指示しているようで、日野町地域防災計画改訂版（令和4年3月）にうたわれていますが、個別の要支援者ごとにまとまっているのか、自治会の中での役割分担ができるのか、理解が進んでいるのか、それに沿った訓練はできているのか、それについてお伺いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 防災意識向上のための働きかけと避難行動要支援者についてご質問を頂きました。

まず、1点目の町民の防災意識の向上につきましては、防災出前講座ではこれまで福祉会、女性会、長寿会、小学校、高校、民生委員児童委員協議会等、様々な団体の皆様に受講いただき、意識啓発を行ってまいりました。議員ご指摘の自治会単位の開催は年間15件前後で、過去3年間に開催いただいた自治会数では、全体の約33パーセントになります。町では、地域の役割である自助・共助の観点から、各区長様へのご案内、区長会の会議や広報ひの等、様々な機会を捉えて、日野町防災士連絡会と連携し、防災出前講座の受講の働きかけをしたいと考えております。

次に、避難行動要支援者に関するご質問につきましては、町では災害時要支援者名簿を個別に作成し、避難時に配慮しなくてはならない事項や同居家族の有無、緊急連絡先や服薬の情報、避難場所や避難する際の支援者等が記載をされております。この名簿は、民生委員さんや自治会長さんに協力いただき、要支援者の状況を聞き取り作成いただいたものであります。個別計画の内容に沿った訓練の実施につきましては、地域により温度差があるため、有事に備えた実効性のある支援ができるよう啓発をしてまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 柚木記久雄君。

**4番（柚木記久雄君）** 町長のお話しいただいたとおりに文面を受け取らせていただきます。日野町でも東桜谷・西桜谷地区、また大窪の自治会をはじめ多くの自治会ほか、小学校においては、桜谷小学校や南比都佐小学校においては高いレベルの啓蒙啓発が行われていると思っております。しかし、執行側は答弁のとおり、自治会での防災講座受講は、3年間で3分の2が実施できていないとのことであります。防災出前講座は対面で行いますので、理解がより進むと思っております。受講されていない自治会では、何から手をつけてよいのかも分からず、もし万が一発災した

とき、自治会長がパニックになるのではないかと考えております。町民の防災意識向上の底上げを図るため、もう一步踏み込んだ積極的な働きかけが必要かと思われ  
ます。先ほど回答いただいたとおり、関係団体とよく連携していただき、例えば未  
受講自治会長への直接の働きかけとかこういうことをやっていただきまして、今後  
の活動を進めていただきたいと思います。

また、要支援者名簿が運用されているということは心強いことでもあります。あと  
は定期的な訓練が必要かと思えます。そして、訓練にはいろいろな被害想定をする  
ことが大事だと考えます。例えば、この時期でしたら大雪で交通麻痺したときに地  
震が起こったらみんなどうするんやとか、こういうことも考える必要があるかと思  
います。そしてまた名簿の更新も随時必要かと思えます。私のほうから多く話しま  
したが、再質問としてはありませんが、もしも防災担当課から防災の今後の進め方、  
もしコメントがありましたらお願いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務課主席参事。

**総務課主席参事（岡本昭彦君）** ただいま柚木議員から今後の防災についての進め方  
の考えということで再質問いただきました。

まず、出前講座に関しましては、住民の皆様が地域の課題等について町の考えを  
聞きたい場合に、その要請申込みをもって町の職員が伺うといった制度ございま  
す。ただ、ご希望があった集落に伺うという手法を取っておりますので、出前講座  
として未受講地の集落へ啓発に伺うのはちょっと難しいかなと考えております。た  
だ、防災に関しましては、住民お一人お一人の防災意識の向上が町全体の防災力を  
高めることにつながると、この基本の理念は認識しておりますので、現在、先ほど  
申しましたが、区長会の会議や広報ひの、また防災士連絡会さんが発行されます機  
関紙等で講座の周知等に努めております。実際、出前講座に伺ったときでも、お友  
達なり、隣の在所でのお知り合い、また公民館等のサークル活動でそういうつな  
がりのある方に、こういう防災の出前講座を利用してねというような啓発にもその場  
でも努めることもできますので、今後そのようなことを考えていきたいと思っ  
ております。何よりも、柚木議員が所属されております日野町防災士連絡会がござ  
いますので、防災士連絡会さんは昼夜を問わず、町の防災について意識の高い団体で  
ございまして、住民さんの防災意識の向上に努められておられます。大変頭の下がる  
思いでございます。その思いに応えるべく、今後も地域での入り方等を含めまして、  
何からどのようなことができるのか、今後ともに研究してまいりたいと考えており  
ます。

**議長（杉浦和人君）** 柚木記久雄君。

**4番（柚木記久雄君）** 私も防災士としても活動させていただいているんですけども、  
本当に今までの防災講座は申込みを受けて行くだけという、ちょっと受動的なもの

でした。少し能動的な動きも必要じゃないかと思ひ質問させてもらったところです。どうぞまたよろしくお願ひいたします。これで質問を終わらせてもらいます。

**議長（杉浦和人君）** ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は14時から再開いたします。

－休憩 12時15分－

－再開 14時00分－

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

ここで総務課主席参事から発言を求められておりますので、これを許可します。

**総務課主席参事（岡本昭彦君）** 議長のお許しを頂きましたので、午前中、柚木議員への私の答弁の補足をさせていただきます。町の出前講座につきまして、申込みのない地域へ伺うことは難しいと申し上げましたが、防災につきましては、町の責任におきまして、しっかり地域の皆様に啓発することが大切であると考えております。今後、防災士連絡会の皆様のお力をお借りいたしまして、町といたしまして地域への積極的な啓発に努めてまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** それでは、11番、中西佳子君。

**11番（中西佳子君）** それでは、通告書に従いまして、分割で質問をさせていただきます。

まず、带状疱疹についてお伺ひいたします。

近年、带状疱疹を発症する方が増えてきているように感じています。これまでに带状疱疹を発症した方のお話や予防のための带状疱疹ワクチン接種費用への助成を望む声を多くお聞きしています。発症のきっかけとなるものは、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により発症することが多いようです。带状疱疹の原因は水ぼうそうのウイルスで、水ぼうそうが治った後もウイルスは生涯にわたって体内に潜んでいるため、水ぼうそうになったことがある人は誰でも带状疱疹を発症する可能性があると言われております。体の左右どちらかの神経に沿って痛みを伴う斑点と水膨れ等が带状に生じ、症状の多くは上半身に表れ、顔面、目の周りにも現れることがあるとも言われております。また、日本人を対象とした疫学調査によると、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症すると言われております。早期に治療を開始することも重要であります。皮膚症状が治った後も带状疱疹後神経痛と呼ばれる痛みが続く場合もあり、治療が大変長引くケースがあるとも聞きます。このような带状疱疹の発症に対して、主に50歳以上の方はワクチン接種で予防することが有効とされていますが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も多い状況です。地域住民の带状疱疹の発症や重症化を防ぐ意味から、一定の年齢層を対象にワクチン接種への助成を実施されている自治体が増えていると聞

きます。我が町でもワクチン接種費用助成が実施されることを願い、以下、何点かお伺いいたします。

1点目は、町の帯状疱疹発症者の状況をお伺いいたします。

2点目は、町で帯状疱疹ワクチンを接種できる医療機関の状況をお伺いいたします。

3点目は、県内で帯状疱疹ワクチン接種助成を実施されている、または実施予定の状況を教えてください。

4点目は、我が町のワクチン接種助成へのお考えをお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 11番、中西佳子君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

**町長（堀江和博君）** ただいまは帯状疱疹についてご質問を頂きました。

1点目の帯状疱疹発症者の状況については、患者数を報告する疾病ではないことから状況を把握することはできませんが、町内の医療機関に受診者数の動向を伺ったところ、帯状疱疹での受診者数は増えているとお答えを頂いた医療機関が半数ございました。

2点目の接種可能な医療機関ですが、町内の7医療機関で帯状疱疹ワクチンを接種されており、把握できる範囲にはなりますが、令和5年4月から11月の間で42人の方が接種をされています。

3点目の県内のワクチン接種の助成状況ですが、令和5年度に近江八幡市と守山市の2市で助成事業を創設されたことに始まり、令和6年度からは新たに4市2町が実施を検討されている状況です。

4点目のワクチン接種の助成につきまして、帯状疱疹ワクチンは任意接種とされているところですが、平成28年6月に定期接種で使用することの是非について検討が始められ、現在国の厚生科学審議会においてワクチンの有効性や安全性、費用対効果など、ワクチンの評価のために必要な知見等について集積の上、議論されることとなっていることから、今後の国での議論も踏まえるとともに、県内市町の動向にも注視をしていきたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**11番（中西佳子君）** それでは、再質問を何点かさせていただきます。

1つ目なんですけれども、町内の医療機関の半数が帯状疱疹の受診者は増えているというふうなご答弁があったわけですが、増えている要因も含めて、現状をどういうふうにとらまえておられるのか、お伺いいたします。

2点目は、ワクチン接種助成を実施されている市は現在2市ということで、令和6年度からは新たに4市2町が実施を検討されているというご答弁がございました。昨年度のコロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金についてなんですけ

れども、各自治体の判断によりコロナの影響により発生する住民の負担を軽減するため、带状疱疹のワクチン接種にかかる費用負担の軽減に臨時交付金を活用することは可能という見解を内閣府が示されております。日野町においては、今までワクチン接種についてご検討されたのかどうか、お伺いいたします。

3点目は、带状疱疹予防には睡眠とか、また休憩をしっかりと取り、疲れやストレスをため込まないようにする。そしてまたもう1つはこのワクチン接種というふうに言われております。日野町の高齢者の带状疱疹の発症予防や重症化を防ぐため、带状疱疹の現状を認識されて、ワクチン接種助成の検討をしていただきたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（福田文彦君）** ただいま中西議員のほうから带状疱疹についてご質問いただいたところでございます。

まず1つ目に、医療機関での受診が増えている要因ということでございますが、お伺いしたときには要因のところまではお伺いさせていただいておらないというところでございますが、コロナの関係もあって、報告の中にはコロナに感染した方において带状疱疹になっておられる方がたくさんおられるという一部の報道があることも先生方から教えていただいたというところでございます。

また、次にワクチン接種、新たに4市2町の方が実施されるというところで、日野町も検討したかというところでございますが、近江八幡市さんが始められたことも踏まえまして検討したことがございまして、課内の中で検討させていただきましたので、ちょうどコロナの接種もさせていただいていましたので、来ていただいた先生方にも助成についてのお話もさせていただきました。私が先生方からのお話も聞いていると、高額なワクチンになりますので助成をすることによって助かることは助かるというお話もありました。おっしゃっていただきましたように、もともと水ぼうそうにかかっておられる方が神経節にこのウイルスが潜んでいることが再発症するような、再活性化するような病気です。一方で、早期に治療していただきますと薬等もございますので、現時点で町がワクチン助成についてどうするかというところまでのお話は先生方とはできていませんが、そういう状況にあるということはお伺いしたことがございます。

あと、高齢者につきましては、おっしゃっていただきましたように、50歳の方から多く発症するというところで、50歳になるとそれぞれの働き方等によってストレスがかかっていたり、免疫が下がってくるということがございますので、一定発症する方が増えているということと、先ほども申しましたコロナの感染も踏まえて発症しているということもあります。一方で、70歳代でピークを迎えるということもございますので、この辺、高齢者の感染予防というか、発症予防も踏まえてどうし



ていくのかということにつきましては、町長も先に答弁させていただきましたが、国で現在、定期接種化に向けて議論をされているということもございます。この辺も踏まえて、会議の動向性を見据えながら検討させていただくのかなというふうに思いますし、県内でも新たに4市2町が実施されるということも踏まえまして、この辺はどういうふうなことでされるのかもお聞きしながら、国の動向等も併せて検討していく接種かなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**11番（中西佳子君）** もう質問はいたしません、ストレスが多い現代でございますので、1回かかっても、もう1回発症される方もあるというふうにもお聞きいたしますし、ワクチンの効果というのはかなり長いこと有効なようでございますので、打たれる方も、先ほど伺いました8か月で42人接種されたというご答弁があったわけで、やっぱり接種を望まれる方というのは大変多いというふうに私はお聞きしております。しかしながら、大変金額が高くて、半額でも助成をしていただくと本当に打ちやすくなるというふうに思いますし、これは重症化しますと耳の病気であったり、目も悪くなったりするというような、侮れない病気でございますので、しっかりと皆様に健康で長生きしていただきますように、本当にお取組をご検討いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、次の質問に行きたいと思っております。「COCOLOプラン」を受けての不登校支援の推進についてお伺ひいたします。

全国の小中高の不登校が約30万人に急増した中、文部科学省は、令和5年3月31日に、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していくとの「COCOLOプラン」を発表されました。主な取組として、仮に不登校になったとしても、小中高等を通じて学びたいと思ったときに多様な学びにつながるができるよう、個々のニーズに応じた受皿を整備するとして、校内教育支援センター（スペシヤルサポートルーム等）の設置促進や教育支援センターの機能強化も明記されています。また、心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支えていく。また、1人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援していくとして、相談窓口の整備、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して、保護者を支援すると明記がされています。そこで、COCOLOプランを受けて、町の取組を何点かお伺ひいたします。

1点目は、不登校の子どもを支援していく上で、その保護者を支援していくことは大変重要だと思っております。町の保護者の会の設置状況を教えて下さい。

2点目は、保護者の会にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをコーディネーター役として派遣し、支援ができていますのでしょうか。状況をお伺ひ

いたします。

3点目は、教室に行きづらくなった児童生徒が学校内で落ち着いて学習できる環境づくりとして、スペシャルサポートルーム等を全ての小中学校に設置が必要だと思っておりますが、設置状況と今後の取組をお伺いいたします。

4点目は、不登校の児童生徒は一人ひとりの状況が異なるため、多様な学びの場や指導体制の整備が必要だというふうに思っています。自宅でも学習を進めることができるよう1人1台端末を活用し、授業を自宅やスペシャルサポートルーム、教育支援センター等に配信するオンライン指導も必要ではないかと思っておりますが、その現状と今後の取組をお伺いいたします。

5点目は、COCOLOプランを受けて、その他取り組んでおられることを教えて下さい。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（安田寛次君）** 不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを旨とする「COCOLOプラン」を受けて、不登校支援の推進についてご質問を頂きました。

保護者の会につきましては、不登校対応の1つとして、今年の5月から毎月1回、不登校の子どもさんをお持ちの保護者同士で語り合う会を設けていただいております。

コーディネーターにつきましては、スクールカウンセラー等の派遣はしてはおりませんが、公認心理師等の資格を持つ元教員がコーディネーター役として参加し、会の運営の支援をしているところです。

スペシャルサポートルームの設置につきましては、川東議員のご質問で答弁をさせていただきましたとおり、日野中学校、日野小学校、必佐小学校に、その子に応じた支援ができる部屋を設けております。その部屋を担当する教員を配置し、子どもの状態に合わせて学習支援や対人関係を促進するための活動などを行っております。今後も県と連携し、とりわけ小規模校への人員の配置をお願いしたいと考えているところです。

オンライン支援のシステムにつきましては、これまでから学校行事などの参観など、必要に応じて取り組んできました。授業についても、子どもの状態に合わせて支援策の1つとして活用してまいりたいと考えております。

COCOLOプランを受けての取組につきましては、川東議員、松田議員のご質問で答弁させていただきましたとおり、子どもたちの心理的・社会的発達を促すことに比重を置いた包括的生徒指導を導入し、誰もが行きたくなる魅力ある学校づくりを推進しております。また、小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援するために、町や県の教育委員会で作成したリーフレットを基に、日々の子どもの観

察、早期の教育相談、ケース会議などを進めているところでございます。今後も誰一人取り残されない学びの保障に向けて、様々なケースに対応していきたいと考えています。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**11番（中西佳子君）** それでは、再質問をさせていただきます。これまでに川東議員や松田議員が同じ不登校についての質問をされておりますので、重なっているところはちょっと省かせていただきたいと思いますと思うんですけども、何点か再質問させていただきますと思います。

1点目は、不登校を経験した子どもを持つ保護者に対して、NPO法人、登校拒否・不登校を考える全国ネットワークが昨年10月から11月に行ったアンケート結果によりますと、孤独感や孤立感を抱いた親が半数以上ありました。また、充実してほしい支援として、子どもや親が学校以外で安心できる居場所、人とつながれる、また学校の柔軟な対応、情報提供、フリースクールや親の会などが上位に挙がっております。保護者の支援として、人とつながり、安心できる場所づくりや親の会の重要性をつくづくと感じます。日野町においても、5月から月1回、不登校の子どもを持つ保護者同士で語り合う会を設けているというご答弁を頂きました。保護者同士の語り合いとともに、安心できる居場所づくりや情報提供も必要だというふうにも思います。また、その中で課題や要望などが出てくる場合があると思うんですけども、その場合、関係機関、教育委員会とか学校との連携はどのように取られているのか、お伺いいたします。

2点目についてですが、コーディネーターをさせていただいていると思うんですが、このコーディネーターの役割は、現在どのようなことになっておられるのか、お伺いいたします。また今後、保護者会にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣するお考えはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

3点目なんですけど、スペシャルサポートルームについてですけども、現在では、中学校、日野小学校、必佐小学校に教室を配置して先生を加配しているというふうなご答弁だったと思うんですが、あと残る小学校があるわけです。やっぱり1人でも2人でも、その教室に行ける子どもがあるならば、しっかりと設置をしていただきたいと思いますというふうに思います。県のほうに加配を要望しているというご答弁でございましたけれども、元教員さんとか元民生児童委員さんでありますとか、すごく協力していただけるような方では駄目なのでしょうか。資格がある方でないといけないということなのか、その点をお聞きしたいと思います。

4点目ですけども、誰もが行きたくなる魅力ある学校づくりの推進に努めるというご答弁で、また昨日の川東議員のご答弁でも本当に細やかな説明をしていたわけですから。まさにこのCOCOLOプランの目指すところだというふうに私も

理解をいたしました。私も日野町の青少年意見発表大会に参加をさせていただいて、その中で「ポジティブな行動支援で笑顔輝く学校づくり」ということで、赤尾課長がお話をさせていただいて、そこには本当にたくさんの参加者もおられましたし、保護者の方もいらっしゃったので、今学校の取り組んでいる姿勢というものは、ご理解いただけたのかなというふうにも思うんですけれども、その中で大変いいなと思ったのは、教師も子どもも笑顔が輝く。子どもたちだけにどうしても焦点が当たりがちですが、やっぱり教師も輝いていないと、子どもたちを健やかに育てられないのではないかなということが私は本当に心に残りました。その中で、少しずつ変わってきたというようなことをおっしゃったと思うんですけれども、子どもたちが本当に変わってきたなというふうに感じておられることを教えていただきたいというふうに思います。また、保護者さんからも、こんなふうになってきたというようなお声があったら、それもお聞かせいただければと思います。

また、子どもさんを先生が褒めることによって、子どもはすごくうれしいので、家に帰って先生からこんなことを褒めてもらったというふうに絶対に話すと思うんですよね。そしたら、親もうれしくなって、また親もこんなことを言っていたよと、みんなで楽しめるので、本当に波及効果というか、すごく大事なことだなと思いますので、しっかりと今後も取り組んでいただきたいなというふうに思うわけです。そういう思いを、本当にみんなで社会全体が受け止めて理解を示し、そしてまた支援をしていきたいなというふうに思いますので、そのこのところの状況をお聞かせいただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 不登校対応担当課長。

**学校教育課不登校対応担当課長（赤尾宗一君）** 保護者の親の会というか、その会のことと、そのコーディネーターの役割、そこにスクールカウンセラーなどは派遣をしないのかということ、サポートルームについて、ほかの小さな学校にはどうだということと、それから誰でも行きたくなる魅力ある学校づくりの取組の成果の部分というところについてご質問いただきました。

まず、保護者の皆さんで語り合う場というのは非常に重要やと思っております、先ほど議員がおっしゃったように、不登校に我が子になったときに親というのはとっても混乱するし、落ち込むし、多くの親御さんも、同じ調査やったと思うんですけど、7割の人が自分たちの育て方が悪かったんだというふうに、まず親さんは自分を責められるというところがあります。親御さん同士がなかなかつながることが難しいので、まずは孤独感が癒えないことには、おうちのお父さんやお母さんが元気にならない。元気にならないと子どもさんたちは、またそのことで自分を責めてしまったりして、余計に家にいることもつらくなる。ここを何とか改善するためには、お父さん、お母さんが少しでも楽になっていただきたいと思いで、こういう

場を設けています。そこでは当然、学校と情報共有がうまくいかない例もたくさん聞こえてきたりしています。そういった場合のご要望とかもお聞かせいただきながら、可能な限り学校さんとこちらのほうで調整をさせてもらったり、こういう意見が出ているよというふうに伝えながら、なるべく改善をしてもらうように努力をしてもらっているところです。

それから、親の会と言うていいのか、ちょっと分かりません。そういう話し合う場所なんですけど、いつも何か決まった場所があってというわけではなくて、必ずこの日できるという、まだまだそこまできちとした形ができていませんで、親御さんのニーズとか状況に合わせて大体月1回、基本この辺の日に設定しようかという事で場所の関係、参加者の希望の関係で日を設定しているのが、ひとつ現状です。定期的いきちっとこの日というのがまだできていないところはちょっと課題かなというふうに思っております。

それから、コーディネーターの役割のところなんですけど、コーディネーターは、公認心理師等の資格を持った元教員というは私のことでございまして、私がそこに参加してコーディネートをしているという形になっております。今後、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの勤務日とか週1回とか限られていたりとか、学校現場でかなり時間を取ってもらっているんで、一度や二度は様子を見に来ていただきたいなと思っておりますが、その辺はまた調整しながらというふうに思っています。

それから、サポートルームのほうなんですけど、確かに小学校のちっちゃなところでも行きにくい子どもさんは、残念やけど、たくさんおられるのが現状です。そういったところで、すぐに別室というか、サポートルームが設置できるとは正直思いにくいんですが、例えば今やったら学習支援員さんとか、ほかの支援員さんとかが上手に活用できたらいいかなというふうに思っている部分と、必ずこのサポーターさんは、学校の教師の資格がないと駄目だということではないんですが、授業とかを教えるときは、やっぱり教師の資格があるほうがいいかなというふうに判断しております。

それから、最後の誰もが行きたくなる学校づくりのところの青少年意見発表会で説明させてもらったのは、P B I Sというポジティブな行動介入と支援というところの取組をさせてもらっているんですが、そこでの物すごくいい変化がたくさん見えてきまして、まずはデータ上できちっとアセスメントをするためのデータ分析をするやつがあるんです。それで、ある小学校さんでは、毎月それを電算分析したところ、先生は自分たちのことをよく褒めてくれるんだとか、自分のことってまあまあいいなと思うデータが月ごとに上がっていっているという成果が、まずはデータ上で出てきたというふうに聞いています。それから、子どもと先生との関係も同じ

ようにやっぱり変わってきていて、先生が自分のことを大事に思ってもらえると思うものなので、やんちゃをしていた元気な子どもさんが先生から褒めてもらって配ってもらった大事なご褒美カードがあるんですけども、それを俺の宝もんやと言うてちゃんとファイリングして、それを家に持って帰っておうちの人に見てもらってということで、またおうちで褒めてもらったりということも起こってきているのが現状です。すぐにこのことが不登校の減少につながるとはとても言いにくいと思うんですが、でもこういったふうな取組をいっぱい続けることで学校は行きたい場所になる、子どもたちにとって。それを目指したいと思いますので、今後とも皆さんにもご協力をお願いしたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**11番（中西佳子君）** 再々質問させていただきたいと思うんですが、保護者会と言うていいのか、保護者同士が語る会というふうなネーミングだと思うんですが、5月から始めておられると、何回かされたのかなというふうに思うんです。その間にはいろんな方に入っていて、本当に保護者が思っていることを受け止めていただきたいなと思います。例えば、教育委員会の方が行くとか、また学校関係者の方でもいいですし、ちょっと入っていて情報共有といいますか、そういうところも必要ではないかなというふうに思います。また、保護者の勉強会ですか、そういうふうなものもされたらいいのではないかなというふうに思うんですけども、自主的にこれは保護者さん自体がされるものなのか、教育委員会というか、コーディネーターさんが中心となって推進していくものなのか。ちょっとそのところが分かりにくいので、もう一度お教えいただけたらなというふうに思います。

誰一人取り残されない学習の保障ということで、本当に学校がいろいろ取り組んでいただいているということはお聞きしたんですけども、やっぱり年代のギャップみたいなのもあって、不登校というのを理解できないという年代層の方もいらっしゃるのかなというふうに思います。社会として今の状況というのを本当にみんなが理解して見守りながら支え合っていく、また寄り添っていくということが大事なんじゃないかなというふうに思いますけれども、社会全体としてできることというのは何なのかというのを教えていただけたらと思います。

**議長（杉浦和人君）** 不登校対応担当課長。

**学校教育課不登校対応担当課長（赤尾宗一君）** 保護者で語り合う会についてと、社会全体でできることについてご質問いただきました。

最近も保護者で集まっていたときに、同じように保護者さんからも学校の先生らにもこの場所に来て、いろんな保護者の実際の思いとか願いとか苦しいこととか、あるいは学校にちょっと協力してほしいことなんかを聞いてほしいんやとい

うふうなご意見を聞いておりますので、また折を見ながら、管理職の先生とか教育相談担当の先生とかにも、授業時間中なのでちょっと担任は難しいとは思いますが、なるべくそういうことに顔を出してもらえるといいなというふうに思っています。声をかけたいというふうに思っています。

それから、この会のそもそもの発足は、最初に申しましたように、子どもを応援しようとするお父さん、お母さんが苦しいままでは、やっぱり余計つらくなっちゃうのがまた子どもなので、少しでもお父さん、お母さんらが楽になれるということで、教育委員会のほうで最初に呼びかけをさせていただきました。運営が教育委員会か親かという、そういうところは別に明確にはしていなくて、一緒に話し合っていきましょうという場で設定しています。時間とか場所とか会場の確保とかは、教育委員会の私のほうでさせていただいております。時々はどうしても私も会議があったりとかして参加できない場合には、教育委員会のほかの職員とか地域共生担当課長とか、いろんな方にも協力いただきながら、その場のコーディネートをしてもらっているのが現状です。

あと、不登校についての本当にいろんな見方があると思うんですけども、やっぱり真ん中に置くのは子どもやと思うんです。子どもが今の学校とか社会に行きにくいということの悲鳴やと僕は思っております。そうすると、この行き方、行きにくさをみんなで考えるチャンスにしなきゃいけないなと思っているんです。そのためには、いろんな地域の学習会もあればいいなと思いますし、でも何よりもまずは子どもが一体何に苦しんで悩んで困っているんだろうということを、もう1回ちゃんとそれぞれの大人が考えることかなというふうに思います。こうすればすぐよくなるというものはなかなか提案できないんですが、でもそんなスタンスでいたいなというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（安田寛次君）** 昨日から、3人の議員さんから不登校・長期欠席のことについて、これから仕事を進める上において大事にしなければならない内容をご指摘ただいて、大変勉強になりました。5月以降に始めた取組なんですけれども、まだ具体的な成果を数値としてお示しするには至っていません。けれども、これをずっと続けていくことによって、やがて私は大きな成果が出てくるというふうなことを本当に肝に銘じて仕事をしていく必要があるなと思っています。

そういう意味で、ちょっと3つお伝えしたい内容があります。これまでもいろんな取組をしてきたんですけども、なかなか長期欠席のことについても、学力のことについても、いろいろと課題が残っているというふうなことがあります。そういう意味で、もう少し発想を変えて取り組んでいくということも大事にしていきたいなと思っています。例えば、これは実現するかどうか分かりませんが、小規

模校にはなかなかそういう加配の教員がいないのでうまくいかないというふうなことがあります。学区を柔軟化するというふうな柔軟化で、大きい学校から小さい学校に行っているという制度があるんですけども、逆の制度があってもいいんじゃないかなというふうなことも思ったりもしています。小さい学校の子が大きい学校のそういう別室の部屋を利用するというふうなことがあってもいいんじゃないかなと思います。例えばですよ、例えば、中学校の子どもたちが、日野中学校の別室のほうに通えないということがあれば、小学校に根拠地を設けてあげて居場所をつくってあげるというふうなことがあってもいいんじゃないかなと。というようなことで、全く発想を変えて取り組んでいくというのも1つの方法かなというふうなことを思ったりもしています。

それと2つ目が、先ほどの松田議員さんの発言の中にもあった内容なんですけど、私はこれは教育だけの課題ではないと思っています。最終的には福祉の課題になるかなというふうなことも思いますし、いろんなほかの課をまたいで取り組んでいかなければならない課題かなと思っています。決して、義務教育だけを視野に入れたような施策では解決し切れないというふうに思っています。そういう意味で、私は一番、卒業した後の子どもたちの見取りをどういうふうにしていくのかというところの施策を、これからまだまだ展開していく必要があるなというふうなことを思っています。それが2つ目です。そういう意味で、この卒後の対応というふうなことも大きな視野に入れて取り組んでいきたいというふうに思っています。

それから、地域の皆さんと一緒にということに関わって、少しお伝えしたいメッセージがあります。不登校・長期欠席に関わるご質問を頂いたんですけども、子どもを真ん中に据えて、どういった学校をつくっていくのかというふうなことについて、非常に重要な指摘を頂きました。学校をつくっていく立場の人間として、こういうふうな話があります。学校というスーツケースに子どもを入れようとしている限り、誰一人取り残さないという学校づくりは実現しません。スーツケースのキャパに入る子どもは限られています。長い棒のような個性の子どもは、ボキッと折らなければ入れません。また、大きな風船のようなタイプの子はプシュッと空気を抜かなければならないでしょう。学校に子どもを合わせる時代ではなくなっているのです。新たな発想でスーツケースを風呂敷に変えることが大切だと思います。風呂敷を広げ、全教職員のそれぞれの風呂敷をつなぎ合わせるのです。それだけでは安心して学ぶ居場所がないと、そういう子どもも当然いることだと思います。教職員はもとより、学習支援員、様々なボランティアさん、保護者の皆さん、地域の方々、様々な方々の風呂敷を次から次へとつなぎ合わせることも大事だと思います。風呂敷は一枚たりとも同じ風呂敷はありません。色も違います。大きさも違います。柔らかさも違います。みんな違います。違っているから、全ての子どもにとっての



安心な居場所が生まれると思います。学校は、多様な共生社会になっています。風呂敷はつなぎ合わせて、学校に居場所がない子どもの足元まで無限に広げてやるのが大事だと思います。発想を変えて学校づくりに取り組むことが、今本当に求められていると私は思います。校長先生と一緒にやりながら、地域の皆さんと一緒にやりながら、これからも学校づくりを展開していきたいと思いますので、皆さんのご協力をよろしくお願いします。

－傍聴席より発言する者あり－

**議長（杉浦和人君）** 傍聴席静かに。中西佳子君。

**11番（中西佳子君）** 教育長から本当に心強い、また様々な点を聞かせていただいて、本当に社会全体で誰一人子どもを取り残さないと、そういう思いで私たちも協力していきたいなというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 次に、9番、加藤和幸君。

**9番（加藤和幸君）** それでは、通告書に従いまして、大間で3点お伺いをしたいと思います。

1点目は、わたむき自動車プロジェクトについてであります。

これは今までからも、そこに（その6）と書かせてもらったんですけど、前期から何度も取り上げてきました。前期の頃は、私と民声の会のお二人がほとんど中心であって、あまり話題にならなかったんですけど、今年になってから、今回も例えば川東議員であるとか柚木議員であるとか、たくさんの方が取り上げられるようになりました。特に川東議員、柚木議員については、やっぱり今チョイソコが行われている地元の議員であるということで、私が言っているよりも非常に説得力のあることを言われているかというふうに思います。その辺のことを参考にしながら、なるだけ重ならないように、今日のところは質問をしたいと思います。

チョイソコひのの有償実験後の現状と今後の計画についてですけど、12月1日の議員全員協議会に資料が提示をされました。資料1というのが提示をされました。その2-3、スライド資料の5番に当たる部分ですけど、その利用状況によると、有償実験後も利用者数は9月にちょっと伸びているんです。これは多分、無償最後の駆け込み需要というふうに考えられますので、そこで一番伸びているんですけど、その後の10月もそれほど大きく減っているわけではないので、基本的には低下していない、そのように考えたらいんじゃないかと思います。同じく、その資料の11、スライドナンバーの13です。チョイソコひのか町営バスかというアンケート結果の部分ですけど、「現在の町営バス利用者67人のうち、チョイソコひのの運行を希望している人は53人おり」というふうに書かれています。チョイソコひのへの転換を希望する人が多いというふうなアンケート結果が出されています。それから、交通環境政策課にお伺いしたところで、現在月に一、二回以上利用して

おられる方の実数を教えていただいたんですけど、それから考えても、町営バス廃止、チョイソコへの転換というのは基本的に妥当だと考えられます。ただ、12月1日にチョイソコで町外へ出ることにについては行きだけにするという、あの部分が新たに出てきましたので、そこについてはちょっと問題だなというふうに考えているんですけど、それ以外のところについては、基本的にバスからチョイソコへの転換というのは妥当なものだというふうに考えられると思います。

ただ、チョイソコひのの利用者数の増加と比例をして予約が取りにくくなった、こういう声を何人かの方から聞いております。予約が取りにくくなった要因をどのように交通環境政策課のほうでは考えておられるのか。町営バスの持っている定時性、きちんとした決まった時間に運行されるという定時性というメリットを担保するためには、やっぱり利用者が増えてきたらバスの台数を増やすという、そういうことが必要なんじゃないか。この辺をどのようにお考えなのかをお伺いしたいと思います。もし、チョイソコを増やす場合に丸々1台を増やせばそれはいいのかも分かりませんが、例えば午前中だけでも1台プラスするとか、そのような時間を区切っての増車ということも可能なかどうか、その辺りもお聞かせいただきたいと思います。それが①、1つ目です。

それから、2つ目は2024年、来年ですけど、来年3月から湖南サンライズへの導入が発表されました。これは結構かと思うんですけど、一方でこれもちょっと昨日から出ているんですが、青葉台であるとか奥之池であるとか奥師であるとか、現在町営バス路線でもないところ、いわゆる従来型のオンデマンド交通しか方法がないというところ、そういう集落への導入は考えておられるのかどうか。昨日と重なるかも分かりませんが、その辺りもお聞かせいただきたいと思います。それが1つ目の分です。

それから、2つ目はプロジェクトの総括ということについてです。これも何度か私が申し上げてきましたけれど、わたむき自動車プロジェクトの推進協議会の5年度総会資料、これをダイジェストにしたものが、先日出された概要だろうというふうに考えます。それと「これからの公共交通の基本的な考え方」を基に、「取組の3つのフェーズ」を、それまでから「3つの分野」というふうに名前を変えられた。それ以外は、基本的にその辺の総括部分というのは前年を引き継いだままなんです。今回、提示されました資料2の総括報告でも、基本的に得られた知見・ニーズは載せられているんですけど、やっぱり十分とは言えません。午前中山本議員がおっしゃったとおりだと思います。プロジェクトの行き詰まりについては、第Iフェーズということで、定時大量輸送の通勤需要をどうするのか。それから、小学生の遠距離通学どうするのか。今回のわたむき自動車プロジェクトは、そこからスタートしているというふうに考えられるわけです。そこからスタートしたのために、通勤

需要の路線バス化についてはうまくいかなかった。それから、小学生の遠距離通学をどうするのか。それで湖南サンライズの子の必佐小学校への通学をバスにしようとした。この2点から始めているわけです。そこが原点になっている。だから、そこが原点になっていることが、要するにこのプロジェクト全体の行き詰まりの大きな原因じゃないか。その部分を第Ⅰフェーズ、第Ⅱフェーズ、第Ⅲフェーズじゃなしに3つの分野としたことで、どこからでも考えられると。通勤と生活と、それから余暇というふうな分け方にした。そんなに大きく変わっているわけではないんですけど、その辺りで考え方がちょっと変えられるんじゃないか。

そこでお伺いをしたいと思うんですが、まず1つ目として、巨額の国費を投入したプロジェクトの総括として、こういう観点があんまり出てないんじゃないかなというふうに思うんですが、日野町において公共交通の果たすべき役割は何なのかという視点、これをはっきり明確に出してもらわんとあかんの違うやろうかと。そういう目標に照らして、現時点での達成度を具体化していくと。私は前も何度か言ったかと思うんですが、あんまり数値化というのは好きじゃないんですけど、場合によっては数値化せんならんこともあるだろう。そういうふうに思っています。だから、場合によっては数値化する必要があるんじゃないか。

それから2つ目、②ですけど、今日における公共交通の役割というのは、私流にまとめれば、1つは移動権の保障、それからもう1つは環境保護、公共交通の役割というのは、その2つに大きく集約されるのと違うかなというふうに思っています。そういうくくりをした中で前者、つまり移動権の保障という中には、障がい者であるとか高齢者であるとか妊婦さんなどに利用しやすい乗り物、そして小学生の遠距離通学、それから通勤・通学の自転車、第二工業団地が昨今話題になっていますけれど、そういう通勤・通学の自転車の安全対策、そういった観点が含まれている、移動権の保障というね。もちろん通勤・通学もあるんですけど、本当に公共交通で保障せんならん移動権の保障というのは、今私が挙げたようなそういう部分にあるんじゃないか。それからもう一方、後者のほう、後者というのは環境保護です。環境保護という観点からいうたら、それは渋滞解消であるとか、CO<sub>2</sub>の削減であるとかエネルギー資源枯渇への対応といった、例えばマイカー通勤、マイカー利用、それをどう減らしていくのかということについて、こういう観点から取り扱わんとあかんの違うかと。実証実験とか大規模なことをやっている意味を考えれば、そういう点からのアプローチが必要なんじゃないだろうか。これは啓発だけではうまくいかへんと思うんですよ。だから、啓発に頼るだけじゃなくて、マイカー通勤しなかったらどうするねやと。これも前に申し上げたかと思うんですが、そういう仮の代替であるとか、どうしていったらマイカーを減らせるのかという、その具体的な施策を提示して、その上で啓発をする、こういうスタンスが必要なんじ

ゃないだろうか。特に日野町では、今年度から交通環境政策課という、そういう位置づけをされたわけですよ。僕はすごいいい位置づけやなというふうに思っています。これかららしいそういう位置づけだと思っているんですが、そのことの本旨が生かされる取組であってほしいというふうに考えます。この辺りについてどうなのかということをお伺いしたいと思います。

それから3点目ですが、おたすけカゴヤに関わってです。おたすけカゴヤとライドシェアの違い。昨今ライドシェアがマスコミで話題になって、政府も導入に前向きだというふうに言われています。ところが、諸外国では大変危険性があるというふうな指摘もあって、私自身はあんまり賛成できるものではありません。東桜谷地区など3地区で進んでいるおたすけカゴヤの取組と混同されやすいところがありまして、わたむき自動車プロジェクトの話をおたすけカゴヤと話をしている機会があってしゃべっていたら、日野町でやっているおたすけカゴヤというのはライドシェアになって、それは問題と違うかというふうなことを言われたんです。そのときには簡単に違いみたいなものは言うたんですけど、やっぱりきちんとおたすけカゴヤとライドシェアの違いは法的に言えばどうなのかとか、実態的にどういうふうに考えたらええのかという辺りを明示されたいというふうに思います。

以上3点、お願いします。

**議長（杉浦和人君）** 加藤和幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（堀江和博君）** ただいまはわたむき自動車プロジェクトについてご質問を頂きました。

1点目のチョイソコひの増車につきましては、まず予約に対する配車の状況ですが、運行当初から現在まで利用者が希望する予約時間の20分以内に約9割が配車できているという状況です。しかし、病院等の目的地からの帰りの予約を当日の希望時間直前にされる場合は既に予約が埋まっている場合があり、希望時間に配車できないことが一部で起こっております。午前中の増車については、チョイソコひの利用人数も増加してきましたので、現状の配車状況、乗り合い率、その他の課題を整理する中で検討してまいりたいと思います。

また、町営バスが運行していない集落へのチョイソコひの導入については、柚木議員のご質問で答弁させていただいたとおり、今後の公共交通の再編と併せて検討してまいりたいと思います。

2点目のわたむき自動車プロジェクトの中間総括につきましては、本町の地域公共交通の果たすべき役割は、「だれもが利用しやすい公共交通を、みんなが利用しているまち」の実現を目指すことと考えています。わたむき自動車プロジェクトの達成度を示す指標については、町の総合計画ならびに日野町くらし安心ひとづくり総合戦略のほか、地方創生推進交付金において目標値を定めております。また、令

和6年3月を目標に策定準備を進めている日野町地域公共交通計画においても、具体的な評価指標を検討してまいります。

また、公共交通の啓発につきましては、自家用車に頼る状態から、公共交通や自転車などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態へと少しずつ変えていく取組の実施により、移動への転換を考えるきっかけとなるよう、事例の紹介や環境負荷軽減等の情報提供などの啓発を進めてまいりたいと考えております。

3点目のおたすけカゴヤとライドシェアの違いにつきましては、移動支援事業のおたすけカゴヤは、介護保険と町単独事業を活用した地域住民の方が行うボランティアによる移動支援であり、道路運送法の許可・登録を必要としない移動手段となります。また、ライドシェアは、現在、国等で議論されているところですが、白ナンバーの自家用車により有償輸送するために、ウェブサイトやモバイルアプリを介して運転者と利用したい乗客をマッチングさせる移動手段のことを指しておりますが、このライドシェアは現行制度の中では原則、道路運送法で禁止されているものとなります。

**議長（杉浦和人君）** 加藤和幸君。

**9番（加藤和幸君）** それでは、再質問をさせていただきます。

まず1つ目ですけれども、移動手段として今、日野町の場合、例えば路線バス、町営バス、タクシー、マイカー、それから町営バスが行かないところから町営バス通路線まで行くという従来型のデマンドタクシー、おたすけカゴヤ、そしてチョイソコと。ちょっと電車は置いておくとして、基本的に町内には7種類の移動手段がある。それぞれにももちろん一長一短がございます。仮にそれらを単純に比較してみますと、マイカーを持っている若くて元気な人、そうでない場合もあるかも分かりませんが、マイカーを持っている人というのは基本的にそれに乗ります。一番便利で自分の都合に合わせてどこへでも行ける。お金があればタクシーも呼べる。日野の場合、必ずしもすぐタクシーが来てくれるわけじゃないんですけれども、そういう手段、例えばマイカーであるとかタクシーなんていうのは、自分の都合に合わせてどこへでも行ける便利なものだ。でも、それは別の観点から見たら、CO<sub>2</sub>を輩出して環境汚染を進めている。これを放置しておくということは、将来世代に限りないツケを残すことになる。昨日、国連でCOP28という、あれが気候変動枠組条約締約国会議というのかな。COP28で化石燃料からの離脱ということが成果文書に入れられて、それが採択をされました。町長さんは、SDGsの取組にも今までから非常に熱心ということでしたから、マイカーの野放しは何とかせねばならないというふうに思っておられると思います。一方、マイカーが使えない人は、これは公共交通に頼らざるを得ないわけです。もちろん家族の送迎とかそんなこともあるわけですが、基本的には公共交通に頼らざるを得ない。高齢社会で免許返納がどんどん

進んでいきます。路線バスや町営バスは定時大量輸送ができる。でも、経済性から見て、大量輸送は要らないし、多くの場合、便数が減れば利用者は乗らない。すると、さらに便数が減り、ますます不便になる。ところが、乗客がなくても運行するので経済性が極めて悪い。バスの行かない集落と少ないバス路線とだけを結ぶ従来型のデマンドタクシーというのは、これも極めて評判が悪い。そういう中で、いろんな手段から長所を抜き出して考えられたのが、恐らくチョイソコ、それにおたすけカゴヤじゃないか。はじめに挙げました7つの手段の中でね。田舎の公共交通がうまくいくかどうかは、やっぱり経済性に大きなウエートがかかると思うんです。その点で大きなバスは不要です。5人乗り、3人乗りのチョイソコは手軽である。相乗りするタクシーよりも、かなり安い値段でいけると。タクシー代と比較すれば、その経済性で安さは物すごく明瞭やと思うんです。これは路線バスよりも大抵の場合は安くいけます。しかも、バスのように定時制も保障されるはずでした。はずでしたが、しかしここに来て、時間がなかなか言うていたようにならへんと。その声を聞いていると、定時性が担保されなければ、チョイソコの優位性というのはやっぱり魅力半減やと思うんですよ。全国のいろんなところでチョイソコをやっているアイシンというところへ聞きましたら、全国で今70自治体が、実験も含めてチョイソコを導入しているんだと。いろいろ聞こうと思ったんですが、なかなかあんまり言うてくれへくて。それで一番身近な、さっきも話が出ました竜王町のことを竜王町の人に聞いていると、竜王町のチョイソコは8人乗りなんです。8人乗り1台で全町をカバーする。これも最初は評判がよかったそうですよ。チョイソコというのは、これはええなというて。大変評判がよかったそうなんです。頼んだ時間に来てくれないということで、利用者がだんだん減っていった。当初の人気よりもどんどん利用者が減っていった。ちょっと考えれば、竜王町全域で1台だというふうなことです。そりゃあなかなか時間が合わないわけですよ。だから、それでだんだん当初ほどの人気はなくなってきたと。チョイソコの1つの大事な要素として、定時制なんです。約束した時間に行けるということ、例えば病院へ行きたい。そしたら、病院の予約の時間はこれこれだ。やっぱりその時間に行かんといかんわけですね。しかも病院なんかの場合は、どうしても午前中の診療が多い。こういうことを考えれば、そこが問題になってくるんじゃないか。その点、増車ということも考えなならんんじゃないか、その辺りはどうですか。再度お尋ねします。

それから、2つ目のところです。バスの行かないところの問題。これは柚木議員に回答されたこともあるんですけど、エリア運行という考え方でいけると要望に応えられないんじゃないか。だから、青葉台というのは西大路地区ですね。それから奥師や奥之池は東桜谷地区ですね。その地区全体に行くという形にしないと効率が悪いから動かさないんだということになると、これでいいのかなという思いがし

ます。特に西大路地域と青葉台をセットで考えるということが、これはどうかなど。利便性とかそういうのはやっぱり全然違いますし、だからこれは一緒には考えられないだろうと。それから、桜谷地域は町営バスの存続が必要です。これは先ほどの話の中でも出ていました。だから、通学バスとしての町営バスの機能を残すならば、そう簡単に桜谷地域全域をチョイソコに変えるということとはできないだろう。そういうふうに考えたら、個別集落への導入ということも経済性、確かにそれは悪いのかも分からないけれど、そういうことも考えていかんと駄目なんじゃないやろうかというふうに思っています。

それから、2つ目のところですけど、総合戦略で数値は出しましたというのがありましたので、私もちょっと見てみたんですけど、くらし安心ひとづくり総合戦略（第2期）というやつで、これで見ると、地域の移動手段の充実というところ、「まちの魅力を活かし、交流を育み新しい人の流れをつくる」というところで、これでいうと23ページです。そことそれからもっと細かいやつが、同じく52ページに書かれています。そこら辺で見ていくと、比較的高いんですね、数値は。そんだけ評価されるのかなというふうに僕は思っていたんですけど、案外評価が高いんです。何で高いのかというて考えてみたら、取組の評価ですから、それがわたむき自動車プロジェクトという大きな取組をやって、それでどうなんですかというふうにいるたら、その取組の評価としては当然数値は高くなるだろうと、そんなふうに考えます。だから、それは高くなるんだろうけれど、だからといってそれでいいとは思いません。利用回数についての数値が書いてあって、基準値というのが令和元年を基準にしているんですけど、令和元年を基準にしたときの基準値が年間に1人当たり12.8回、約13回、公共交通機関の利用をしていると。それが基準値だと。それを目標としては14回に増やすと。令和4年の場合、12.6やと、ちょっと下がっているわけです。これはコロナの影響やいろいろそういうことがあって、あれかと思うんですけど、啓発は必要だけれど、啓発だけじゃなくて代わる手段方法、啓発プラス何か手段方法の提示がセットにならないと、マイカーより公共交通というふうにはなりにくいと思うんです。だから、そこをどういうふうに代替手段というか、こういうことも考えられますよ、こういうこととセットにしてでもやりましょうよということを考えていくことが今は本当に大事になっているんじゃないだろうか。どうしても僕らは車に慣れていますから、だからそれを前副町長が意識の変革やというふうに言われたんですが、そう簡単に意識の変革はできないんですよ。だけど、意識の変革ができないからというてほっていたら、それこそ国連の気候変動枠組条約の思いに反することになりますし、だからそういう意味でそこら辺は真剣に代替手段を考えていかんとあかんのと違うやろうかなというふうに思っています。その辺、どういうふうなことをお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから3点目は、ライドシェアは現行制度の中では原則、道路運送法で禁止されているというふうに言われました。なぜですか。なぜライドシェアが禁止されているのか、その理由をお聞かせ下さい。

以上、3点です。

**議長（杉浦和人君）** 交通環境政策課長。

**交通環境政策課長（大西敏幸君）** ただいま再質問を頂きました。3つ頂いたと思います。チョイソコの増車の件、また今後の啓発と手段の方法の提示が必要でないか。また、ライドシェアの禁止されている理由ということでございます。順次説明させていただきます。

まず、チョイソコの増車でございます。現在、先ほどの答弁もございましたように、20分以内に9割が配車できているというところでございますが、この数字につきましては、チョイソコのコールセンターで、電話で対応をさせていただいている部分で、時間の変更をした場合のみの記録になってございますので、例えば10時に希望をしていて、その案内が11時になった。その時間では間に合わないの、もうキャンセルしますという部分は含まれていないという数字に今のところはなっていますので、コールセンターで電話を受けている部分につきましては、ちょっと別の記録で手作業になるんですが、そういうキャンセルがどれぐらいあったかということで、別にちょっと調査をさせていただいている部分がございます。導入させていただいてから、そういう電話の対応の中でのキャンセルというのが、件数が3月から始めさせていただいて10月末までで29件あったわけでございます。時間帯とかそういうところの報告を頂いていますので、ちょっと簡単に申し上げますと、チョイソコが8時から夕方5時までという時間帯の中で、一番動いている時間は資料でもお示しをさせていただいていますけれども、9時、10時、11時という時間帯がやはり多いわけでございます。その中で朝一に希望されて、例えば病院や買物に行かれてその用事が終わる時間と、次に帰られる時間にまた病院に行きたい人との重なる時間というのがございまして、それがどうしても9時、10時、11時に重なってくるというところで、行きたい人のニーズと帰りたい人のニーズが重なってしまうということになっています。この部分で何とかもう1台増車することを検討できないかというようなご意見を頂いているというところでございます。今現在、乗用車の通常5人乗り、7人乗りという車を3人または5人という乗車定員の中で運行させていただいておりますので、その車をもう少し大きいキャパに変更するという方法もございまして、加藤議員おっしゃっていただいたように、もう1台増やすということも検討できます。こういったところを今現在の利用状況と、これまでの答弁の中でもお伝えをさせていただいているように、利用者はどんどん増えていますので、あとは今後の広がりを含めまして検討していきたいと考えているものでござい



す。ですので、全く考えていないわけではございません。そういったところを含めまして、総合的に考えていきたいというふうに考えているものでございます。

続きまして、評価の部分でございます。総合戦略等でお示しをしている数値があるということですが、それ以外にも答弁でございますように、現在、公共交通計画を策定しております。その中で、また新たな数値目標というのも考えてございます。これにつきましては鉄道も含んで計画をしているという中でございますが、町としましては、移動手段でございますけれども、先ほどの交通と環境のというようなところの話もございましたが、いかにして公共交通をご利用いただけるようなきっかけをつくっていくかというのも、我々の使命でございます。そういった中で、今利用人数を増やすという中に、何かのきっかけがないとなかなか進んでいかないというのは十分承知しているところでございますので、そういった部分の働きかけも併せてしていきたいと思っております。今現在もちょっと弱いというご指摘を頂くかも知りませんが、現在、公共交通をご利用いただいている方というのは、例えば駅とか徒歩圏内ですと、大体15分圏内で駅に行ける方が電車・バスを使われているというようなことがございます。そこに例えば自転車というものをプラスすることで、徒歩圏内よりはもう少し距離はあるけれども、駅まで自転車で行けます。そこから電車に乗ってもらいます、バスに乗っていただきますというような形の公共交通の広がりみたいなもの、こういったものを以前からちょっとアプローチをさせていただいているところでございます。そういった取組の中で進めていく部分で利用促進を頂く部分、また家から勤め先、また学校まで公共交通機関を使っていたけれども、それを自転車で逆に行けないかというような取組もさせていただいているところでございます。交通と環境の両面で啓発できるように、こちらについては努めてまいりたいと考えております。

最後のライドシェアの関係でございますが、禁止されている理由ということでございます。おたすけカゴヤにつきましては、現在いわゆる白ナンバーで人を運んでおられますが、そちらについては道路運送法の中で許可・登録をせずにできる事業ということで、これは国の中で認められた手法を使ってされている移動手段になっております。それ以外の白ナンバーでお金をもらって人を運ぶというのは、原則禁止にされているという中に今のライドシェアのくくりはあるんですが、いわゆる交通の空白地ということで、山間部で交通の不便なところにつきましては、1つの手法として白ナンバーで自家用有償旅客運送という手法がございます。これにつきましては、白ナンバーで営業許可を持たずに取り組める手法がございますけれども、こちらについては、あくまでまずは地域の中での交通事業者が担えないかということが前提になって、担えないという前提の中で地域の中で誰がその役を担うのかということをごそれぞれの市町にある公共交通会議の中で協議して、委託が可能であれば

バス会社、タクシー会社に委託ができますけど、できない場合に、さて誰がやるという中で、市町村がやったり、NPO法人がしたり、非営利の団体がしたりという取組の中で、滋賀県でいいますと運輸支局のほうに届出登録をして白ナンバーで、料金を定めて運行するというルールはございます。ただ、ライドシェアをするとありますと、先ほどの答弁にもございましたように、乗りたい人と運転をしてもいいという人をつなぐのにアプリという機能を使うということは、そのアプリを運営する事業者さんがいられるということになっています。そこについては、大体会社とかそういうところに関わるんですが、先ほど申しあげました自家用有償輸送は、株式会社というのが今現在その中でやっていいですよというくくりの中に入っていないということから、ライドシェアというのは認められていないというような形になっているというものでございます。

マイカーで排ガス等で環境汚染というようなところのご指摘の部分でございます。我々、環境の部分も担っております。できるだけマイカーが減るというところで乗り合わせであったり、自転車通勤、一番いいのは、我々がわたむき自動車プロジェクトでやっています通勤バスとかそういうところをご利用いただけると思いますが、なかなかご利用もいただけていないという部分でございますので、そういったところの部分については、車の性能的な部分で補うのも1つの方法やと思っていますので、新しく買換え等いただく部分のところでは、環境に配慮した車をご利用いただくであったりというような形の啓発も併せてしていかなければならないと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長（杉浦和人君）** 加藤和幸君。加藤和幸君にお願いします。今朝ほど全員協議会で申しあげましたように、委員長クラスの質問ですので、ひとつよろしくお手本のほどお願ひいたします。

**9番（加藤和幸君）** そしたら、答弁漏れというか、再々質問になってもいいんですが、チョイソコの今後の拡大についてはエリア単位ということが前提になりますか、その辺りを教えて下さい。

**議長（杉浦和人君）** 交通環境政策課長。

**交通環境政策課長（大西敏幸君）** 答弁漏れがございまして、申し訳ございません。チョイソコのエリア拡大ということではかこの空白地が埋められないかということでございます。そこを必ずそうですということではなく、今後この事業を広めていくという計画の中で、どのような形でしていくかというのは今後決めていくところでございますので、先ほどから言うていますように、飛んだところを入れるか入れないかというところにつきましては利用のニーズも含めまして、またチョイソコの効率的な運行を総合的に考えていく必要がございまして、必ずそうなりますというものではないですけども、いろんな課題は聞いておりますので、そういっ

たところを総合的に判断していかなければ決まっていけないものやと思っておりますので、その辺はしっかり検討してまいりたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 加藤和幸君。

**9番（加藤和幸君）** 大変丁寧なご回答をありがとうございました。2つ目のところに入ります。2つ目は、日野町における会計年度任用職員の実態についてということでお伺いをします。

国の制度を受けて、日野町にも会計年度任用職員制度が導入されて丸4年になろうとしています。国は財政硬直化の是正などとしてこの制度を導入しましたが、官製ワーキングプアの元凶だというふうなことで批判をされて、それを受けて期末手当を会計年度任用職員にも支給するとか退職金の支給であるとか、あるいは社会保険、公務員の場合は共済組合ですけれど、それへの加入など当初より改善が進められました。しかし、給与面ではまだまだ不十分です。そこでお伺いをします。

1点目ですが、現在、日野町において正規職員と会計年度任用職員はそれぞれ何人いらっしゃるのか。会計年度任用職員には、フルタイム職員とパートタイム職員の別もあるんですが、それも併せてお示しいただきたいというふうに思います。

2つ目ですが、フルタイム会計年度任用職員は、正規職員と比べて給与面でどの程度差があるのか、その辺りもお聞かせ下さい。

それから3点目ですが、産休・育休代替など、これはある意味ではやむを得ないというふうに思われるんですが、そういう場合のほか、どんな形で会計年度任用職員が導入されているのか。あるいはそこに正規職員を採用しない、そういう理由は何なのか。

4点目は、パートタイムは、時期を区切ったの仕事であるとか限定的な範囲、あるいは限定的な分野の定型的な動き、決まり切った仕事、そういうところで採用されているというふうに思われますが、今や庁舎内の各課で導入されています。その理由はなんですか。パートタイムの場合は、部署や仕事内容によって報酬に差があります。これも川東議員への回答の中で幾つか説明がありましたけれど、もう一度おおむねどの程度の時給単価になるのかをお聞かせ下さい。

それから5点目ですが、こうしたパートタイムとかこういう細切れ採用の増加傾向というのは、これは正規職員の長時間労働につながるものでありますし、あるいは労働者全体の低賃金労働を招くものであるというふうに考えます。ひいては公務労働の民間委託、こういうことが府県によってはいろいろ言われている、あるいは実際になされている、そういうものにつながっていくものだというふうに考えます。その辺りはどうなのか、町長のお考えを伺いたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 日野町における会計年度任用職員の実態についてご質問を頂き

ました。

1点目の職員数につきましては、令和5年12月1日時点で、正規職員は229名、フルタイムの会計年度任用職員が32名、パートタイムの会計年度任用職員が271名となっております。

2点目のフルタイム会計年度任用職員と正規職員との給与差につきましては、職種によっても異なりますが、例を挙げますと、保育士・幼稚園教諭で担任業務を担うフルタイム会計年度任用職員は、本定例会に提案しております給与条例等の改定を承認いただいた後の額で、1年目は月額22万4,500円、短大卒で入庁する正規職員の保育士・幼稚園教諭の初任給は月給17万9,100円となります。賞与を含めた年収で比較しますと、おおよその金額となりますが、勤勉手当の支給を承認いただいた額で、フルタイム会計年度任用職員が約370万円、正規職員の保育士・幼稚園教諭が約295万円となります。

3点目の会計年度任用職員はどのような際に雇用しているかにつきましては、一般的には新たな事業や特定の業務に一時的な需要がある場合や、人員の調整が必要な時期に対応する際に会計年度任用職員を雇用しております。具体的には確定申告事務など短期間の繁忙期がある業務や、マイナンバーカードの交付や保育園の加配保育士など、時限的、臨時的、緊急的な業務が想定されます。また、スクールソーシャルワーカーや消費生活相談員など、専門的なスキルや知識が必要な職種において組織の状況に合わせた柔軟な働き方が可能となるよう、会計年度任用職員による雇用を行っております。

4点目の役場庁舎内でのパートタイム会計年度任用職員の雇用につきましては、雇用の利用につきましては、先ほどの3点目のご質問で答弁させていただいたとおりですが、基本的に午前9時から午後5時までの7時間勤務となっており、それ以下の短時間の勤務は個別の事情を除きございません。報酬につきましては、職務の内容によって額が異なりますが、給与条例等の改定を承認いただいた後の時給で、1,010円から1,362円となっております。

5点目の短時間勤務の会計年度任用職員の雇用による影響につきましては、役場庁舎内では数時間勤務の短時間のパートタイム会計年度任用職員の在籍はございません。しかし、保育現場では短時間勤務の会計年度任用職員を複数雇用することで、保育の受入れを確保しているのが現状でございます。

**議長（杉浦和人君）** 加藤和幸君。

**9番（加藤和幸君）** 何点か再質問をさせていただきます。

まず1つ目ですけれども、正規職員の数と会計年度任用職員の数をお伺いしたんですが、ある意味ではショックな数ですね。正規職員よりも会計年度任用職員のほうが数が多い。正規職員が229に対して、フルタイムの会計年度任用職員が32名、パ

ートタイムの会計年度任用職員は271人、これすごい数なんですけれど、他市町の場合なんかどうなのでしょう。近隣の市町でも結構ですし、同規模でも結構なんですけれど、もし参考にするところがあればおっしゃっていただきたい。あるいはきちんとしたのがなければ、大まかに多いとか少ないとかその辺の表現でも結構です。それが1点目です。

それから2点目は、フルタイムの会計年度任用職員というのは、保育士と幼稚園教諭というふうに伺っているんですけれど、この例でいうと、会計年度任用職員と短大卒初任者では会計年度任用職員のほうが給料がよいということになるんですが、ずっとそのままいくわけじゃないので、会計年度任用職員に昇給はあるんですか。そこら辺はどうなっているんですか。それから何年ぐらいでこれが逆転をするのか、その辺りをお聞かせいただきたいと思います。日野町の場合、今のところ雇い止めとか3年切りとかということはないということのようですけど、その辺とあわせて、逆転するのはどうなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから3つ目の部分ですが、会計年度任用職員の雇用は一般的な例はよく分かります。おっしゃるとおりだというふうに思うんですけれど、例えば人員の調整が必要なときであるとか、あるいは組織の状況に合わせた柔軟な働き方が可能になるようにというふうなところは、言い方としてはきれいなのかも分かりませんが、かなりこれは気になるんですが、この辺りはどういうことなのか、もう少し踏み込んで説明を頂きたいというふうに思います。

それから、4点目の役場庁舎内でのパートタイム会計年度任用職員のことです。昨日の川東議員への答弁でもなされましたけれど、時給1,010円からだ。これもあまりにも低いんじゃないかと。ほとんど最低賃金すれすれのあれですよ。この辺りはどうなのか、そこら辺がかなり気になります。

それから5点目の部分ですけど、現在、日野町役場では数時間のパートタイムはないというふうに今おっしゃいました。だから、結局はフルタイムと短時間の差というのがほとんどないんですね。普通一般の方が聞かれたら、短時間というたら3時間か4時間、午前だけの勤務とかそんなをイメージするんですけれど、結局短時間といっても、基本的に9時から5時なんです。だから、正規の職員であれば8時半から5時15分というところが、9時から5時までやと。これ、なんかほんまにごまかしみたいな感じがしてね。そういう中で、本来正規であるべきところを会計年度任用職員にしている。日野町だけではないと思うんですけど、これは公務労働がそれこそ委託外注化というものの先駆けになるんじゃないか。そういう意味では大変気になる、そういう現象であります。だから、そういう意味でこの辺についてのようにお考えなのか、その辺りをお聞かせいただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 会計年度任用職員の雇用につきまして、加藤議員のほうから再質問を頂戴いたしました。

まず1点目です。会計年度任用職員の日野町役場における人数が非常に多いということで、ご指摘いただいたとおりです。私も大変多いと認識しております。同規模の近隣市ですともう少し少ないです。この要因はどういうところかというところ、やっぱり施設数にあります。日野町の人口規模よりも管理している施設が大変多いです。公民館の主事さん、用務員さんも会計年度任用職員です。それから子育て・教育相談センター、「ぼけっと」、そういうところも皆、会計年度任用職員さんですので、そういうところの施設で幼保が特に多いです。ここ二、三年前までは250人ぐらいでした。正規とほぼほぼというところやったんですけども、ここ急激に増えていますのは、やっぱり幼稚園・保育園のニーズが急激に上がったという中で、フルタイムの会計年度任用職員を募集しても集まらないということで、現場では、先ほどは短時間の方を雇うことで保育ニーズを受けるといような答弁をさせていただきましたが、細切れでも来ていただいて時間をつながないと、保育園が回らないという状況の中で、そこで1時間でも2時間でも半日でも来て下さいという方を増やしているという中で、結局時間数が増えているという現状も見られます。ここについては、そういう点でございます。

2点目のフルタイムの方、これはパートタイムもですけども、昇給はあるのかということと、何年で正規との逆転現象が解消されるのかということなんですが、まず昇給につきましては、フルタイムの方もパートタイムの方も初年度に来ていただいてから、5回の契約更新までは毎年賃金が上がるというように契約更新をさせていただいております。ですので、6年目までは段階的に給料が上がるという話になります。契約更新をする場合は上がるということになります。先ほどのフルタイムの幼稚園・保育園教諭の会計年度任用職員と正規職員の給与につきましては、雇用条件を改善するというところで、令和4年度からいわゆるクラス担任手当でありますとか、フルタイムの保育士の確保をするために報酬のほうを改正させていただいた中で、こういう逆転現象が生じてきました。ですので、短大卒でもし保育士に入った正規職員がここを超えようと思うと、約7年かかるという状況になっております。

それから3点目です。答弁の中にあります人員の調整とか必要な時間というところから辺の考え方なんですが、役場組織でいいますと行政需要がいろいろあります。例えばコロナワクチンのことがあったり、税務課の繁忙期があったりとか、そういう中で正規を1人採用しますと、30年、40年とって正規職員を雇用し続けなければならないということで考えますと、そこはその時々行政需要によって弾力的に職員を募集させていただくと。ただ、正規職員と同等の業務を求めているかと

いうと、そこは専門職の場合はそういうところもありますが、時間外勤務が基本的でないでありますとか、予算事務については正規職員がするでありますとか、そのすみ分けと申しますか、正規職員が担わなければならないところはしっかり担う中で補助的に業務をお願いする方でありますとか、もう少し事務はしていただきますけども、正規までは責任を求めないというようなところ辺りの中で雇用していますので、その中で何とか組織が回っているというような考え方でございます。

それから、一般事務補助職員の初年度の時給単価が1,010円、これが安いというようなご指摘で、確かに高くはございません。ただ、これは事務補助の方ですので、職種によっては、例えば事務員で雇った方ですと、ある程度事務分掌の1つを持っていただく方ですと、1年目は1,134円、この方が最後の一番高いところまでいくと1,192円ということです。約1,200円になるというようなことやったり、例えば公民館の主事さんですと、1年目は1,150円ですが、一番高いところになりますと1,215円ということで、職種によってその方の働きによって若干金額は段階的に上がりますし、初年度の時給も差をつけているというようなところでございます。

それから、パートタイム雇用、全体的な話やと思います。本来は正規であるべきという話で、先ほどの答弁の中でも述べさせていただいたとおりなんですけど、そういうような雇用をつくることで逆にこれなら助けちゃろうと、役場で勤めちゃろうというような方の、程よい働き方を選択される方もいらっしゃると思います。びっしり8時半から5時15分までやとちょっと負担があるけど、朝は子どもを送り出してからやったら来ちゃろうとか、中には基本的に7時間勤務ですけども、週に3日だけなら来れるわとか、人によっては子育てがあるので3時でちょっと退庁しますというような働き方も含め、役場の業務を助けていただいているといえますか、いろんな行政需要を会計年度任用職員の方にお世話になりながら、何とかしているというような状況でございます。

**議長（杉浦和人君）** 加藤和幸君。

**9番（加藤和幸君）** 具体的な説明をありがとうございました。言いにくいところやら、内情やらいろんなことがあったかと思えます。そういう中でいろいろと説明いただきましてありがとうございました。ただ、程よい働き方を望む人もあるというのもそのとおりやと思いますし、今全国的に見ても、そういうような傾向はあるというふうに言われています。ただ、そうであれば待遇をよくしていただきたいと思うし、けれど午前の議論にもありましたように、じゃあ財政はどうなんだという問題ともまた関わってくる問題です。大変そこは難しい問題ですけど、役場で働く公務員はやっぱりええなというふうに思えるような、そういうことが日野町をさらに魅力ある町にしていく1つの材料でもあるかと思えますし、そういう意味でできるだけ待遇改善、その辺のこともよろしく願いをしたいと思って、これは要望で

す。

3点目の質問に移ります。水道料金の引下げについてです。

物価高騰から住民の暮らしを守るための支援が早急に必要、ということが言われています。10月の消費者物価指数は2.9パーセント上昇、食料品は7パーセント以上のプラスが11か月以上続くなど、住民の皆さんの暮らしは極めて厳しい状況です。今国会で岸田政権が提出した総額13兆円を超える補正予算が成立したものの、給付と減税は1回限りやと。いろいろ論議があったようなんですが、結局1回限り。後には大軍拡増税が待っているために、物価高騰に向き合うものになっていないというのが現状です。そこで、日野町において住民の暮らしを支援する有効な手だての1つとして、水道使用料の引下げ、こういうことが必要なんじゃないかというふうに考えています。地元新聞の報道によりますと、水道事業会計の決算では、例年約5,000万円から8,000万円程度の経常利益があって、内部留保金累計は約15億9,000万円となっていると。決算のところにながらあまりちゃんとしっかり見ていなかったんですが、ローカル紙がそんなように言っています。水道基本料金の値下げをすべきだというふうに、これもローカル紙の指摘であるんですけど、そういうことがありました。そこで水道料金の引下げに関わって、以下の点についてお伺いをします。

1点目ですが、今後10年間における計画的な水道施設の更新に必要な費用の財源内訳をお伺いします。

2点目は、日本共産党の議員団は、段階的な水道料金の引下げということをこれまでから言って目指してまいりましたが、今後10年間で見込まれる利益剰余金、それとその剰余金を水道料金の引下げに充てる場合の問題点等をお伺いしたいと思います。

3点目ですが、水道料金の引下げは、町民の暮らしを支援する有効な手だてだというふうに考えます。このことについて町長のお考えを伺います。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 水道料金の引下げについてご質問を頂きました。

1点目の今後10年間における計画的な水道施設の更新費用とその財源につきましては、第2次水道ビジョンで10年間の事業費を約28億円と見込んでおり、令和4年度決算においても大きな変動は見込んでおりません。約28億円の事業費の財源は、国庫補助約4億5,000万円、企業債等の借入れ約8億円を見込んでおり、残る約15億5,000万円は給水収益や現金・預金などで賄うこととなります。しかし、今後更新が必要となる配水池や加圧所などは国庫補助対象にならないものもあり、整備を進めながら堅実な企業会計の運営に努めていかなければならないと考えております。



2点目に、利益剰余金を水道料金引下げに充てる場合の問題点につきましては、現状の経営状況が続けば、近年程度の単年度5,000万円から8,000万円の利益剰余金が見込めると考えており、その一部は水道料金引下げの財源となり得ます。一方で、人口減少などによる給水収益の減収、南海トラフ地震など数十年以内の発生が予想されている大規模災害や、今後予想される新たな費用の発生への備えが水道料金引下げに向けた課題だと考えております。

3点目に、水道料金の引下げについての町長の考えはどうかということにつきましては、コロナ禍を経て経済活動が活発になってきたこともあり、大手企業などにおいては賃上げが進んでいるとの報道もございますが、毎月勤労統計調査等では実質賃金の下落が続いていると報告をされております。こうした中で水道料金の引下げは町民の暮らしをお支えする手法として有効なものだと考えており、現在、上水道料金の値下げに向けた具体的な検討を進めているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 加藤和幸君。

**9番（加藤和幸君）** 具体的な丁寧な説明ありがとうございます。今の町長のご答弁だと、具体的な検討を進めているということですので、その方向でやっていただけるように、ぜひ要望もしたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

**議長（杉浦和人君）** ここで暫時休憩いたします。再開は16時から再開いたします。

—休憩 15時47分—

—再開 16時00分—

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、一般質問を許可いたします。

6番、野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** それでは通告書に基づきまして、私、野矢貴之が一般質問をさせていただきます。私からは、大きく2問です。1問目は分割方式で、化学物質過敏症の方への配慮というテーマでさせていただきます。2問目は、社会教育の人材育成や体制整備についてを一問一答で行います。

まず1問目につきましてですが、参考資料をインターネットでご覧の方にも見られますように、日本医師会の健康ぶらざという広報紙が2枚、そして滋賀県のホームページで告知されているものが1枚という形でありますので、参考に見ていただければと思います。

それでは始めます。化学物質過敏症の方への配慮ということで、NPO法人化学物質過敏症支援センターというところがございまして、そこのホームページには以下のように記載があります。「2009年10月1日厚生労働省は化学物質過敏症をやっ

と認め、病名は中毒の項に分類されて登録されました。今まで長い間医師に理解されず、精神疾患にされることも多かったので、国が病名を認めていることは多くの方々に知って頂きたいと思います」と周知がされております。つまり、化学物質過敏症というのは、病名登録を15年前にされた病気でございます。症状ですね。日野町における理解と配慮の状況について分割方式で質問いたします。

これについての経緯を簡単にお話ししますと、化学物質過敏症というのがあるということは知っていたんですが、大きくどういふものかというのをあまり世間でも詳しく聞くことがなくて、日野町内でも実際に活動として何かの周知を見るということはありませんでした。ただ、ちょっと相談を受けまして、そういう中で役場に相談に行きました。まずは交通環境政策課かなということで、環境のことかなと思いつながら相談させていただいて、そこでも今までこういったことの周知をしたことがないということと、もしくはほかの課もあり得るのかなということで、福祉保健課にもお話を伺いに行きましたら、これは消費の問題じゃないですかというようなことがあって、立ち話でそんな感じということは、恐らく今まで化学物質過敏症について、この日野町役場では取り組んでいないだろうという前提で、この質問を行っているということを踏まえまして質問をいたします。

まず1番目、化学物質過敏症とはどのようなものかというのをお聞かせ下さい。

2番目、化学物質過敏症の方は日野町にもいると考えられるか。

3つ目、これまでの教育現場で化学物質過敏症が疑われる児童、またはその親からの相談事例について把握されているか。また、あればその件数を教えて下さい。

4つ目、化学物質過敏症について、現在の周知の方法や周知の状況はどうなっているのか。

5つ目、香りがあるものの多くは香料、この香料自体が化学物質とされているということで影響があるとされています。日野町の公共施設では香料配合のものを使用しているのか。しているとすれば無香料に変更できないかが5つ目です。

6つ目、今後、日野町として実施できる周知の方法はということで、公共施設への掲示や広報ひのというような事例をちょっと挙げさせていただいていますが、香料が健康被害になるんじゃないかというのは、この健康ぷらざのほうも見ていただくと書いております。

以上、6つの質問ですが、担当課が当時分からなかったもので、我こそはというようなところで回答いただいていると思いますが、よろしく申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 6番、野矢貴之君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

**町長（堀江和博君）** ただいまは化学物質過敏症についてご質問を頂きました。

まず、1点目の化学物質過敏症につきましては、厚生省長期慢性疾患総合研究事

業アレルギー研究班のパンフレットなどによると、生活環境中の極めて微量な化学物質に接することにより、倦怠感や頭痛、吐き気、湿疹、不眠、目まいなど多種多様な肉体的、精神的な症状が現れる病気とされています。特定の化学物質への暴露がなくなっても症状が継続したり、全く異なる化学物質に対しても症状が見られることもございます。

2点目の日野町にもおられるのかということにつきましては、NPO法人化学物質過敏症支援センターのホームページにおいて、2000年に京都大学大学院の教授らが成人を対象に行った調査から、全国に約70万人おられると推計されており、子どもも含めると100万人程度、およそ120人に1人の割合となることから、日野町にもおられるものと考えます。

3点目につきましては、就園されている保護者から香りにより気分が悪くなったということを園に報告されている事案が1件あったということ把握しております。なお、小中学校で化学物質過敏症が疑われる児童生徒の報告は、現在は受けておりません。

4点目の周知状況につきましては、町としては特に周知は行っておりませんが、滋賀県をはじめ、各自治体ではホームページでの周知や、国においては消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省および環境省の5省庁によりポスターを作成し、配布による周知などが図られているところです。

5点目の日野町の公共施設で香料配合のものを使用しているかにつきましては、トイレに設置をしております手洗い用石けんや便座除菌スプレー、トイレ用洗剤、消臭剤などに香料が含まれております。これらの衛生品を無香料のものにできるかを含め、どのように対応させていただけるか検討してまいりたいと思います。

6点目の今後実施できる周知方法につきましては、町のホームページや広報での周知啓発が考えられるところであります。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 化学物質過敏症とはということで、日本医師会の健康ぶらぎを見ていただいても分かるかと思うんですけど、化学物質を少し吸うことによって症状が発生するという事なんですけど、そもそもの原因というのは、全く分かっていないと。全くというよりは、特定できないというふうな形で言われていまして、ただ、1つ言えることは化学物質を簡単に言うと吸い続けたことによって、急激に吸ったことか、長く吸い続けたことによって、イメージ的には多分キャパの量を超えた段階で化学物質過敏症になるんだなということは、以前から聞いていたところです。私もそのように考えております。化学物質過敏症は、主にこの健康ぶらぎのほうを見ていただくと、かなり香りの強いものが特に影響があるということで、それは原因でもあるし、発症する要因にもなるということが書かれています。

再質問の前にちょっと振り返ってみたいんですが、この化学物質過敏症は日野町にもいると考えられるかというので、同じく化学物質過敏症支援センターのほうを見ていただいておりますが、おおよそ120人に1人ということは、日野町の人口で割ると170人ぐらいは、同じように全国にいるのであればいるだろうなというふうに考えられるわけです。そうすると、教育現場での報告ということが、今、園児で1件というふうに頂いて、小中学校では頂いていないということなんですが、1学年150人ぐらい子どもがいますとすると、計算上、小中学校だけでも10人ぐらいはいてもおかしくないかなというふうに考えられます。幼保も入れると全部で20人ぐらい、対象としては単純計算で化学物質過敏症が疑われてもおかしくないような数があるのかなと思います。恐らくこれについては、子どもって自ら、自分の症状をその疑いを持って主張できないと思うんです、基本的には。あと、違いが分からない。ただ、アレルギー的に鼻水が出ているのか、ちょっと眠いのか、そういった違いもうまく言葉にできないと思うので、その辺りは多分うまく伝えられていないだろうなと思います。あと、1つポイントとしては、子どもはその状況を避けられないということが重要視したいところかなと思っておりまして、大人であればちょっと気持ち悪いか、環境をうまく自分でつくることができるかもしれないんですが、子どもの場合、全く気にもしていなければ、例えば強い香りでも、興味として吸い続けることも十分可能でしょうし、副流煙みたいな形になるんじゃないのかなというふうに想像しております。

現在の周知状況についてということで、日野町は多分行っていないということなんですが、実際に滋賀県では行って、5省庁にまたがって行っているということで、ほんまにあるんかみたいな状況ではないと。これは確実にあるもので、どう周知するのかという状況に来ているんじゃないかなと思っています。これについてはすばらしい技術の進歩によって、つい最近急激に出てきたと私は考えています。それはどういうことかという、香り長もちと1日中いい香りみたいなことって、とてもつい最近のCMとかでして、単純に言うと20年前はそんなことなかったわけですよ。20年前の私たちは、シーブリーズを塗るぐらいの感じで、基本的に子どもは匂いに対する対策を一切していない、匂いに触れることがない。コロナみたいな何か匂いのつくものをつけるのは大人みたいな時代があったと思います。それに比べますと、今は子どもの頃から合成洗剤や柔軟剤やシャンプーによって、その匂いにとっても小さい頃から自然に触れていると。そういうようなことも1つの要因であるだろうなというふうに想像しています。長もちということはマイクロカプセルで、農薬もそうですけど、長く持続的に効くということは化学的なカプセルに入っていると、そういうようなことをテレビで、うちの化学技術でこれは長もちしますとか、うちの化学技術で洗剤がだまにならずに全部溶けますというのは、このカプ

セルに入っているからですというのはよくある話です。それは実際に事実としてそのようになっている。このすばらしい化学技術の進歩によって、もしかしたらそういったことが起きているんじゃないかなということ、ただ、1つ言えることは、現に影響を受けている人がいるということは事実です。それを考えると、仮説としては、工業製品の香りに対する安全性というのは、売られているから大丈夫ということだけではちょっと安全性を担保できないのかなというふうに思っています。たばこも売られていますし、酒も売られていますし、砂糖も売られていますけども、とにかく限度があるやろというような言い換えもできるのかなと思います。

私が子ども服の交換会の「みんなのおさがり」というのをするときも、5年ほど前ですけども、柔軟剤とかの匂いが気になるということで、服を持って来ていただく際には、柔軟剤を使わないで下さいというふうにチラシで入れたということの記憶がよみがえってきました。そのようなことでいいますと、例えば教育委員会とかですと、野洲市の事例ですが、野洲市教育委員会は教育長の名前で、保護者の恐らく全員に令和3年に配布されております「化学物質過敏症についてのお願い」ということで、香りにより体調不良を訴える相談がありますので、香料などが原因であっても気づかずに過ごしている子どもがいるかもしれません。意識せずに接触している可能性があるというようなことを一通り添えたお手紙を出されております。そういったことで、対応としては共用物の洗濯に柔軟剤を使わないで下さいとか、例えばエプロンですとか体操服の借りたものとかありますよね。そういうことに気をつけて下さいというような訴えをしているところもあるということです。

ここで再質問としましては、町としては周知をしていないという状況だとは思いますが、先ほど報告された事例が1件あると。この1件に対しては、どのように対応されたのかということをお教え下さい。ちょっと厳密に担当課が分かりません。

次に、あと2つ再質問をします。もう1つは、他市町の事例も踏まえて、公共施設における工業製品の香りには、相当注意を払ったほうがいいのではないかなというふうに思いますが、受動喫煙みたいな感じで。それについてどのように思うかということをお2つ目の質問で教えてほしい。

3つ目、実際に周知を具体的に実施できるかということをお3つ目にお聞きしたいです。例えば、先ほどですと5省庁にまたがって国はどうかということでしたが、恐らくうちの町でも1つのところが、うちですねというだけではないような気はしています。例えば、企画振興課がホームページか広報ひので周知をされても、方法としてはできるのではないかな。例えば、国でいう消費者庁、環境省みたいなところでいうと住民課か交通環境政策課が公共施設内のポスターを作っていただくとか、文科省もやっているということで、教育委員会や子ども支援課が保健だよりとかでお

願い文書を出していただくですとか、保健だよりはいつも出ているので、そのこの1コマでこういったことがありますよという周知をしていただくですとか。あとは福祉保健課さんとかも啓発ポスターとか、経済産業省がどうか書いていましたが、そこは分からないんですが、そんな感じでまたがった形で何かできる。またがるというよりも、みんなで周知はできる。それぞれにお力を頂いたほうが周知がしやすいんじゃないのかなと思いますが、その具体的な周知はできますかということで、お答えいただければと思います。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（柴田和英君）** ただいま野矢議員のほうから頂きました再質問についてでございます。私のほうからは、実際にどのように対応されたかということで、3点目の就園されている保護者からの報告がございましたので、担当課である子ども支援課から1点目について説明をさせていただきます。

まず、保護者の方から園のほうにそういったことで少し気分が悪くなったということで報告を受けさせていただいて、それを受けた園のほうで園長にその話が伝わり報告をして、園長から月に1回園長会をしておりますので、その場でそういった事例がありましたということで、各園にも情報共有をする形で報告いただきました。そして、園内での対応といたしましては、そういった過敏症の中で、例えば全体の行事があったりする中でも少し配慮が必要な部分とかがございましたら、その方には少し距離を置いてしか中に入れられない状況もございました。その場合には、園のほうから同じような対応というか、説明等をその方に向けて個別にも説明をさせていただくとかそういった丁寧な対応ということを心がけてさせていただき、今も継続してそのようなときには、園内で保護者の方がお困りにならないような形で対応させていただいているというところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（福田文彦君）** 私のほうからは、製品で売られているものに気をつけねばならないのに対してどうするかということでございます。確かに、製品として売られているという状況もございまして、議員おっしゃいますように、化学物質を全く排除するという事はかなりというか、不可能に近いような状況やと思いますので、その辺は商品であったとしても用法用量をしっかりと守っていただく、そこがまず第一なのかなというふうに思っています。今おっしゃっていただきましたように、そういう方もおられるということの周知も含めてしていかなあかんのかなというふうに思います。周知の方法につきまして、県のホームページとかを見ていると、健康の分野で取り組まれているところもありますし、他市町の状況も見ながらどういう周知の方法がいいのか、今見てみますと、よくあるのは症状ですとか誰もが起こることなので、みんなで注意していきましょうというようなことが書かれて

いるのが多いかなというふうに思います。そういう部分につきましては、まずホームページ等とかでご案内をしていきたいなというふうに思っていますし、町でできることといたしましては、先ほど町長も申しましたように、町で使っているものについてどういうことができるのかをまた検討させていただければなというふうに思っています。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 再質問に対してお答えいただきました。報告された事例に対しては、園長会で共有をして、またちょっと敬遠して園にお迎えでも入りにくい方に対しては、個別に対応しているというようなことです。あとは、福祉保健課のほうからも、広報を何とか考えられないかということでお答えを頂いたかと思います。ぜひ対応していただきたいなと思うんですが、これは答弁は結構なんですけど、多分再々質問はしないんですけども、匂いというのは実際、相当強い方は強い、これは誰も悪くないんです。普通に売られているし、これがいい匂いだということで皆さんがそれを使っておられて、柔軟剤で柔らかくなって便利というのは全くそれがいいとか悪いとかではなくて、好みの話に今はなっていると思うんです。ただ、これから先はどうだろうなというふうな気もすごくするようなジャンルだなと思っていて、それが遅くならないにうちとかそういうことではなくて、今現段階でそのことを皆さんがただ知らないという状態だと思うんですね、日野町の場合は。何を知らないかという、これが体によくないよとかそういう言い方じゃなくて、香りによって気分を悪くする人がいますということを知ってほしいということなんです。これが一番大切なことだと思っていて、例えば先ほどの園長会でも共有していただいて個別対応なんですけど、今現状では、ちょっと匂いが気になってまた気分が悪くなるとあれやからちょっと遠くから見えますわという人が、その方が遠慮して入れない状態になっているじゃないですか。個別対応はそれはそうなんですけども、できれば気にされている方が入れないという状況を何とかならないかというほうに対応したいですよ。そう考えるとやっぱり周知やと思うんです。周知をしてどうなるかというのは正直分かりませんが、ただ周知をしないとみんなが知らないわけですので、本当にいろんなことで困っている人というのは今までいて、それがクローズアップされるたびにその周知をしていくというのが行政的な繰り返しかもしれないんですが、それが今か、もしくはこれから香りによって具合が悪くなる人がいるということをしっかり周知してほしいと思います。もしかしたら、これをちょっと気にする人がいるかもぐらいの感じではなくて、本当に具合が悪くなる人がいるんですよというような、しっかりとした周知の仕方をしてほしいということをお願いとして持っておりますので、ぜひともその対応をしていただきたいと思っております。強く要望いたしまして、この1問目を終わりにいたします。

では、2問目は一問一答で行わせていただきます。タイトルとしては、社会教育の人材育成や体制整備についてです。本当に社会教育や学びの可能性を感じ過ぎて、ついつい今日も一般質問でこの教育の話題を取り上げるというようなことになっています。これから先も、もっと追求していきたい研究のテーマです。

社会教育法第3条では、地方自治体の責務として「自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」とあります。非常に難しい言葉ですが、私はこの社会教育というものを考えたときに、どのように言い換えられるかなど。社会教育って何やらなというときに、心豊かで充実した地域生活を送るための地域教育や暮らし教育、またはコミュニティー教育と言い換えるほうが分かりやすいんじゃないかなと最近は思っています。つまり、単純に個人の自己実現というのが社会教育ではなくて、地域というのが必ずこの文言の中に入っているのが社会教育かなと思っているので、地域で豊かに暮らす、地域と一緒に豊かになっていく、これが社会教育の原点ではないかなと思っております。これが第6次総合計画でいえば、これは添付資料についております町の総合計画であります。第6次総合計画政策の柱5「みんなではぐくむ地域づくり」、政策30、進取のまちづくりにもあるように、社会教育は人づくりではあるけれども、その人づくりがまちづくりの基盤であると、そういう役割を果たしていると考えておりまして、とても重要なシステムであると考えています。これに関してはちょっと皆さんにまずお伝えしておきたいことがあって、この進取のまちづくりというページが企画の担当っぽいような、進取のまちづくりだとそうなんですが、関係する個別計画が日野町教育振興基本計画になっていると。教育の分野に入っているであろうこの書き方は、大変私は評価したいと思っています。こういうことを踏まえまして、やっぱり社会教育というのはまちづくりであると。まちづくりというのは教育からつながっているというようなことをお伝えしていきたいと思えます。

今日の質問は、まずは一問一答でしていくんですが、前半は社会教育のプロ、専門家というのは、日野町ではどこにいるのかというのをちょっと探っていきたいと思えます。後半は、社会教育という全体の人材育成の体制について触れていきたいと思えます。一問一答ですので順番に、今日は教育長とたっぷりとお話をさせていただきたいと思えます。答えにくいところはどこかに振って下さい。

まず1つ目ですが、日野町で社会教育事業の企画そのものを担当しているのはどの部署、誰になるのでしょうか、教えて下さい。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（安田寛次君）** 日野町の社会教育事業につきまして、教育委員会のどこが企画しているのかということについてですけれども、教育委員会事務局の生涯学習課、図書館、各地区公民館、わたむきホール虹などの職員が企画をしたり、あるい



はコミュニティスクール、スポーツ推進委員さんや公民館の実行委員さん、各種団体、地域ボランティアの方々が参画したりすることによって、事業が実施されているというふうに認識しています。また、各地区の人権啓発推進協議会、女性団体連合会や連合青年会、PTA、スポーツ協会、文化協会、さらには自然観察のお取組もいただいております、まるばの会、少年少女合唱団などの社会教育団体も社会教育事業を主体的に企画し、そういったところが実施をいただいております。こうした住民の方々の熱意でもって、社会教育事業が推進されてきたものと感謝しているところがございます。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 社会教育事業は職員さんだけが考えているんじゃないということですね。生涯学習課の誰が担当しているんやみたいなことで軽く初めは聞こうかなと思ったんですが、職員さんの中には図書館とか、わたむきホール虹さんとかも非常に多く関わっていて、職員さんじゃない人も社会教育事業を自ら考えているということで、かなりの団体に関わっているんだなと思います。先ほどの社会教育の専門家はどこにいるのかみたいなのをちょっと頭の片隅に置きながらしゃべっていきたいんですが、先ほど挙げていただいた当該団体が、常にこれは社会教育事業だなというふうに認識しながら企画実施しているかというのは別として、行政的に社会教育のカテゴリーに属するだろうなというようなところを今挙げていただいたかなというふうに思っています。社会教育法では、社会教育とは学校教育以外の組織的な活動ということなので、それで合っていると思うんですけども、取りあえず社会教育の専門家はその辺りいるのかみたいなことで考えていくと、私自身が関わっている、例えばPTAとかコミュニティスクール、PTA会長をさせていただいておりますので、PTAのことを知っているかと言われると、一応真ん中にいるつもりではいるんですけども、PTAやコミュニティスクールは社会教育のジャンルですよ。このように考えると社会教育のジャンルなんですけど、ただちょっと考えていただきたいのは、PTAやコミュニティスクールで社会教育とはこういうものですよという研修を受けたかと言われると、私は受けていないです。2年間やっていましたが、一度も受けていない。つまり、PTAの中で社会教育というカテゴリーと考えているのは、当の本人じゃないと思うんです。当の本人たちはそんなこと考えていない。団体も先ほど挙げていただいた中にはたくさんあるんじゃないのかなというふうに思っています。

そのようなことも踏まえて、ちょっと次の質問に向かっていきたいと思うんですが、社会教育委員さんという存在が日野町にはおられますが、社会教育委員さんの役割というのは、どのような役割でしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（安田寛次君）** 社会教育委員さんにつきましては、住民の声を社会教育行政に反映させるために設けられた制度でございます。その職務については、社会教育法の第17条の中に規定されております。社会教育の諸計画を立案すること、教育委員会の諮問に対して会議を開き意見を述べること、調査研究を行うこととしております。当町社会教育委員さんは、公民館運営審議会の審議委員を兼ねていただいております。校長会の代表、PTAの連絡協議会の代表、地域女性団体連合会の代表、連合青年会の代表、子ども会指導者連絡協議会の代表、文化協会、さらにはスポーツ協会の代表、家庭教育の関係者、各地区公民館の代表者から組織をされています。本年度は15名の方に委嘱をして、その任期は2年となっております。社会教育委員の皆さんには、年度ごとの社会教育の方針や事業計画、公民館活動等に助言を頂いたり、社会教育の諸課題について議論いただいているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** なるほど、社会教育委員さんは、住民の声を社会教育に反映させるためにあるということだったんですね。実は私は、社会教育委員さんは専門家枠だと思っていたんですが、基本的には住民の声を反映させる場所だということなことでいただいたのかなと思っています。先ほど説明していただいたみたいに、社会教育委員さんは助言とかをするというので、例えば全く教育とかそういうのに携わったことがない人じゃなくて、いろいろと先ほど言っていた社会教育団体に携わっている方になっていただいているということで助言を頂いているということです。社会教育法の説明も頂きましたが、意見を述べるというのはしていると思うんですけど、社会教育の諸計画を立案するとか調査研究を行うとかというのは、社会教育委員さんというのは行っているんでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（安田寛次君）** 社会教育委員さんの会議は、年間3回開催いただいております。3回の中で、社会教育の関係団体の補助金の関係で審議をしていただくというような重要な会議が1回あります。そのほかの会議については、それぞれテーマを設けてワーキングをしたりというふうな会議をしてもらっているところもあるんですが、とりわけ調査研究に関しては、以前の取組でございますけれども、公民館の在り方について方向性を出してもらったり、審議いただいたというふうなこともありました。そのほか、よその町でもいろいろと提言をもらったりとか答申をもらったりというふうなことで、会議をしてもらっている実績もあるところを聞いておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 意見を述べる、公民館事業とか社会教育事業を見ていただくだけでなく議論をしていただくということです。過去にそういうこともあるとい

うことで、常に議論いただいているわけでもないのかなと。とにかく今、公民館の運営審議会も兼ねているので、そっちがメインかなというふうな印象を持っています。ちなみに、恐らく社会教育委員さんも社会教育とは何ぞやという研修を受けていないですね、確認させて下さい。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（安田寛次君）** 先ほどの調査研究のことに付け加えてですが、平成24年3月に、とりわけ日野町の社会教育委員さんの会議で公民館活動をより充実発展させるための施策推進の在り方についてという内容について提言を頂いたというふうな記録があります。そして、社会教育委員さんの仕事についてなんですけれども、これは令和4年3月に県の教育委員会から出されています「滋賀の社会教育委員の活動ハンドブック」というふうなブックがあります。これを本年度の委員さんには全部お渡しをして、この中には社会教育委員の役割はこういう役割ですよというふうなことで、具体的な職務内容が書いてあるレジュメがあるんですけども、そういった内容について見ていただいたというふうなところになっていますので、どの程度の徹底かは定かではございませんけれども、見ていただいたというふうな事実がございます。

**議長（杉浦和人君）** 今の質問は研修を受けているかという質問でしょう。生涯学習課長。

**生涯学習課長（加納治夫君）** 研修を受けているかということでございますが、日野町の社会教育委員さんとしての活動と、それから東近江地域のブロックがありまして、そこでもブロックで研修会をしたり、それから滋賀県の社会教育委員の仲間もございますので、それは滋賀県の生涯学習課が取りまとめていただいております。そこでも社会教育委員さんの研修会ということで開催されておりますので、そういうところに出向いて研修をしているというようなことでございます。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 地区ごとの研修がブロックごとにあったりするということと、先ほどの教育長のお話ですと、社会教育委員テキスト・パンフレットみたいなものがあるというような認識かなと思いました。

では、社会教育委員さんはそうやって学びながらしていただいているとして、今度は日野町職員さんの中に、職員じゃない方もおられると思うんですけども、社会教育に携わる肩書として社会教育主事、そして数年前から社会教育主事は国家資格の名前として社会教育士という名前にも同時になりましたが、そのような存在が日野町にもおられるはずですよ。とりわけ日野町職員として社会教育主事の役割はどのような役割になっているか教えて下さい。

**議長（杉浦和人君）** ここで本日の会議時間を議事の都合上あらかじめ延長いたします

す。教育長。

**教育長(安田寛次君)** 社会教育主事についてのご質問を頂きました。社会教育主事、社会教育士につきまして、社会教育法の第9条2項に、「都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く」というふうな規定がされています。私たちの町においても社会教育主事、もしくは社会教育士の資格を所持する職員を配属しております。その役割として、地域の学習課題を把握し、地域の社会教育事業の企画・実施、関係者との調整、協議などを行い、地域住民の自発的な学習活動や学習を通じた地域づくりの活動を支援するという役割をしておるところでございます。日野町においても、教育委員会のほうに社会教育主事がおりまして、その下でいろいろと事業を推進しているというふうなところでございます。

**議長(杉浦和人君)** 野矢貴之君。

**6番(野矢貴之君)** 社会教育主事は法律で教育委員会に置くということになっているということで、この教育委員会というのは生涯学習課のことかなと思っているんですが、そうかそうじゃないかということと、あと社会教育主事がいるといないのではどう違うというか、何でこれを置くことになっているのかという解釈を教えてくださいませんかと思えます。できれば全体で、庁内で職員さんの中で社会教育主事を持っている人が何人いて、どんなふうな配置になっているのか。個人情報是要らないんですけども、教えていただくとありがたいです。

**議長(杉浦和人君)** 教育長。

**教育長(安田寛次君)** 社会教育士というのは、令和2年度からスタートした制度でございます。社会教育主事というのはその前からもちろん社会教育法に定められた主事でございますので、役場庁内の中にも私も含めて何人かいるというふうなところでございます。そして、その中の仕事の内容としては、ここが重要やというふうに思うんですが、学習課題の把握とか企画立案能力が試されるというふうに思います。調整者としての力が試されるというふうに思います。コミュニケーション能力が試されるというふうに思います。幅広い視野と探求心が求められるというふうに思います。各分野の指導に必要な知識や技術を身につけているというふうなことが広く言われています。そういった社会教育主事ならびに令和2年度から始まった社会教育士なんですが、役場の中にも数名いて下さいます。教育委員会の中にも、学校教育課の中にも社会教育士の資格、称号を持ったスタッフがいてくれます。つまり何が言いたいかというと、それぞれの分野の仕事の中身をいかに社会教育的な味つけをしながらコーディネートしていくのか、ここが重要やと思います。例えば、総務課の中の仕事で防災という仕事があるかと思えますけれども、その中でも社会教育的な味つけをしながら仕事をしていくと、防災士さんの仕事の力を借りながらいろいろとやっていくとか、まだ未開拓の分野の仕事をコーディネートしていくと

かいうふうなことで、いろいろとまだまだ未開拓の仕事を幅広く展開できるんじゃないかなというふうなことを思います。そういったことの見識を持って仕事に向き合うということがとても重要なことというふうに私は思っています。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** すばらしいですね。長い時間をかけてお伝えしたいことを大分先取りしてお伝えしてもらったような気持ちもありますが、うれしいです。まさにそう思っています。社会教育というのは、これで社会教育をやるんやというよりは、社会教育という概念というか観点があって、いろいろなことがポジティブに展開されていくんじゃないかなと、まさに思うところです。先ほどのご説明にもあるとおり、もともと前半のテーマは、社会教育のプロ・専門家はどこにいるのかということをもう一度照らし合わせますと、私はやっぱりこの社会教育主事、社会教育士は、先ほどのお話のとおり、研究者であり、探究家であり、プロだと僕は思っています。これは確実に言えることだと思っていて、これって学校でいうと、昨日からさんざん学校のお話が出ているので、今日はお話しがしやすいんですが、教員免許を持っている方とそうじゃない方、先ほどこのクラスにはそういう人をできるだけ置くようにしているみたいな答弁も頂きましたが、そんなふうに考えると、やっぱり社会教育主事が各場所にて下さる、専門家がいるということはすごく心強いし、期待できることだと思っているんです。そのようなことを考えまして、さらに質問したいんですが、社会教育の専門家、社会教育主事、これは中央公民館も含めて、各公民館にもいるという認識でいいんでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（安田寛次君）** 日野町内には、7つの公民館と中央公民館ということで8つというふうに分類すれば、それぞれの公民館にいらっしゃるというふうなことではございません。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 各公民館にいてほしいなと単純に、先ほどのお話も含めて思いますが、それがかなわない理由というのは何かあるんでしょうか。例えば、資格にしても後から取ることもできるはずなので、資格持ちだけを採用しなくても、全員がいずれ社会教育の専門家がここにいるよ、全てのエリアにいるよということではできると思うんですが、それがかなっていないのは何か理由があるんでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（安田寛次君）** 講習が必要でございますので、その講習には何日間も行ってもらうというようなこともあります。予算的な部分もあるんですが、できるだけ行ってほしいなというふうなこともあるんですけども、日常的に公民館の仕事をしてもらいながらということもありますので、いろいろ無理も生じるんじゃないかなと

思っています。できるだけ行ってほしいなというふうな思いでいます。それと、昨日もあったんですけども、公民館のスタッフの方というのは、町役場の職員もそんなんですけれども、人とのいろいろな対応能力も求められると思いますし、臨機応変にいろいろな対応をしていくというようなことも必要なと思いますし、先ほど言うていましたファシリテートしていく力とかコーディネートしていく力というふうなことから考えると、公民館のスタッフにもそういった力をつけてほしいなという思いはあります。ただ、現実的にはなかなかそこはかなっていないというようなことがあります。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** なるほど事情があるということでした。個別具体的な事情はさておきということなんですが、私としてはぜひみんな持ってほしいんです。先ほど言いましたとおり、全てのエリアでその恩恵というか、豊かさを享受しながら物事を進めていきたいと純粋に思います。ということと、もう1つ取ってほしい理由があります。これは民間が取りに行けないからなんです。社会教育士の資格というのを今年も募集がありましたが、私の知り合いは落ちました。職員じゃないから。職員は優先して行けます。そういったことを踏まえまして、限られた資格を持っているんです、その職の方は。その方がしなくて誰ができるんだという、代えがきかないわけです。その期待も含めて判断してほしいなというふうに思います。

ということで、次の質問に行きたい。専門家のいる場所が分かりましたということの後半に行きたいと思うんですが、いるいないにかかわらず、いなかったら余計にですけども、人材育成についてというのはすごく意識していかないといけないんじゃないかなと思います。4つ目の質問なんですけど、社会教育関係者という書き方をしていますが、見聞を広げるための先ほどの東近江ブロックとか県とかいろいろなお話も頂きましたが、恥ずかしながら今年初めて知ったことで、社会教育研究大会があるというようなこと。主に社会教育委員さんの集まりかな、これは参加させてもらいました、参加できたので。公民館研究集会というのもあるというふうに初めて知りました。この辺りに関して、社会教育関係者の参加状況について教えてください。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（安田寛次君）** 社会教育関係者の社会教育研究大会等の研修会への参加状況につきましては、本年度代表的なものとして、8月3日に近江八幡市の岡山学区で開催をされました。学校と地域の連携・協働の研修会や、9月8日に立命館大学びわこ・くさつキャンパスで開催されました近畿地区社会教育研究大会（滋賀大会）など、関係各者には積極的に参加が図られますようお願いし、社会教育委員さん、公民館関係職員の方々にご参加いただきました。近畿地区の社会教育研究大会にお

きましては、日野町から18名の関係者に参加いただいたところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 近畿社会教育研究大会は18名、このうちに私も入っております。社会教育研究大会は、私はPTAの関係とかで募っていただいたんです。PTAが社会教育団体ということで行きませんかということで募っていただいたんですが、公民館研究集会については、恐らくしっかり募られていなかったんじゃないかと思うんですが、これについての参加があったかどうか、お聞かせ下さい。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（加納治夫君）** 公民館大会も開催されております。これは近畿の公民館大会です。滋賀県は実を言うと、数年前に公民館連合会から滋賀県自体が脱退いたしましたので、日野も必然的に脱退したということになっておりまして、案内だけは頂いております。脱退しているのが滋賀県と大阪になります。今まで、近畿で入っていた各府県で行われていた大会なんですけども、社会教育研究大会とかなり内容がかぶるところがありまして、この社会教育研究大会のほうが脱退していない近畿のグループが固まっておりますので、研修する内容としては、社会教育研究大会のほうがかなり内容が濃いというふうに私は判断しておりまして、もし参加するのなら、そちらに集中して参加したほうがいい。今年度に限っては滋賀県大会ということもございましたので、多くの皆様に声をかけさせていただいて参加したということでございます。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 公民館は、連絡協議会みたいなものが県はなくなっているということですね。47都道府県中、私もホームページとかを見させてもらったら、43都道府県は連絡先が書いてあったので、4つだけないという状況です。ちなみに、これはなぜ県の連絡協議会が解散というか、なくなったのかというのは分かりますか。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（加納治夫君）** なぜなくなったかといいますと、滋賀県の中でも公民館というような施設で地域づくりをやっているところが日野町であったり、竜王であったり、彦根、それから守山ということですけども、ほかの地域はまちづくり協議会が運営するような施設に変わっていったりということで、コミュニティセンター化になっていったという状況があります。それと、県が組織した全公連という組織があるので、そこに加入するには負担金が要ると。公民館を運営していない地域がどんどん滋賀県の組織から抜けていって、残っている市町だけで全国に負担金を納めなあかんという状況もある。それを取りまとめる事務局が輪番制で町や市が持っていくということで、だんだん少なくなっていく中で事務局を持ち回らなければならない、お金も負担しなければならないというような負担感がだんだん増してき

て、そこに加入している意味があるかどうかという議論がありまして、滋賀県としてはいいのではないかと議論の中で脱退させてもらったという経緯がございます。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** なるほど、ちょっと今風な流れを感じますね。ただ、事情は分かりましたけど、同じようなところは全国にありそうだなと思うんですけど、43残っているというのが逆に不思議だなというふうな感想も同時に持ちました。もっともっと公民館とかそういうのが希薄なエリアもありそうなんですけど、そんなことないのかなという気がしています。取りあえずそういうことであれば、日野町の公民館というのは、県の連絡協議会もないということなので、近畿にもひもづいていない、全国にも。つまり、日野町の公民館というのはどこにもひもづいていないというような認識でいいんでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（加納治夫君）** ひもづいていないというわけではありません。いろんな形で、全公連という組織とは、何か分からないことがあったら質問したり、メールしたりしながらアドバイスを頂いたりとか、そういうような形でのつながりはいまだに持っているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 公民館の現在の状況、立ち位置については大体分かりました。私も最近出している全公連の研修の様子のユーチューブとかを非常に面白いなと思いついて見えています。取りあえず大会とか研究については、社会教育の研究のほうで類似してくるだろうというような判断であるということです。そこに対して18名いましたが、公民館職員さんはみんな出たわけじゃないと思うんですけど、研修大会に。ちょっとここで質問なんですけど、生涯学習課職員である公民館職員さんですよね、今僕の認識では。もはや独立した公民館が独自にというよりは、どう考えても組織上も生涯学習課職員さんである契約になっていると思うんですけど、課の職員さんが業務としてその研修に参加するという、業務の内容ではなくて自由参加になっているということでもいいんでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（加納治夫君）** 自由参加というか、一応何人が行くということで希望を取って、できる限り職員も含めて多くの方で参加したいというような形で募っております。結果的に18名で職員以外の方が多かったというところではございますが、様々な業務の関係もありますし、そういうことでどうしても職員が参加できないという日程上の関係もございましたので、その辺はお許しを頂きたいなというふうには思います。



**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 事情がある場合は仕方ないと思いますが、私が聞きたかったのは体制の話です。業務として参加することになっているけど、仕方なく参加できない人もいたのと、希望者を募るといのは結構違うと思うんですね。これが今の生涯学習課と社会教育の体制を多少表しているかなというような気がしているんです。それをもう少しちゃんと聞くというのが次の質問なんですが、公民館関係者は生涯学習課職員であるが、課として社会教育の人材育成・研修の方針というのはどのようなになっているのでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（安田寛次君）** 公民館関係者の人材育成・研修の方針につきましては、日野町教育方針、年度ごとの社会教育方針の中で、公民館職員および関係者の資質向上に努めることを定めております。現代において公民館へのニーズは多様化しており、その役割は地域づくり、高齢者福祉、学校教育活動、環境、防災などの取組といったように広範多岐にわたっています。そのため、公民館職員は人材や地域資源を結びつけるコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力が必要だと思っております。その能力を高めるためには、研修や自己研さんに努める必要があるというふうに考えます。

それと、先ほどの公民館の関係なんですけれども、以前、私も県の公民館の担当をさせてもらった関係があって、その当時は211の公民館が県内にございました。そのうち約半数が、現在は公民館というような形で、そのほかは先ほどありましたとおり、コミセン化されたり、類似施設になったりというふうなことで、その当時は公民館の職員を集めて、全県的にスキルアップするような研修の場を積極的に持っていたんですね、県のほうが。生涯学習課あるいは県の県公連というような組織がありましたので、その組織が中心になりながら全県的にネットワークを張り巡らせるような研修があったんです。ところが、今もありましたように、全県的な動きがあって、なかなかそういう場が持てないというふうなことになって、全国とのつながりはある中で、「月刊公民館」というのがあって、またそこからいろいろと市場での研修をしているということはあるんですけれども、まさにブロック単位での社会教育というふうなところでの研修でスキルアップしていくとか、あるいは町独自で研修を立ち上げていくというふうなことが重要かなと思っています。そういう意味からすると、毎月開催しています公民館の主事会だとか、館長さんも交えたような会でいろいろと情報交換をし合うとか、互いに自身を磨き合うというふうな場がこれからますます重要になってくるんじゃないかなというふうに私は考えています。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** なるほどです。公民館が過去たくさんあって半分ぐらいになったということで、研修を多分当時、県が持っていた部分があったということですね。恐らく県の生涯学習課が公民館という部門を持っていて、そこが職員さんも、予算も含めてまとめて動けるところが、今は多分それがなくて余計にそのような研修の機会も、実際の機会自体も生まれにくいというような状況になっているんだなということがよく分かりました。先ほど教育長からおっしゃっていただいた様々な能力とか、そのようなスキルを自ら研修してやっていくということをやってもらえば本当にいいなと思います。そのようなことはどうやって研修していくんですかとかを再質問しようかなと思ってたんですけど、今の答弁でする必要がないかなと思って。多分これからの動きとしては、どういうふうに全体のスキルアップと、それが結局全てのエリアの社会教育と豊かさ、それは密に学校にもつながっていますし、コミュニティスクールもつながっていますし、要は全ての教育につながっていると私は考えているので、しかもそこは年齢が関係なくですから、本当に期待していますし、そのように実施してほしいと思っています。

最後かなと思うんですが、ちょっと町長にもお話を聞きたいと思います。まず、根本的には今の全部の話をひっくるめて、社会教育の専門家というのは日野町にもおられて、それが各それぞれいろんなところにいてくれたらいいなということですね。そのうちの特に大きなのは公民館であるというようなところですが、本当に今地域の課題がいっぱいあるから、それを解決するのはどこがするんだという話題はどこに行ってもある話で、それを担うのが役場、行政だけではできないから各地域に、言い方は悪いですが、下ろすというよりは、各地域で自発的にいろんなことを解決しましょうねという流れになっているし、多分これから先もっとなんと思うんです。もしかしたら、国策で予算もついてそうなるかもしれないと思っています。先ほど言いました全公連、公民館の実際の研修、社会教育を本当に専門にやっている方のお話とかだと、課題解決を比較的スムーズにやっている町は社会教育が盛んであると。つまり公民館活動が盛んで、これは漏れなくそうであると。ただし、地域の課題をこれは公民館や社会教育で解決すんねんやろうと当てはめようとすると、それはうまいこといかへんと。つまり公民館活動や社会教育が盛んでないのに、ここが解決しているんやという事例だけを持ってきて、そのような形を取ろうとしても絶対にうまくいかない。なので、何が大事かという、当たり前前に社会教育が行われている、取り入れられているその土壌、これが本当に大事であって、それがまさに全ての物事を豊かにしたり、解決する形であると、そういうような話なんです。それは本当に私の中でも腑に落ちていて、まさにそうだし、この町もそうであってほしいと本当に思っています。ここで、町長に提案というか、お話ししたいのは、人手不足と財政不足が、トレードオフにもならない、両方不足ですやん

か。どないしようかなということなんですけど、優先順位を仮につけるとしたら、財政じゃなくて人手に力を入れてほしいと思っています。この理由は、何がどう起きても人手は国が補填してくれないからなんです。財政の可能性は、何らかの方法でところどころにあるかもしれないんですけど、人手は絶対に補填してくれないと思っていますので、なので人材育成がすごく大切で、人のパワーをいかにつくっていけるか、蓄えていけるか、つながっていけるかかなと思っています。そういうようなことも踏まえてコミュニティーをつくっていきたいと思うんですが、これは文章に書いてある町長への質問ですが、社会教育にもEBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）、難しい言葉ですが、根拠を持ってやっていこうよというようなことです。このような要素を取り入れて研究をしながら、できれば全ての社会教育関係者が共通のゴールを持って共有して、これは社会教育関係の個別計画があったら共有できるのか、ちょっとその辺は分かりませんが、今のところはないですね。目的のためにいろいろ話し合っただけで計画して、必要に応じては政策を民間の力を借りたり、アイデアを借りたりしながら、確実に未来へつながる教育によるまちづくりというのを、できれば町の政策の柱に。柱にしたら予算もつくやろうな、柱にせえへんかったら予算がないなになるやろうなみたいなこともあるので、本当に柱にできないかなというようなことも期待しながら、こういった人材育成や体制整備はできないのかと町長にお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 野矢議員には、社会教育の本当に密なところをまた攻めていただきまして、どうもありがとうございます。ご質問いただいたEBPM、エビデンス数値があるかないにもかかわらず、しっかりと根拠を持って、明確に目的を持って、例えばいろんな事業がございませぬけれども、やるのが目的では当然ございませぬでして、それがどういう目的なのかということ、目的達成のための手段ですので、それをきっちり見極めるということは社会教育のみならず、あらゆる町の事業において非常に重要ではないかなと思っていますので、このEBPMの観点は大事だと思っています。社会教育という話におきまして、教育長も先ほど答弁ありましたように、非常に社会教育に対しても経験値も高い教育長ですし、よく立ち話で社会教育課に戻してやろうかぐらいの実は話もあつたりします。来年からそうするという話では当然ございませぬ。私が言っているだけですけれども。つまり生涯学習という、そのときの時代に応じて課が変わってきたとは思いますが、やはりここに来て、生涯学習の範疇を超えている。様々なまちづくりとの連携、防災であるとか環境であるとか、非常に多岐にわたる中で、むしろ根本的な概念である社会教育に立ち戻って、それがどうあるべきかということからアプローチをしていくべきだろうと。名は体を表すわけでございますし、そういった根本的な議論

もしたりしなかったりというような段階でございます。今回、野矢議員からも頂いたようなことも大いに参考にさせていただいて、これからの社会教育の在り方、もちろん言うまでもなく財政的なこととか体制ということも非常に重要でございますので、社会教育力こそが実力であって、この日野町の大きいなるたからの1つでありますので、これをきっちりと勉強して、みんなで頑張っていければなと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** もう質問はいたしません、まさに頂いたとおりだと思います。本当に生涯学習課が変わって、全国的に国の影響で変わったということなんですが、まさにそうやってみんなが学んでいくということで、日本が成長してつくられてきたことは間違いないですし、そういったことが重要だったという、本当に時代の変化があると思うんです。なので、何か変化を起こしてほしいと期待しています。名前だけでも本当に変化はあると思いますし、これが実はまた最先端であって重要だと言われているけれども、しっかりと取り組める土壌を持った市町はそんなに多くないと思っています。なので、本当に期待していますし、できればそういったことにみんなで協力して、それで1つでも課題が多く解決できるのであれば安いもんだなと思っておりますので、ぜひともアクションを起こしていただけるように期待しまして、一般質問を終わりにします。

**議長（杉浦和人君）** 次に、10番、後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** 最終です。あとしばらく、どうぞよろしく願いいたします。まず、資料を何部かつけておりますけれども、こども基本法について、あるいはこども未来戦略についての資料でございます。また、質問の中で必要であれば適宜ご覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、通告書に基づきまして大きく2問、どちらも一問一答でお尋ねしたいと思います。

まず1つ目ですけれども、こども家庭庁設立とこども基本法施行についてです。

本年、令和5年4月1日のこども家庭庁設立を受け、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、新たにこども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としております。同法は、こども政策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映などについても定めております。こども家庭庁の役割、こども基本法の内容などについては、新聞やニュースなどのメディアでも昨年何度も取り上げられておりますけれども、いずれも抽象的な表現が多く、具体的にどのような人を対象として、何がどのように変わるのか分かりにくいという声を耳にいたします。また、日野町の

ような地方自治体との関係についても理解しにくいと感じます。そこで、これらの点について、一般の町民さんにも理解ができるように具体的な説明をお願いいたします。昨日から、川東議員、そして本日の松田議員、また先ほどの野矢議員も含めて、様々な議員さんが今回は不登校の話であるとか、子どもの教育について取り上げておられますので、重複しそうなところについては割愛していこうと思います。

まず1つ目ですけれども、これはぜひ町長にお答えいただきたいと思いますが、こども家庭庁の設立およびこども基本法施行の意義について思うところを教えてくださいたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 10番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

**町長（堀江和博君）** ただいまはこども家庭庁の設立とこども基本法施行についてご質問を頂きました。

1点目のこども家庭庁の設立およびこども基本法施行の意義につきましては、子どもに関する施策について、これまでからも待機児童対策や幼児教育保育の無償化、児童虐待防止対策の強化など、各般の施策が進められてまいりました。しかし、少子化や人口減少問題などが進行し、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、子どもを取り巻く状況は深刻であり、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけてきたところです。こども家庭庁の設立の意義については、このような状況の中で、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を社会の真ん中に据えて強力に進めていくため、各関係省庁が受け持つ子どもに関する政策を移管し、こども政策の司令塔として、令和5年4月にこども家庭庁が設置をされたところです。こども家庭庁の設置と相まって、こども基本法が施行されました。従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた子どもに関する様々な取組を講ずるにあたっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、こども基本法が制定された意義は大きいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** 今、町長のご答弁の中にも、近年、児童虐待であるとか不登校、こういった件数が増加しているというお話がございました。昨日の川東議員の質問の答弁では、不登校について、令和4年度は小学校が27名、そして中学校が31名、この町内でございまして、いずれも県や国の平均を上回っているということでございました。また、その要因につきましては、本日の松田議員のご質問への答弁によって、文科省からのアンケートの結果とNHKがSNSで行った調査とでは、要因が乖離しているということでありまして、もしかしたら学校の中で本当のことが言

にくいような環境があるのではないかというようなお話も今日はあったところでございます。この件につきまして、滋賀県であるとか国のこういったアンケート結果もあるわけですけれども、当町においても、相談者との面談の中でその要因と不登校であるとか、あるいは虐待相談とか、こういったものの要因と思われるものがあるようでしたら教えてほしいなと思います。また、虐待の相談件数についても、ちょっとここ数年の推移も教えていただければと思います。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（柴田和英君）** ただいま虐待の要因と件数についてご質問いただきました。

まず、虐待の状況につきまして、先にお伝えをさせていただきたいと思います。ここ数年の推移でございますが、令和4年の虐待相談件数は185件、令和3年が291件、さらにその前が254件ということで、近年、虐待相談件数が増えているというような状況でございます。虐待の要因としましては様々あるわけでございますが、家庭的な養育力の基盤が年々弱くなっているということで、家庭的な問題の背景の中でそういった負担が子どもに行っているというような状況もあるかなと思います。日野町の状況といたしましては、ネグレクトということで育児放棄が県内の平均値と比べても高いというような状況も出ております。近年、虐待の相談件数が増えている状況というのも、町としましては保健センターとか小中学校、園のほうでしっかりと受け止めさせていただいていることから、そういった件数のほうもひらってきているというような状況も、一方ではあるというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 不登校対応担当課長。

**学校教育課不登校対応担当課長（赤尾宗一君）** 不登校の子どもさんたちからの直接の理由と、それから学校関係の調査の大きなずれがあるというのは、文科省の調査、民間の調査でも確かにあちこちで出ているかなというふうに思います。子育て教育相談センターなど、あるいはスクールカウンセラーなどで相談を実際に子どもさんやその保護者さんから受けている中でも、やっぱり印象としてはずれがあるんじゃないかなというふうに思っております。大きくいうと、対人関係で友達とうまくいかなかったことがきっかけで不安になって学校へ行きにくくなったりとか、勉強が分からへんのやということで、だんだん学校が面白くなってきたみたいなどころがあるのかなというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** まず最初に、数字を令和4年、令和3年、令和2年で教えていただきましたけれども、令和3年、令和2年が飛び抜けて多いのは、もしかするとコロナの影響も幾分かあるのかもしれないですね。親御さんも外で仕事をせず中ずっといらっしゃったり、あるいは子どもさんも学校が休みになったりということ

で、ずっと1日中いて、いろんなストレスがお互いにたまって行ってというのもあるかもしれないです。そこのはっきりしたところはなかなか分かりにくいと思えますけど。ただ、こういう問題が怖いなど思うのは、虐待にしましても、今出ておりましたネグレクトにしても、あるいはヤングケアラーの問題にしましても、日常的にずっと行われていると、それがそのようなことに該当するんだと親も子も思っていないケースがあるんです。ですから、本当のところは表に出ていないものも含めたら、もしかしたら、まだまだこれは氷山の一角なのかもしれないなというふうと思うところがございます。これは皆さんも同じように考えていらっしゃるんじゃないかなと思うわけです。そこでこども基本法の施行によりまして、虐待や不登校の解消に向け、どのような効果といたしますか、どのような期待が持てるのかということと、それから今までも日野町におきましては、こども政策に対して着実な歩みを続けてこられたわけですが、ステップであるとか。虐待や不登校の解消に向けて、こども基本法が始まった下で、町ではこれまでとは具体的に何が変わるんでしょうか。この辺をちょっと教えていただきたいと思えます。

**議長（杉浦和人君）** こども支援課長。

**こども支援課長（柴田和英君）** こども基本法の施行による町の施策についてどのように変わるのかということですが、今、議員のほうからもご指摘がございましたように、町ではより子育てしやすい環境を整備していくために様々な機関が連携をしております。例えば、つどいのひろば「ぼけっと」や、わらべ地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンターなどしっかりと連携をしているわけですが、こども基本法の施行により、より子どもの自身の人権といたしますか、そこにしっかりと光を当てた形で、子ども自身と親世代が孤独・孤立になることなく、困ったときに子どもがいろいろな意見が出せたり、悩みが出せたりということ。それと子育て期に関しましては、親世代の負担にならないように、少し息が抜けるような形で預かり制度を拡充したりとか、そういうようなところもしっかりとやっていたかなければならないというふうに考えております。また、先ほどからの虐待やいじめ、不登校問題に対応するためには、町内の民間の支援団体というのもたくさんございますし、そういった支援団体同士のつながりをつくり、例えば子ども食堂とか、子育て応援フードドライブなどの実施によって、地域の子育て支援のネットワークづくりにもこういった、こども基本法の理念にのっとり進めていきたいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 不登校対応担当課長。

**学校教育課不登校対応担当課長（赤尾宗一君）** 不登校もこのこども基本法によって大きく変わるというのは、不登校対策というのがこども基本法そのままだと僕は感じております。一番の中心は、子どもに子どもの願いをちゃんと聞いてあげること

だと思っていますので、学校がどんなふうになっていたら、あなたたちは学校で過ごしやすいんだとか、お父さんやお母さんはどうなったらうれしいんだみたいなところを丁寧に聞いてあげる取組をしていくこと。学級の中でも、今日も前半の答弁でも話をしましたけども、例えばP B I Sという行動目標と一緒に学級で設定する場合は、学級がどうなっていたらいいんだということを、先生と子どもらで一緒につくって、それを話し合っていく。こういったいろんな子どもの声を聞くことが結局は不登校対策になるかなというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** 今の赤尾先生のお話で非常によく分かりました。確かに、子どもと一緒にこんなクラスになっていったらいいなというのを考えていく、ここがすごく大事なんじゃないかなというふうに思います。こども基本法を見ておりましたが、みんな子どもの意見をというのが必ず頭についているんです。この辺がやっぱりこれから一番大事にしないといけないところかなというふうに思います。こども家庭庁とかこども基本法ができたことによって、今はフードドライブであるとか、支援していらっしゃる各団体をネットワーク化していくというお話は課長のほうからも伺ったわけですが、町の組織であるとか町の組織運営にも何か改編や業務の新設みたいなのはございますでしょうか。この辺をお尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（柴田和英君）** 町の組織でございますが、子ども支援課の中でそういった様々な子どもに関するところの受持ちをさせていただいているわけですが、こういった子ども中心の中で、様々子どもの家庭センターであるとかそういった母子保健と児童福祉を1つにした中で、子どもの悩みとか家庭の悩みについてワンストップで受け止めをしていくようなところも国のほうで出されておりますし、そういうようなところも検討をしてみたいというふうに考えております。それと先ほども言いましたように、子育て支援センターというか、そういった組織が連携できるような体制ということに再度力を入れていく必要があるというふうに思います。それで一時保育の部分であったり、ちょこっと預かれるような施設であったり、そういうようなところも力を入れてやっていく必要があるというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** こども家庭庁の概要説明を配付しております資料も見ておきますと、ウェルビーイングという言葉が何度も何度も繰り返し出てくるんです。大体こんなもんだろうなというおぼろげなイメージは多くの方が持たれると思いますけれども、横文字だからということでやっぱりちょっと分かりにくい部分がございます。その意味をちょっと分かりやすく教えていただきたいなというふうに思いま



す。この辺りは野矢議員の得意な部分かもしれませんが。また、こども施策とは具体的に何を指すのでしょうか。こども施策という言葉が先ほどからご答弁の中にも出てきますし、こども家庭庁の説明の中にも登場してきます。また、こども施策の理念というのは何なのでしょう。この辺も教えて下さい。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（柴田和英君）** まず、ウェルビーイングについての説明でございますが、ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的によい状態であるということと言いまして、多様な個人がそれぞれの幸せや生きがいを感じて、個人を取り巻く場や地域、社会が豊かさを感じられる、そのよい状態にあることを含む包括的な概念をウェルビーイングというふうに言います。

次に、こども施策については、国、県、市町が社会全体で行う子どもに関する取組を総体的に言いまして、具体的なものとしましては、大人になるまでの心や体の成長をサポートする居場所づくりや、虐待やいじめ防止対策などが挙げられます。また、子育てをする人のサポートとしては、働きながら子育てしやすい環境づくりや相談窓口の設置などがこども施策として挙げられると思います。

続いて、こども施策の理念でございますが、この基本理念には4つの柱があるというふうに考えております。まず1点目は、全ての子どもが一人ひとりの個人として、その多様性が尊重され、差別されず、権利が保障されていること。2点目は、全ての子どもが安心・安全に生きることができ、育ちの質が保障されていること。3点目は、子どもの声、思いや願いが聴かれ、受け止められ、主体性が大事にされていること。4点目は、子育てをする人が子どもの成長の喜びを実感でき、それを支える社会も子どもの誕生、成長と一緒に喜び合えることと定められています。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** 今のご答弁ですと、ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的によい状態にあることを言って、多様な個性がそれぞれ生きがいや幸せを感じて、個人を取り巻く地域社会が豊かさを感じられるよい状態にあることを含む、理想的な概念を指すということで、実は私はこども家庭庁設立に向けて中心的に頑張られた清原慶子さんの研修を受講させていただいたんですけれども、その中でもこのウェルビーイングという言葉は、清原先生がぜひともこの言葉を使いたいという思い入れがあって使われたそうなんです。今、子ども支援課長がおっしゃっていただいた長い言葉を1つにまとめると、これ以外ないというのがこの言葉だそうできて、それを聞いて私もこのウェルビーイングという言葉が大好きになったわけです。初めはちょっとまた横文字かいというふうに思ったわけですが、すばらしいことだなというふうに思うわけです。ということでしたら、子ども支援課が所管するこども施策にとどまらず、長寿福祉課であるとか生涯学習課など、複数の部

署が横断的にシンクロして、子どもの間だけじゃなくて生涯にわたって幸福感に満たされたような生き方ができるということになってきますので、長期的な視点に立った政策立案、あるいは施策の立案、こういったものが必要になってくるんじゃないかと思うんです。その点については、もう既に取組が始まっているんでしょうか。あるいは計画があるんでしょうか。この辺について子ども支援課長と厚生主監、あるいは生涯学習課長にそれぞれお伺いしたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（加納治夫君）** まず、生涯学習課におけるウェルビーイングでございます。文科省が今年出した教育振興基本計画（第4期）、2023年から27年の中に、計画のコンセプトの中には日本社会に根差したウェルビーイングの向上が掲げられているとあります。その中にウェルビーイングが教育の中に求められている背景といたしましては、子どもたちの抱える困難が多様化、複雑化していることや、持続可能な社会の創り手、育成に向け自己肯定感を高める必要があることが掲げられているとあります。子どものウェルビーイングだけでなく、社会全体のウェルビーイングの実現もこの計画では意図しているとあります。先ほどからの野矢議員の回答でさせてもらったとおり、日野町ではこのウェルビーイングという言葉がなくても、これまでに教育委員会だったり、社会教育団体の皆様の協力によって、個人の自己肯定感を高めたり、我々の研修をしたり、それがまたひいては地域づくりにつながるというような取組をしまいいりました。特に公民館では、「集う・学ぶ・結ぶ」ということをテーマに今まで取り組む組みを進めてきたところでございます。このウェルビーイングという概念を取り入れながら、また社会教育も進めていければなというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 厚生主監。

**厚生主監（吉澤増穂君）** 厚生部門としての取組についてを一部ご紹介させていただきたいと思います。これまでから厚生部門につきましては、私、厚生主監が中心となりまして、厚生部門を所管する各課の会議をグループリーダー以上の会議、また課長級の会議という形でさせていただいております。こういった中では国のほうで言われておりまして、子ども支援課長のほうも申しました子ども家庭センターを町としてどういうふうにしていくかということの検討でありますとか、子どもをどのようにしていくかということについて長期的な視野、先ほど議員ご指摘ございましたように、生涯にわたっての考え方をどのようにしていくかという部分は、当然必要なことかというふうに考えておりまして、その入り口として子どもをどのように育てていくかということだと考えております。また、部門の中ではございますが、専門の職種ごとの保健師が集まった会議でありますとか社会福祉士が集まった会議、こういったものも職種ごとでさせていただいております、その中で検討も進

めさせていただいているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（柴田和英君）** ウェルビーイングに関しましては、1つ事例としましては、今現在、保育士の働きがいの創出ということもございまして、本当に子どもの成長を喜ぶということが一番何よりも保育士のやりがいになります。そこについて、最近ではウェルビーイングという言葉なり、概念を使いまして、研修の中でもそのようなことを講師の先生からも伝えていただき、保育士もウェルビーイングが得られるような仕事をしていこうというようなところに機運が少しずつ向けられているような状況でございます。それと各課横断的というところでは、子ども1人のマイナス1歳から義務教育の終了までということで、様々関わる役場内では、保健センターとか学校教育課、生涯学習課、そして地域共生、子ども支援課と一緒にあって関わって検討する会議というのも数回開催させていただいているところでございます。そういう中で、妊娠・出産から子育てしやすいまちということで、町全体で考えられるような機運というのも醸成をしているようなところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** 今、子ども支援課長のほうから、保育士さんの例が挙げられましたけれども、子どもさんだけじゃなくて、また子どもさんを預けていらっしゃる親御さんだけじゃなくて、働いて下さっている、子どもさんの面倒を見てもらっている保育士さんも含めて、社会全体がこのウェルビーイングに包まれながら日々を過ごせるようになることをぜひ私も願っているわけです。今ウェルビーイングであるとか、こども施策について説明をしていただいたわけですがけれども、大人になるまでの心も体の成長もサポートする居場所づくりであるとか、またあるいはいじめ防止対策を行うということもございました。現在NPO法人のスーブルさんが、青年の居場所ピースを開設しておられまして、その活動もずっと伺っているところでございます。ですが、町内にもこういった学校へ行きたくないとか、あるいは表に出たくないというだけじゃなくて、例えば性同一性障害の方であるとか、自分の性別に対して違和感を抱いていらっしゃる方、大人もですけども、子どもも一定数いらっしゃるというふうに考えられるわけです。そのような中で、親御さんであるとか学校の先生であるとか友人にもそういったことを打ち明けたり、相談したりすることができずに、日々苦しい思いをしていらっしゃる方がいらっしゃるかもしれません、町内にも。そのような人が親についてもらってじゃなくても、1人だけでも相談に行ける窓口であるとか、匿名でも相談できるような、例えば電話窓口とか、こういったものは今現在、町内にもございますでしょうか。また、ないようであれば、そのような人が子どもだけでも相談できるような窓口設置というのは考えること

ができませんでしょうか。ちょっとお尋ねいたします。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（柴田和英君）** 町の窓口といたしましては、大きくは教育委員会であつたり、子ども支援課であつたりということで受け止めをさせていただくんですが、なかなか専門的な部分でいきますと、県内で子ども家庭相談センターというところがございまして、電話窓口が「こころんだいやる」という24時間の窓口であつたり、最近では「こころのサポートしが」ラインでの相談というようなところもございまして。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** 不登校であるとか虐待とかいう、こういう表から見える部分とはまた違って、性同一性障害の方とか性別に違和感を持つ方というのは、外からは見えないんです。本人の心の中にあることですので、でも多分物すごい苦しいことなんじゃないかなと、私はそういうふうに想像いたします。ですので、県のほうもそういった窓口があるということですのでけれども、町のほうでもそういった部分を一歩進んで考えていただけるような対応をぜひお願いしたいなというふうに思います。その人にとっては、どれだけ経済的にも恵まれていても、どれだけいろんなものが豊かにあつたって、やっぱりウェルビーイングは、それが中にあるようであれば難しい部分じゃないかなと思いますので、ぜひお願いします。

また、子育て中の親御さんが働きながら子育てしやすい環境づくりや、相談窓口の設置をというお話が先ほどございましたけれども、窓口では具体的にどのようなアドバイスをされたり、お世話をされるのでしょうか。その窓口設置へのスケジュール設定や、具体的な計画は進んでおりますでしょうか。これは子育てのお母さんとかの窓口のことですけど、お願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（柴田和英君）** 今現在、協議をしているのは、来年度に向かって、日野町全体の子育て支援の一時預かりであつたりとかその辺を少し見直しをしまして、1日しっかり預かれるところと、短時間、2時間以内で預かるようなところを分けて、ニーズに合った形でやっていこうということで、ちょっと庁内の関係機関と連携して相談をしているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** これからどんどんこういった悩みを抱えられる方は増えていくんじゃないかなというふうに思います。私らが育った頃と色々な社会環境が異なってきておりますので、ぜひそういったところは相手の親御さんや子どもさんの気持ちになって対応できるようなものを考えていただけたらなというふうに思います。

また、こども施策の基本理念は4つあると、4つの柱というふうに、さっき課長におっしゃっていただきました。こども家庭庁の概要説明は6つの柱と書かれているわけですが、内容的には変わるものではございません。これは添付の資料にも書かれておりますので、また参照していただきたいと思いますが、それでは今説明された1つ目から4つ目の理念につきまして、それらを実現するためにそれぞれ具体的にどのような計画を持っていらっしゃるのか、ぜひ具体的に教えていただきたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（柴田和英君）** 具体的なところでございますと、今、国のほうで異次元の子育て対策ということで打ち出しがされているところでございます。その主なものとしては、こども未来戦略というところで加速化プラン、この3年間を非常に重視した集中的な取組というのが示されているところでございます。その内容といたしましては、出産のときの経済的な対策として出産育児一時金の引上げとか伴走型支援、それから児童手当の支給期間の延長や若い世代の所得を増やす施策、それと保育の拡充としては、こども誰でも通園制度の創設などがございまして、そうした国の施策と合わせまして、そういうような経済的支援と町でできるつながりの見える安心感のつながりということの施策の両方で、今後施策をしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** 異次元のこども政策ということで、非常にテレビとか新聞でも一時期にぎわってございましたけれども、今、子ども支援課長がおっしゃっていただいた、こども未来戦略につきましては添付しております資料にもございますので、そちらを参照しながら見ていただければと思います。今お話しいただいた中で、具体的なものが幾つかありましたけど、例えばこども未来戦略の中にも出てきますけど、出産育児一時金の引上げであるとか書いてありますけれども、具体的な金額や実施時期などがおおよそでも予定があれば教えていただきたいなと思いますし、出産・子育て応援交付金というのにつきましては、金額であるとか実施時期、あと財源は何なのかということ。それから、児童手当支給は高校生まで延長されるというふうにございますけれども、こちらはいつからを予定していらっしゃるのか。また、所得制限などは設けられるのかということ、もう1つはこども誰でも通園制度というのがございます。これ、具体的にどういうものを指すのか、この辺をちょっと教えていただけますでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（柴田和英君）** 今のこども未来戦略の加速化プランの具体的な時期と金額等でございますが、まず経済的支援ということで児童手当の拡充が令和6年

10月からの予定で、これは高校生年代までの手当の延長ということです。今までの中学生卒業までが高校まで延びるということで、その額が月1万円の支給となります。それと第3子以降の部分が、これも高校生までで第3子以降は3万円ということになります。それと全ての子どもへの支援ということでいきますと、ひとり親家庭の児童扶養手当の第3子以降の加算割合の増額ということで、今現在6,250円が1万420円に上げがされます。これは令和6年11月からの予定と聞いております。あと、共働き支援ということでいきますと、夫婦での育児休業取得を最大28日間、育休給付を手取りの実質10割ということで、これが令和7年からの実施を予定されているところです。主なところはそんなところでございますが、財源といたしましては、今全体で3.6兆円と国のほうでお示しがあるわけですが、その財源としましては、支援金が1兆円程度、社会保障の歳出改革で1.1兆円程度、既定予算の活用で1.5兆円程度ということで発表されているところです。

それと、こども誰でも通園制度につきましては、親の就労にかかわらずに保育施設を利用できるということで、これが国の目標でございますが、2026年から全国で実施をしたいという考えでございます。今はまだモデル事業で、できる市町村がやっていくというような状況で、なかなか全体像はまだ見えない状況ですが、やはりここでも一時保育をするということが1つのポイントになってくるかなというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（福田文彦君）** ただいまのご質問の中で、伴走型支援として出産・子育て応援交付金の説明をさせていただきました。出産・子育て応援交付金につきましては、それぞれ経済的支援と相談支援というのがあって、相談支援のほうに伴走型支援という形で、妊娠届から出産以降まで、主に2歳までを対象に相談支援を行うというものでございます。一方、出産・子育て応援交付金のほうにつきましては、妊娠届のときに5万円、出生届をされたときに5万円という形で、その制度につきましては令和5年2月1日から、日野町のほうでは実施をさせていただいているというものでございます。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** 具体的な数字や時期まで教えていただけて非常にありがたいなというふうに思います。こういった経済的な支援も非常に大事なんですけども、やっぱり悩みを持っていらっしゃる方とか、いろいろ課題があったりする場合のメンタルの部分のサポートというのも非常に大事になってくるわけですが、こども基本法では、子どもや若者の意見を聞いて、国や自治体の施策に反映させるというふうに書かれております。先ほど不登校対応担当課長がおっしゃっていたように、子どもと一緒に学級の中の目標を見つけていく、これも非常に大事です。そう

いう学校の中でのことも大事なんですけど、なかなか家族は近過ぎて、今度はそれがしにくい部分があったりするんじゃないかなというふうに思うんです。国や自治体の施策に子どもの意見を反映させるということが、何度も何度も子ども家庭庁の中に出てくるんですけれども、どのような方法で子どもの意見を聞こうとしていらっしゃるのか。例えば、公民館活動やファミサポを活用するなどの方法もあるかもしれませんし、我々議会でしたら子ども議会を定期的を開催して、その中でこんな町になったらいいなという町に対する希望であるとか、町にこんなことをしてほしいなというのを聞き出すということも可能であるかもしれません。一番難しいのは、家庭の中のことを聞き出すことやないかなというふうに思うわけなんです。また、今度は子育て中の親御さんの悩みなんかを聞くには、方法として、例えばさっきフードドライブの話が出ておりましたけれども、ファミサポ関連で行われていきますフードドライブでお届けしたときなんかに対一になる、そういう場面が多分あると思うんです。人が大勢いらっしゃったら、なかなか口に出せないことでも、対一の場面では口に出して相談することなんかでもできるんじゃないかなと思うんですけれども、こういうことについて何か計画していらっしゃるがあれば教えていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（柴田和英君）** 実態的な計画といたしましては、今第3期の子ども・子育て支援計画の策定が令和7年からということで、6年にかけてアンケート調査をして、それから分析をしてということになります。そのアンケート調査の中で、子どもの意見を聞く項目を設けまして、そこは親さんに一旦は行くわけですが、子どもの意見をできるだけ吸い上げられるような工夫をしたいというふうに考えております。それと今、後藤議員に言っていただきましたような、そういった様々な地域支援の中のフードドライブとかそういうような場面場면을捉えて、あらかじめ来ていただきたい人に来ていただいたときとか、そういったときに出会える人もおられますし、その機会を捉えて、小さな町だからできる小回りが利くとか、そういう対策も講じていきたいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** 私も母子家庭で育ったので分かるんですけど、つらい部分というのは人前で言いにくい部分がありますし、ましてやそれを相談するなんていうのは、身内であったってなかなかできないことなんです。それを吸い上げていく、酌み上げていくというのは本当に大変やと思います。だけど、必要なことだと思いますので、いろいろ策を練っていただいて、そういった口に出せないこと、相談できないことのほうが大体相談できることよりも重い課題だったりすると思いますので、ぜひ方法を何か編み出していただいて、形にしてほしいなというふうに思

います。

話がちょっとあちこちへ行って申し訳ないんですけど、またこども未来戦略についてちょっとお尋ねしたいんですけども、添付資料にもこども未来戦略のことを書いております。この中に、子ども1人当たりの子育て支援の規模は、OECDトップ水準のスウェーデンに達する水準であるというふうに漠然と書いてあるんですけども、これ、具体的に何をいくらに引き上げるとか、何をどの水準にスウェーデン並みにするのか。また、目標達成時期も何も書いていないんですけども、いつ頃をめどにスウェーデン並みにしていくつもりなのかということがもし分かれば教えていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（柴田和英君）** 今おっしゃっていただきましたように、OECDのトップクラスのスウェーデン並みの水準ということで、国は3兆円半ばというような規模を示しているところです。その規模が今、先ほどこちらのほうでも紹介させていただいた加速化プランの年3.6兆円というところ、ここが規模的にはスウェーデン並みというところの部分だというふうに思います。強弱といたしますか、その割り振りでいきますと、経済的支援がそのうちの1.7兆円ということで、先ほどの児童手当とか、今ニュースにもなっていますが、多子世帯の大学無償化等の経済的支援が1.7兆円、そして全ての子どもへの支援、これが1.3兆円なんですけども、これは先ほど児童扶養手当の引上げであったり、子どもシェルターの確保というようなこととか、親の就労にかかわらずということで、こども誰でも通園制度の整備が1.3兆円、残りの0.6兆円が共働き支援ということで育児休業取得をしやすい状況の構築というふうになっているところがございます。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** 余談ですけど、スウェーデンというと私が高校生の頃、ABB Aという洋楽グループがいらっしゃって、非常に憧れた国でもあります。スウェーデンは子どもだけじゃなくて、私たちが引退してからの生活なんかでも非常に充実していて、住むところから日頃の生活から介護から、ほとんどの部分が社会保障で行われているということで、半分社会主義のようなシステムを持っていますけど、聞くところによると、その分の消費税は二十何パーセントとかいうので、若い人もしっかり負担していらっしゃるんだなというのを聞きます。日本の中でスウェーデン並みにしていくというのはすばらしい理念だと思いますけど、財政的に続くのかな、どういうふうにするのかなというのが非常に心配になるところであります。その部分は国がいろいろ検討される場所ですので、町の議会の中でそれをお話ししていてもなかなか回答は出てこないと思いますので、それぐらいにしておきたいと思います。昨日の川東議員の質問にも出てきましたけれども、こども家庭庁の資



料にも、児童の権利に関する条約というのが書かれております。これについてちょっと説明していただきたいなというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（柴田和英君）** 児童の権利に関する条約につきましては、1989年国連総会において採択されて、世界中の全ての子どもたちが持つ人権、権利を定めた条約でございます。児童の権利条約は、子どもが守られる対象であるだけではなく、権利を持つ主体であることを明確にし、子どもが大人と同じように1人の人間として持つ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** そこでちょっとお尋ねしたいんですけれども、我が国はこの条約の締結国の中で子どもの権利に関して達成率は何番目ぐらいなんでしょうか。また、条約が国連で採択されて今年で34年になると思いますけれども、この間、我が国または当町で子どもの権利というのは向上しておりますでしょうか。また、こども基本法の施行で、当町のこども政策や子育て政策は、政策そのものが具体的にどのように変わっていくんでしょうかというのを教えていただければなと思います。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（柴田和英君）** 今、権利条約の内容の日本の達成率をお尋ねいただきました。ちょっと申し訳ありません。その達成率については、こちらはまだ私の不勉強でそこは分からない状況でございますが、権利条約は主に全体で54条の条文からなっていますので、様々な規定があるわけでございます。その権利条約を基に今のこども基本法がつけられているといいますか、その理念にのっとってされているところでございますので、今後制定とともに、さらに子どもを真ん中にした施策が展開されていくというふうに期待しているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** もし、今後でも達成率とかが分かれば、これは私も一生懸命調べたんですけどネットでも、達成率が載っていないんですね、どこにも。もし分かる日が来れば教えていただきたいなと思います。急ぎませんので、お願いします。あんまり高いところにあるような気がしないんですけれども、日本全国で見ると。

最後にちょっと副町長にお尋ねしたいと思うんですけれども、今後、我が国がこども政策を社会政策の中心に置くと言っている以上、当町もその方向で施策が組まれていくことになるというふうに思います。これは先ほどもちょっとおっしゃっていらっしゃいましたけれども、子ども支援課を中心にした関係部署では、現在の人員で足りているんでしょうか。この先さらにこども政策に重きを置くとなりますと、もっと人員も要るでしょうし、これまで以上に課題や業務も激増していくんじゃない

いかなと思うわけなんです。専門職も含め、人員の増強を考えていて下さるのかどうか、ちょっとその辺をお尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 副町長。

**副町長（安田尚司君）** 国が進めているということですが、町も真剣に進めなければならぬというふうに考えております。ただ、国自身が進めようとしている部分の中では、末端の町の状況を把握してこの計画を立てているのかという部分もございまして。そうした面につきましては、しっかりと国に対して財政面、人的な部分も含めて要求をしっかりとしていかなあかんと思っておりますけれども、町としてはしっかりと担当監を中心にその体制をつくっていくかならん。さらに、関係する課との連携の強化というのも当然必要になってくると思います。特に一丁目一番地のようになっている今の保育関係につきましては、しっかりと対応していかないと駄目なんだろうというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** 理想はどんなに崇高であっても、やっぱりマンパワーが足りないとか成ることも成りませんし、どうしても国のつくった法律であったり、国がつくった省庁であっても、実際子どもや親御さんと接するのはやはり地方自治体ですので、国が何を言おうが、中心は我々地方自治体の人間だというふうに私は考えております。人的にも、また財政的にも、ちょっとこれは足りないからできへんわということが来ないように頑張っていたきたいというふうに思います。私は先ほども言いましたように、清原慶子先生が中心になってこども家庭庁を立ち上げられた、この方の研修を受けたときにちょっと感動いたしました、うるうるとききました。日本の今までの法律の中で子どもを中心に置いて、しかも子どもだけじゃなくて子育てをする親御さんも含めて、子どもを中心に置いた社会全体を横断的に見たいと思いますか、こういった省庁ができたり、法律ができるというのは画期的なことですし、少し前だったらなかなか思いつきもしなかったことです。日本もついにちょっとずつそういう北欧並みの福祉といいますか、そういったところに軸足を置いた社会に近づきつつあるかなと思ひまして感動したわけですが、ぜひ日野町はその中でも先頭を走っている、そういう自治体だと言われるように頑張っていたきたいというふうに思います。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。文化財の保存・継承・活用に向けた課題と対策についてということで、これも一問一答でお願いしたいと思います。

日野町は、文化財の宝庫であると言われております。その中には有形のもの、無形のもの、暮らしに根づいた文化、景観など様々なものがあります。現在、町ではこれらの文化を保存・活用していくための基本的なアクションプランである日野町

文化財保存活用地域計画を策定中であり、来年、令和6年度の文化庁認定を目指しております。この地域計画が認定されると、文化財の保存活用に関して、日野町が目指す将来的なビジョンや具体的な事業などの実施計画が定められ、これに従って計画的に取り組を進めることで継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進されることとなります。ですが、この地域計画が文化庁の認定を受けることができても、これらの業務に関わる日野町内の各種団体は人的にも、資金的にも決して充足している状態であるとは言い難いのが実情であるというふうに思います。そこで、私たち日野町民共有の財産であるこれらの文化財を後世まで守り伝えていくための課題と対策についてお伺いしたいと思います。

まず、町長に伺いますけれども、日野町の文化財、特に湖東地域最大の曳山祭りである日野祭、その曳山、日野祭囃子などについての思い入れや今後のあるべき姿、また観光資源としての意義についてもお考えをお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 文化財の保存・継承・活用に向けた課題と対策についてご質問を頂きました。

まず、日野祭は日野溪に住む人々が850年にわたって受け継いできた伝統ある祭りでありまして、神子・神調社とみこしが往還する渡御行列、けんらん豪華な日野曳山、関東文化の影響を受けた日野祭囃子、鯛そうめんをはじめとする祭礼料理など、多くの特徴を備えた滋賀県を代表する祭りであり、町のたからでもございます。日野祭のにぎわいは地域に活力を与えるものであり、今後も日野祭が継承されるようしっかりと支援をしてまいりたいと思います。また、日野祭は観光資源としても大変価値があり、今年の5月3日には3万2,000人の観光客が訪れて下さいました。今後も日野祭の魅力発信に努め、にぎわいと関係人口の創出を目的に観光振興も図っていきたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** 私も日野祭ってこんなにすごい祭りで、こんなに素晴らしい曳山をはじめとした文化財がずっと守られているというのに、日野に来てすごく感動しましたが、ただ残念なことは、すぐお隣というか、例えば近隣の愛荘町さんであるとか彦根とかへ行きますと、日野祭ってほとんどご存じないんです。私も彦根市民だったりしましたが、全然、日野祭って知らなかったです、残念ながら、失礼ですけれども。それがこうして日野で長く暮らしておりますと悔しいです。しかも、観光資源としても物すごい価値があるものであると思いますし、今おっしゃっていただいた関係人口の創出という意味でも、こんなすごいものはないというふうに思うわけなんですけど、それが十分に機能していないというのが残念だなというふうに思います。

そこで、次は生涯学習課に伺いたいんですけども、町内の文化財保護や継承に取り組む団体と、それからその現状についてちょっとお尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課主席参事。

**生涯学習課主席参事（岡井健司君）** 文化財の保存・継承に取り組んでいただいている町内の団体さんについてご質問いただきました。

町内では、大変多種多様な団体に取り組んでいただいております。非常にたくさんございますので、全てをご紹介するわけにはまいりませんが、一部をご紹介いたしますと、まず社会教育団体として、町の歴史文化の振興に取り組まれている「日野町文化協会」をはじめ、指定文化財の保存活用に取り組まれている「芋くらべ祭保存会」や「日野曳山保存会」、文化財の保存と普及啓発に取り組まれている「日野まちなみ保全会」「蒲生氏郷公顕彰会」「日野文化懇談会」、町の魅力発信と観光振興に尽力されている「日野観光ボランティアガイド協会わたむき」「日野の伝統料理を継承する会」、伝統芸能の普及・人材育成に取り組まれている「日野祭曳山囃子方交流会」「日野雅楽会」、自然の保全活動や山・城跡の環境整備・普及に取り組まれている「まるばの会」「綿向山を愛する会」「正法寺山を愛する会」「音羽山びこクラブ」、歴史の学習・研究に取り組まれている「近江日野史談会」「古文書を楽しむ会」などなど、枚挙にいとまがございません。いずれの団体も、文化財の保存・活用とまちづくりに大きな力を発揮いただいているところがございますが、多くの団体で会員さんが減少あるいは高齢化するといった、担い手の点で課題をお抱えになっていると認識しております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** 今、聞いただけでも本当にたくさんの団体がございます。多分、今、主席参事がおっしゃっていただいた以外にもあるんじゃないかなと思います。僅か人口2万人ほどの町で、これだけの文化財に関わる団体がある町なんて、そうそうないんじゃないかなと思いますので、日野の文化財の多さもさることながら、日野町民さんの文化財に対する思いであるとか、日頃からそういったものを意識して暮らしていらっしゃるというところに逆に驚かされるわけがございます。ただ、残念なのは、文化財に対するエネルギーも、お互いの交流に対するエネルギーも、どういうわけか外向きにあまり発信されずに、内向きに内向きというのが強いのも日野町の特徴かなと思います。だからこそ、今日まで文化が継承されてきているというのもあるんですけども、周りへの発信という部分もそろそろ必要なんじゃないかなという時期に来ている気もいたします。幾つかの代表的な団体を挙げていただいたわけですけども、この中に私も直接関わっている団体も幾つかございましたけれども、今伺ったように、会員さんの減少であるとか高齢化が進んでいるというのは、これは本当に深刻な問題じゃないかなというふうに思っております。ま

た、運営資金などの面でも課題になっている団体の話をよくお聞きいたしますし、各団体は高齢化とか会員の減少とか資金難であるとか、こういったものに対してどういった動き、対策であるとかアクションをしていらっしゃるのでしょうか。また、町として、どのようなサポートを行っていらっしゃるのかという部分も教えていただければと思います。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課主席参事。

**生涯学習課主席参事（岡井健司君）** まず人のほうでございますが、文化財そのものも含めて情報発信が十分でないという課題は確かにございますが、近年では、例えばおはやしの普及啓発に努めていらっしゃる日野祭曳山囃子方交流会さんですと、方々で演奏活動をされたり、あるいは担い手を町外からもどんどん関心を持つ方は会員に加入されて、外へ外へと広げるような活動をされている。それが会員の増加につながっていると聞き及んでおります。

それから、資金面ではなかなかどちらも運営が厳しいというふうに向っているところでございます。町のほうで補助という形でさせていただくことは難しい状況ではございますが、会員の会費を中心に活動されている状況が主ではないかと認識しております。それから、文化財保存活用地域計画の1つの目的でございますが、この認定を受けた後は、こういう住民が組織する実行委員会が申請する地域計画、まちづくり計画が認定を受ければ、そこに対しての補助も今後期待できるということで、この地域計画策定の目的の1つに住民活動を支える資金の獲得というものがあろうかと認識しております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** ということは、地域計画が来年度、文化庁に認定を受けられた暁には、こういった補助の面でもいろんな有利な部分が出てくるということですね。運営資金の面では、町としてもいろいろお手伝いしていらっしゃる団体さんもあると思うんです。直接町から補助を出すというのじゃなくて、例えば保存や修繕などのサポートをする場合なんかでも、民間の団体とかほかの公営団体なんか補助金を用意していらっしゃるったり、助成金を用意していらっしゃる場合に申請のサポートであるとか、こんな補助金もありますよというのを紹介したり、こういったものはどの程度行っていらっしゃるのでしょうか。近年の状況が分かれば教えていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課主席参事。

**生涯学習課主席参事（岡井健司君）** 文化財が所管しておりますものにつきましては、主に指定文化財に関しての補助金申請の手伝いをさせていただいております。国、県に申請する地域文化財総合活用推進事業ということで芋競べ祭り、あるいは日野曳山祭の用具整備等のご案内、お手伝いをさせていただいたりしております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** 日野町は本当に文化財が驚くほど多くて、日野町民であっても、日野にどれだけの文化財があるかを全部を把握している方なんていうのはほとんどいらっしゃらなくて、やっぱり専門的にやっけていただいている岡井参事であるとか振角さんであるとか、そういった方を中心にした人たちがいらっしゃるからこそ、どこに何があるかが大体把握できるんじゃないかなと思うわけでございます。それだけたくさんあるというだけに、保存・修繕というサポートは本当に大変なんだろうなというふうに思います。現時点で早急な修理が必要であるという文化財の現状と、また今後の見通しについてお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課主席参事。

**生涯学習課主席参事（岡井健司君）** 早急な修理が必要な文化財ということでございますが、現在町で進めております文化財の保存・修理につきましては、主に指定文化財に関して実施をさせていただいております。毎年、次年度以降に保存・修理の必要な補助事業の要望を県にヒアリングという形で申請をいたしております。その中で最も優先順位が高く要望しておりますのが、前回の修理から40年近くが経過しております重要文化財の正明寺本堂でございます。毎年県のほうへ要望もさせていただいているところですが、松尾の正明寺でございます。県内には正明寺の本堂以外に、より状態の悪い修理案件が多数あるということで、屋根修理は数年先になるというふうな回答を得ております。このほか、未指定の文化財が日野町内はたくさんございます。未指定の文化財につきましては、修理補助の制度がない状態ではございますが、社寺あるいは民家等の建造物、あるいは社寺に収蔵されている美術工芸品等の中に修理の必要な文化財があることを把握してございます。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** 今、正明寺さんのお話が出ておりましたけれども、国の重要文化財の中で建造物の重文というのは、多分町内で正明寺さんだけだと思いますけれども、この檜皮ぶきの大屋根はすばらしいですね。この修復が望まれている箇所につきましては、私も県の担当者とか岡井参事をはじめ、町の教育委員会の方々と数年前になりますけれども、現地視察に伺わせていただきました。それからでも既に何年かたっておりますので、本当に待ったなしの状態であることはご承知のとおりだと思います。少しでも早く着手していただけるように、この間お話ししたように、来月には正明寺の関係者さんたちと県のほうに再度、直接要望に伺う予定にしております。この正明寺の文化財は重文には指定されていないけれども、正明寺さんの中にも所蔵されていらっしゃる河村若芝さんの掛け軸などがございます。こうした未指定ではあるものの、極めて価値が高くて、またこれも見せていただいたら裂けちゃっている部分もあったりして、非常に悲しい状態ですけれども、修復が急がれ

ているものの、なかなかそれがかなっていないというようなものが正明寺さんだけじゃなくて、町内には多数あるというふうに思うんです。こういった文化財は未指定であれば、今なかなか補助は出しにくいという話がありましたけれども、今度の地域計画が認定されたら、こういった未指定のものでも何か有利になるんでしょうか。この辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課主席参事。

**生涯学習課主席参事（岡井健司君）** 地域計画の認定を受けたら、未指定文化財の修理等で何かメリットがあるかということですが、残念ながら、地域計画を受けたことによって、未指定文化財の修理補助が出るというふうなことは、現在のところはございません。全ての文化財を一どきに対応することはできませんが、保存状況を勘案しながら優先順位をつけて指定文化財に指定していくことで対応をさせていただきたいというふうに検討しております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** ということは、まず文化財に指定を受けられるようにする部分では有利になるわけですね、この地域計画が認定されると。その次の段階として、指定を受けた後で補助を出してもらえるようであれば、プラスになるということですね。そういう認識でよろしいんですね。たくさん本当にそういう急がれるものが日野町内にあると思うんです。ぜひ、しっかりその辺も取り組んでいただけないようお願いしたいというふうに思います。

次に、文科省では、地域をまるごと博物館として捉えるエコミュージアム構想というのを打ち立てておられます。日野町でも2年前ぐらいですか、文化フォーラムでエコミュージアムに関する講演が行われました。その後、当町においてエコミュージアムの構想というのは何か進捗がありましたでしょうか。現状を教えてくださいたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課主席参事。

**生涯学習課主席参事（岡井健司君）** エコミュージアムについてご質問いただきました。

このエコミュージアムと申しますのは、1960年頃にフランスで考案された、議員おっしゃいました、地域がまるごと博物館という考え方でございます。このまるごと博物館を運営するのは、博物館にいる学芸員ではなくて住民全員であると。住民がこの地域で受け継がれている自然や文化財、全てをありのままの状態で見せる、これがエコミュージアムの考え方でございます。今進めて取り組んでございます日野町文化財保存活用地域計画にぴったりの考え方だなというふうに認識しております。このエコミュージアムが日本に導入された際に、文化財を回る紹介所としてのコア施設というものと、展示施設としてのサテライトというふうな考え方が種類

を占めて、この両者の間を巡るトレイルというもので観光振興、町を発見しよう、このような取組が中心かなというふうに認識しております。この日本型のエコミュージアムの考え方を日野町において導入するかどうかということにつきましては、その名称とか制度も含めて今後検討をさせていただきたいなというふうに考えております。ひとまずは地域計画の中では、既存の商人館、ふるさと館、感応館、この3館を拠点的な文化財の保存活用のための施設というふうに位置づけをしております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** 文化財保存活用地域計画の中では、今おっしゃっていただいた近江日野商人館、近江日野商人ふるさと館、日野まちかど感応館の3館を拠点の施設と捉えて位置づけているということでございます。ところが、日野町最大の祭りであり、町長の先ほどの答弁にもございました関係人口創出に最も効果的と思われる日野祭であるとか、あるいはそれに関連する曳山であるとか、こういったものを展示する拠点というのが含まれていないんです。先ほど3つ挙げていただいた拠点には、日野祭について触れてはいらっしゃいますけど、日野祭を中心に扱った施設ではないわけです。これについてどのように思われますでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課主席参事。

**生涯学習課主席参事（岡井健司君）** 日野祭、あるいは曳山を展示するための拠点施設がないということでございます。一応、綿向神社門前にございます近江日野商人ふるさと館では、曳山を紹介する動画も作成いたしまして、十分ではございませんが、日野祭のための展示施設としても位置づけをしてございますけれども、やはり十分ではないというふうに思いますので、今後充実をさせていきたいと存じます。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** 日野文化懇談会さんは、その発足時から、文化懇談会さんとは言うても、議員も皆入っておりますのでおかしいですけども。その発足時から曳山が展示できる資料館の設置をずっと求めてきていらっしゃるというふうに思います。5年前かな、議会の期が変わる前の最後の研修視察で能登半島の輪島に行かせていただきました。そこでも曳山の資料館を拝見させていただいて、また、つい先日は囃子方交流会の方々と七尾市の和倉にございますお祭り会館へ視察に行かせていただきましたけれども、やはり生でそこに置いてあるのと映像で見るのとでは全然違うんです。ああいうふうに生でありますと、何月何日がそのお祭りだと書いてあると、そのときに行ってみようという気持ちになりますね。映像で見たらこんな祭りもあるんだなで終わっちゃうんじゃないかなと思うんです。そういう意味で、施設にそれが生で置いてあるってすごい大事なことじゃないかなと思うんです。今後そのような曳山が直接展示できるような資料館の設置には、前向きに取り組む



意思というのはお持ちでしょうか、お尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課主席参事。

**生涯学習課主席参事（岡井健司君）** 私の立場ではなかなかお答えしづらいご質問でございますが、かねがね曳山を展示する施設のご要望については頂戴しているところでございます。文化財の担当といたしましては展示施設、あるいは現在、平成30年度から進めてございます日野曳山の保存・修理事業、この修理のための場所の確保という意味でも何か進展があるとよいなどは存じますが、この町全体の財政状況を十分に勘案する中で、この日野曳山に関して、あるいは日野祭に関して何か大きな進展があれば、また検討材料に上がってくるのではないかなというふうに期待をしているところです。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** 先日、囃子方交流会の方々で行った和倉のお祭り会館では、実物の曳山も置いてあるんですけども、実物大の曳山が投影されるスクリーンがあってプロジェクターで映っているんです。そこから綱がずっと伸びていまして、片方は綱を引っ張っている実際の人たちの映像なんですけど、こっちは生の綱があるんです。実はスクリーンから綱が繋がっているだけで相手はスクリーンなんですけど、それを自由に引けるんです。そしたら、囃子方の方々はふだん祭りのときには本番で曳山を引いている人たちですので、一生懸命それを引いていらっしゃるんです。そしたら、「ここの祭りにも来て、引かなあかな」とおっしゃっていらっしゃるんです。体験ってすごいなと。1泊せな行かれへんようなどこでも、行きたいなという気持ちにさせるんですね、すごいなと思いました。

それに関連してですけど、次のような案、こんな案ができないかなというのをちょっと質問したいんですけども、現在多くのドライブマップですとかドライブガイドブックが道の駅を中心に編集されております。また、カーナビも周辺にある道の駅を自動的にアピールする機能がついているものもございます。つまり、日野祭がいくら伝統的で大きな祭りであっても、道の駅を持たない日野町はこのようなガイドではスルーされてしましまして、実際、図書館にあるガイドブックを見ましても、あいの土山の次のページは日野じゃないんです。あいとうマーガレットステーションのページなんです。日野はスルーされちゃっているんです。ガイドマップで日野って載らないんです。全体の道路地図の中で日野町というのが初めて出るだけで、わざわざページを割いて下さっていないんです。日野町が飛ばされているのでちょっとショックを受けましたけど、そこで国道477沿いに道の駅を設置して、その一角に曳山や日野祭関連の展示施設を造ってはどうかというふうに私は思っております。道の駅設置にあたっては、駐車場であるとかトイレであるとか街灯の建設や維持費が国費で賄われるだけでなく、観光案内所や交流施設、体験施設など

も建設の支援対象となっております。綿向神社のすぐそばにそのような施設を設置することにより、綿向神社、近江日野商人ふるさと館を含め、日野町の中心地一帯で観光客などの集客に多大な期待ができるものというふうに思います。そのような施設で日野祭をアピールすることにより、たまたま立ち寄った町外の人でも、あるいはブルーメに行く途中、グリムに行く途中に立ち寄った町外の人でも、日野祭を知ることができ、次は日野祭のときに日野町に行きたいなという気持ちを促すことができるのではないかとというふうに思います。しかも、そのための駐車スペースなども道の駅として造ることができるわけです。また、その施設内に町内の文化財を紹介するブースを設けて、そこから町内各地へ誘導することも可能になってまいります。総務省、文科省などの資料に目を通しますと、そのような施設の設置に利用できそうな支援策がたくさん掲載されております。一度検討してみる余地があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課主席参事。

**生涯学習課主席参事（岡井健司君）** 道の駅と博物館というのは、中西議員も前回ですか、ご質問いただいて、そういうものがあるんだなと思っておりましたが、今また改めて、その補助内容ですとか立地につきまして、大変興味深く聞かせていただきました。この文化財保存活用地域計画の中では、拠点施設の整備を検討するという内容で、この10か年の間で検討しようというふうな方向で現在議論が進んでございます。拠点施設と申しますのは、この日野曳山も含めますが、展示施設、それから文化財の収蔵施設、調査研究を行うエリア、住民さん等が学習するようなスペース、そういった機能をどこまで含められるのか、られないのか。あるいは、建設が可能かどうか、どういう内容のものがふさわしいかを含めて、少し時間をかけて、財政状況を見ながら検討しようということになってございますので、その際、大いに参考にさせていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（嶋村和典君）** 道の駅ということで、これまでもいろいろな議員のほうからご質問いただきました。また前回、中西議員からということで、前回は副町長のほうが最初に答弁させていただきました。この日野町の規模で道の駅という自体、町がやっていくという部分につきましては、なかなか難しいのではないかとというところなんです。ただ、いろんな可能性の部分で、前回も博物館を併設したりとかいろんなことがあると。そういった部分でいろんな提案が出てくる中で、なかなか官がするというのは難しいかもしれませんが、そういったことでの1つの提案ということで受け止めたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** 先日ですけど、文化協会の会長さんのお宅でいろいろお話しし

ておりました。文化懇談会の会長も同じ方ですのでお話ししておりましたら、ぜひこの建設を前向きに進めていただけるように町に言ってほしいというのを強くおっしゃっていらっしゃいまして、大宮さんの西側の田んぼはもともと曳山保存館を造るために、あれは空けてある田んぼなんやよって。大宮さんの持ち物の田んぼでというのをおっしゃっていらっしゃって、国道沿いじゃないと道の駅って造れませんので、国道までちょっと距離があるのでその間を何とかしないとイケないというふうな話もそこでしていたわけです。道の駅を造って、その中に保存館というか、資料館をできたら最高だねという話を文化協会の会長さんなんかもおっしゃっていらっしゃいますので、ぜひ検討して見ていただきたいと。今すぐの回答を求めませんので、お願いしたいというふうに思っております。

最後ですけれども、日野町文化協会への補助金についてお伺いしたいと思います。

現在、文化協会は社会教育団体として様々な活動を行っておられ、その中には小学生さんなどを対象としたカルチャー教室なども含まれております。芸術や文化に対し熱心な姿勢を持つ方が多い日野町なので、今後もカルチャー教室などが増えていくと思いますし、それに伴って運営コストもたくさんかかってくるというふうに思います。ところが、近年、物価や人件費高騰などが続いている中でも文化協会への補助金は増えておらず、運営費は厳しさが増しています。文化協会の会長からも、補助金の増大要望を直接伺っておりますけれども、町にもその声が何度も届いていると思います。社会教育に熱心であると標榜する日野町であるだけに、このような状態は嘆かわしいことであると思います。町長はこの要望にどのように対応されるのか、お尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 日野町文化協会様には、本当に文化振興全般、そして町としてはカルチャー教室にも大変ご尽力を頂いているところでございます。ただいまお話しいただきましたご要望等も改めて聞かせていただいて、どういことができるのか研究をしてみたい、そのように思っております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** 文化協会さんのほうからも、直接町長のほうにも何度か要望の届いているんじゃないかなと思いますけれども、ぜひ前向きに何とか方法を考えていただきたいなというふうに思います。と同時に、副町長にもちょっとお尋ねしたいんですけれども、このような文化芸術の保護、社会教育の推進について、今日は社会教育という言葉がよく出てまいります、財政上の事情ですとか、あるいは法であるとか条例の制約というのものもあると思うんですけれども、その上でも何か要望の実現に向けて、これを考えていけるような知恵を絞ることができないかなと思うんです。引き出しの多い安田副町長ですので、その辺のアイデアがあれば教

えていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 副町長。

**副町長（安田尚司君）** 文化財の今の計画、これは非常に前から必要だというふうに考えていたものでございます。この総合計画の一番最初に、皆さんもご存じのとおり、町民憲章があるわけです。その町民憲章の中で一番最初が健康の関係です。それから次が、教養を高め文化の発展と。次が生業に励み豊かな生活。その次にもう1回、よい伝統を守り、進取の気象を養うと、こういうような形で出ています。そのように、いかに教養と文化ということをしかりと、ここの町を見ていたら65年間、ずっとこれを基に総合計画もそうですけども、なっています。そういう意味から言えば、そこの文化的な部分をどのようにできるのかというのは、先ほどからずっと文化財の課長が言っていましたように、いろんな団体さんがおられます。これは実際にたからでございませう。その方々のご意見をしっかりと聞きながら、その方々の知恵も借りながら、どういうことができるのかというのをしっかりと一緒に手を組んでやっていくべきだというふうに考えていまして、今私がこれができるというのはなかなかないですけども、そのような形で進められたらと思っていますので、よろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** ぜひ、長い行政経験もお持ちですし、そういう中ですばらしいアイデアを出していただけるんじゃないかと期待しておりますので、よろしく願いいたします。

私は、この日野町で何がすばらしいかというのと、文化財そのものもすばらしいんですけど、さっきお話したように、文化芸術に親しんでいらっしゃる方がこんなに多い町は知らないです。例えば、私の今住んでおります鳥居平にしましても、150年以上も雅楽がずっと続いてきておりますし、町の真ん中辺へ行きますと、それこそ囃子方の方々が共演会なんかでも、わたむきホール虹が割れるような音で、あんなだけの数のおはやしを聞くなんていうのは生まれて初めてです。感動するようなものもございませうし、そうかと思えば、表向きにやっていると言わなくても、ずっと習字を書いている方とか、あるいは私が最近、議員活動が忙しくなってきたり顔が出せなくて申し訳ないなと思っているんですけど、俳句の会に入っておりますけれども、山本議員のご親戚のところに習いに行っていたわけです。ふだんは田んぼで出会ったり、畑で出会っている人たちが、そこでは何十年って実は俳句をやっている方だったり、行って顔を合わせてびっくりしたりするわけなんです。いろんな方々がいろんなところで文化や芸術に親しんでいらっしゃる、これが僕は日野町のすばらしさのかなりの部分を占めているんじゃないかなと。だから、そういう部分もあるから、逆に文化財を見せ物にするとか観光資源にするというこ

とに対して抵抗を持っている方もあるんじゃないかなと思いますけれども、保存・活用していこうと思うと、やはりお金も必要になってまいります。そういう意味では、ある部分までは観光資源として見ていくことも必要なときになってきたんじゃないかなと思います。という意味で、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** ここで、子ども支援課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。訂正があるようです。

**子ども支援課長（柴田和英君）** 議長からお許しを頂きまして、一部訂正をさせていただきますと思います。最後になって申し訳ございません。後藤議員の一問一答の中で、こども未来戦略の加速化プランの具体的な金額を申し上げさせていただいたんですが、これはまだ案の状態ということで、正式な通知がまだ来ていない状況の中での調整中の案の金額であるということを申し添えさせていただきますと思います。

**議長（杉浦和人君）** 以上で、通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。以上をもちまして、本日の日程は終わります。

委員会審査および調査につきましては、15日午前9時から予算特別委員会、午後2時から総務常任委員会、18日午前9時から厚生常任委員会、午後2時から産業建設常任委員会、19日午前9時から空き家対策特別委員会、午後2時から議会改革特別委員会をそれぞれ開き、委員会の審査および調査をお願いいたします。各委員会の招集につきましては、委員長の通知を省略いたしますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

12月25日には本会議を開き、委員長報告を求めますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

一 起 立 ・ 礼 一

**議長（杉浦和人君）** お疲れさまでした。

一散会 18時44分一